

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年10月24日（月）16：30～21：53

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監、古金谷事故故障対策室長（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）

※文中敬称略

○司会

ただいまから政府・東京電力統合対策室合同記者会見を開催いたします。本日、細野大臣は公務のため欠席です。園田大臣政務官は公務のため、18時頃からの出席の予定です。あらかじめご承知おき願います。なお、福島第一の運転手順書等の公開の件につきましては、本日17時から衆院科学技術・イノベーション推進特別委員会委員長の会見が行われる予定でございます。それが終わり次第担当者がこちらに来て本件について説明する予定です。それでは式次第に従って進めます。最初は環境モニタリングの状況についてです。まずは東京電力から説明します。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本です。それでは環境モニタリングのご報告を2件させていただきます。1件目は空気中のダストのサンプリング結果です。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について』サブタイトルが第213報となっております。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面になりますが、昨日の福島第一の西門、それから第二のモニタリングポストの1番につきましては、いずれの地点もND、検出限界未満という状況でございます。2枚目に経時変化をグラフ化しておりますのでそちらもご確認ください。続きまして、海水の状況です。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について』第206報になります。ページをめくっていただきまして昨日沖合4箇所でのサンプリング結果でございます。4箇所ともND、検出限界未満という状況でございますが、一昨日一番左側、北側放水口におきまして100Bq/L程度の検出がされておりますけれども、昨日のサン

プリング結果では ND、検出限界未満ということでございます。海面等が海が荒れた関係で海底土が巻き上がったためではないかというふうに推定いたしております。経時変化を 2 枚目以降グラフ化しておりますのでそちらの方もご確認ください。当社からは以上でございます。

○司会

次に文部科学省からの説明になります。

○文部科学省

文部科学省の伊藤でございます。お手元に環境モニタリングの結果についてという資料とその別冊を配らせていただいております。まず全国的な状況でございますけれども、各都道府県にお願いしてございます放射能水準調査、それから定時降下物、それから上水の結果については特段大きな変動はございません。それから発電所周辺の状況でございますけれども、20 キロ以遠の空間線量率、それから 20 キロ以遠の積算線量結果、福島県による簡易線量計を用いた固定点における積算線量の測定結果、それから 20 キロ以遠のダストサンプリング、これらにつきましてはこれまで従前と大きな変化はございません。それから資料の 8 番で、20 キロ圏内の空間線量率の測定結果がございますが、これは最も高かったところで $65 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ですけども、前回とほぼ横ばいの状況になってございます。それから福島県における 20 キロ以遠の緊急時モニタリング実施結果について、これも特段の変化はございません。それから資料の 10 番、11 番がこれは現地対策本部と県の災害対策本部で行っております自動車走行サーベイによるモニタリング調査結果でございます。これまで今回発表しております西郷村あるいは天栄村を含めまして 15 市町村について自動車に計測器を載せた走行モニタリングを行ってございます。西郷村につきましては 0.17 から $1.09 \mu\text{Sv}/\text{h}$ という結果が出ております。また天栄村につきましては 0.08 から $1.36 \mu\text{Sv}/\text{h}$ という測定結果になってございます。それから海域の状況でございますけれども、東京電力の方で発表されてるものがございますが、今お話がありましたように、放水口でセシウムで 100 ベクレル前後の値が一部検出されてございますが、一時的なものというふうに考えてございます。それから学校等調査、資料のタイトルで申し上げますと、福島県内の全ての学校等における簡易型積算線量計におけるモニタリング実施結果というものでございますが、これは県内の全ての学校、幼稚園、保育園におきまして、教員の方々、教師の方に積算線量計をつけていただいて実際の学校現場における線量を測っていただいているものでございます。6 月以降実施してございまして今回が 4 回目になります。対象は 1,719 公園でございましたけれども、時間平均に直しますと 0

から $0.7 \mu\text{Sv/h}$ という結果が出てございます。これに基づきます学校等における年間の積算線量を予測してみますと、1 保育園を除いて年間で 1mSv 以下となつてございますが、この1園につきましては測定器の誤作動によるものというふうに推定される日がございまして、それを除けばいずれも年間で 1mSv 以下という形で安定的に低く学校等における線量は抑えられてるといふふうに考えてございます。それから放射線量等分布マップでございましてけれども、資料の14番で先週文部科学省による放射性物質の分布状況等に関する調査研究、「河川水、井戸水における放射性物質の移行調査の結果」について公表してございます。これは6月から7月上旬にかけて梅雨の前と、それから8月上旬の梅雨明け後に河川で50箇所、井戸水で51箇所の採水をいたしまして放射性物質の濃度を調べてございます。結果から申し上げますと、河川でセシウム134、137で各々 1.9Bq 、 2.0Bq/L というのが最高値として出てございます。プルトニウムについてはいずれも検出限界値以下です。ストロンチウムにつきましては、河川で 0.055Bq/L 、ストロンチウム90で 0.018Bq/L というような数字になってございます。全体の傾向といたしまして、梅雨の前後で大きな放射性物質の濃度の変動はなかったということでございますけれども、今後河川水、井戸水につきましては長期的な調査が必要であるといふふうに専門家の評価をいただいているところであります。それから資料の15でございまして、文部科学省による第四次航空機モニタリングについてという資料でございまして、これは福島県の主に発電所80キロ圏内について、4回目の航空機モニタリングをこの24日から2週間ほどかけて行うという予定をアナウンスしたものでございます。その他といたしまして資料番号16ですが、福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への文部科学省の対応についてという資料がございまして、資料の113ページになりますけれども、先週の21日に政府全体としまして内閣府の生活支援チーム、環境省、それから文部科学省におきまして、最近いろんなところで話題になってございます周囲よりも空間線量の高い場所が自治体あるいは市民の方によって発見されております。これに対して政府全体としてどのように対応するかを考え方をまとめ、またそれに対応して文部科学省の対応をまとめたものでございます。政府全体の対応方針につきましては資料の115ページにございまして、文部科学省の対応につきましては113ページ114ページにまとめてございます。かいつまんで申し上げますと、ひとつは文部科学省として放射線量を適切に測定していただくためのガイドラインを作成いたしました。それから周辺より放射線量の高い箇所、これは高さ1メートルの空間線量率が周辺よりも毎時 1mSv 以上高い数値が測定された箇所につきましては、地方公共団体あるいはそれを測定された民間団体等に対しまして文部科学省の方にご連絡をお願いしているところでございます。文部科学省と

してそういう事例が発見された場合には、自治体等にお願いして簡単な除染をまずしていただくと、その上でなお高いようであれば、文部科学省において再計測とか実地検証を行うと。さらにそれでも汚染の広がりがあるって除染が容易でないと判断された場合には、環境省及び内閣府の原子力被災者生活支援チームの方にご連絡いたしまして自治体の方と共同して除染への支援を行っていただくという内容でございます。文部科学省からは以上でございます。

○司会

次に原子力安全委員会から説明します。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤です。私からは 10 月 24 日付の原子力安全委員会の紙で環境モニタリング評価の結果についてという 1 枚の裏表にコピーしてあります紙と、1 枚目が福島県の地図になっております。参考資料を用いて説明いたします。

まず資料の 1 の空間放射線量ですけども、これについては 20 キロ内の空間放射線量率の結果も今回入っておりますけども、特段大きなはありません。それから 2 の空気中の放射性物質濃度であります。参考資料で言いますと 9 ページから 14 ページにかけてでありますけども、今回は福島県において検出限界を下げて測っているポイントも含めまして全て検出限界未満であったということでもあります。

それから資料の 4 の環境資料であります。海水中の放射性物質の関係であります。参考資料で言いますと 22 から 25 ページですけども、東京電力の方で発電所周辺あるいは茨城県沿岸での採取した海水についての結果でありますけども、20 日に採取したものでひとつのポイントでセシウムが出ておりますけども他は全て検出限界未満であったと。出ているポイントについても濃度限度以下であるということでもあります。それから資料の 26 ページから 29 ページにかけては、ただ今も文科省から説明がありましたけども、先週 20 日に発表されました梅雨の前後での河川水、井戸水の中の放射性物質の分析結果であります。結果の概要については説明があったわけでもありますけども、我々としては木曜日に文科省の放射線量等分布マップの作成等にかかる検討会もあったわけですけども、そこでのご議論も踏まえて引き続き対応いただきたいというふうに考えております。それでこの関係で言えば、セシウム、ストロンチウムが検出されたポイントはありますけども、値は全て濃度限度を下回っていたと。またヨウ素、プルトニウムについては検出限界未満であったということでもあります。

最後に資料の最後の 5 の全国の放射能水準調査でありますけども、これにつ

いても特段大きな変化はございません。上水の方では前回 20 日の評価の際に、宮城県の上水、これは 10 月 5 日採取分ですけども、今回も同じデータが出ております。セシウムが 1.2 Bq/kg 出ておりますけども、摂取制限指標の約 200 分の 1 であるということでありまして、私からは以上です。

<プラント状況について>

○司会

次に各プラントの状況について、東京電力から説明します。

○東京電力

東京電力からご報告させていただきます。まずはじめに、福島第一原子力発電所の状況ということで、A4 縦裏表の資料をご覧ください。タービン建屋の地下の溜まり水の処理に関しましては、現在、第一セシウム吸着装置キュリオンと、第二セシウム吸着装置サリーを使用いたしまして水処理を行っております。一番下のポツでございますが、本日 11 時 30 分頃、R0 膜によります淡水化装置の 2 番で、原水ポンプというのがございまして、その軸封部から水漏れがあるということを経営中の協力企業の作業員の方が見つけております。漏れ量といたしましては約 20L で、この淡水化装置の堰の中に全て留まっております。11 時 33 分に淡水化装置 R0 の 2 番を止めまして漏れは停止したという状況でございます。淡水に関しましては、現在 8,000m³ ほど余裕がございますので、原子炉への注水そのものに影響はございませんけれども、今後 R0 の 2 番の 1 を隔離いたしまして、R0 の 2 の 2、それから 3 を利用して淡水化を再開する予定でございます。続きましてトレンチの立抗それから地下の溜まり水の移送の状況につきましてはこの表のとおりです。会見途中で本日の最新実績をお届けできるというふうに思っております。裏面の方にまいります。放射性物質のモニタリングにつきましては先ほどご報告させていただいたとおりです。それから使用済み燃料プールの冷却、原子炉圧力容器への注入、原子炉の状況につきましては、午前 11 時の状況を記載させていただきました。その他の作業の状況でございますが、こちらもお見の途中で最新のデータをお届けしたいというふうに思っております。それから作業関係で 1 点ご連絡がございますが、昨日の 10 月 23 日の午後 2 時頃、14 時になります、構内の野鳥の森付近にございます油を入れる仮設タンクから油が漏れているということをお社の社員が発見いたしております。留まっている量といたしましては、油膜で 20 センチ×20 センチ程度という状況でございます、本日詳細を調査している段階でございます。野鳥の森付近で油膜 20 センチ×20 センチを発見しているという状況でございます。入っている油に関しましては、4 号機の主変圧器の絶縁油でございます。

今後、詳細に調査してまいりたいと思っております。続きまして取水口のサンプリングの状況です。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について』ということで、10月23日採取分でございます。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面から各サンプリング地点での分析結果記載させていただきました。2枚目の裏面から経時変化をグラフ化しておりますけれども、大きな変動等ございませんので、高濃度汚染水が海水中に漏出してないというふうに判断いたしております。続きましてサブドレン水の分析結果です。資料のタイトル申し上げますと『集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水核種分析結果』ということで、A4横の表の形式になっておりますが、10月23日昨日の分析結果は特にこちらで通常の変動範囲内というふうに判断いたしております。集中廃棄物処理施設に溜まっております高濃度汚染水が、地下水中に漏出してないというふうに判断いたしております。続きまして『試料採取・測定頻度と核種分析計画について』ということで、10月24日の右肩に参考資料という形で配布させていただきました。こちらは先日、文部科学省さんの方からご紹介がありましたけれども、測定範囲それから検出限界の見直しというお話しがございましたので、改めて東京電力の対応分の分析計画の変更をお知らせさせていただきました。変更の欄で赤く書いてあるところが今回見直したところでございますので、主に2ページ目の裏面、降下物5キロ付近の、南西5キロ付近の屋上、それからプルトニウムの分析、それから3枚目の裏面になります。ストロンチウムの分析計画の変更といった形で対応させていただきたいというふうに思っております。なお、こちらに関しましては、分析の計画に伴いまして検出限界を見直すということで、本日の海水のサンプリングから適応させていただきますけれども、サンプリング量を増やすということと、計測時間を増やすということと対応させていただきたいと思っております。なお、計測時間が増加する関係で、これまで翌日に公表させていただいた分につきましては、その翌々日になる可能性がございますので、この辺りは少しサンプリングをしながら調整をさせていただければというふうに思っております。それから最後になりますが、こちら第二原子力発電所の状況です。資料のタイトル申し上げますと『福島第二原子力発電所プラント状況等のお知らせ』ということで、こちらは先日10月17日に第二原子力発電所の4号機の格納容器内の清掃作業を実施していた作業員の方が、一日あたり1mSvを超える計画外の放射線を被ばくしたということでご連絡させていただきましたけれども、今回調査結果がまとまりましたので、下の方、下線部を引いたところが当該箇所でございます。大きな点は二つございまして、一つは格納容器内の事前サーベイの結果を作業手順あるいは作業時間等の計画に適切に反映できてなかったということのために、当該高線量エリア

で約 20 分間の作業をしてしまったという点が 1 点。もう一つは、作業員の方がフードマスクをして掃除機での清掃作業を行っておいりましたので、騒音によりまして警報音の確認が、警報の鳴動に気付かなかったというところがございます。以上の点を反映いたしまして、2 枚目の裏面になりますが、対策を講じて今後対応していきたいというふうに考えております。東京電力からは以上でございます。

<質疑応答>

○司会

これから質疑に入ります。前回もお願いいたしましたが、一度にご質問していただく項目数は 3 つまでとさせていただきたいと存じます。その趣旨でございますが、時間の制約がある中、この 1 問だけ早く聞きたい、がなかなか質問の機会が回ってこないというような声が多く聞かれる状況でございます。最初の質問の機会を出来るだけ早く皆さんに一巡させるというための措置でございます。質問全体を制限するものではなく、あとで挙手いただければ再び指名しますので、質問が無くなるまで行うということは従来どおりです。出来る限り最初の質問の機会をスムーズにまわすという観点から、質問数を厳選していただきたく、その目安として項目数を 3 つまでとさせていただいたものです。同様に質問自体も出来るだけ簡潔にお願いいたします。1 つの質問でもあまり長くなるようであれば、改めて手を挙げていただくようお願いすることもありますので、趣旨ご理解のほどよろしくお願いいたします。回答側も出来るだけ簡潔に分かり易く回答いただきたいと思います。質問の際には所属とお名前を名乗っていただくとともに、誰に対する質問であるかを明確にさせていただきようお願いします。それでは質問のある方、挙手をお願いいたします。それではそちらの後ろの方。

○NHK 石川

Q : NHK の石川と申します。質問 3 点お願いします。まず東京電力の松本さんにお伺いしたいんですが、今日、手順書がほとんど全て公表されました。規制官庁側がこうした公表をしたということに対して、事故を起こした会社としてはどのように考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいんですが、まずそれが 1 点です。2 点目が恐らく、恐らくというか保安院の方は、公益性が高いからということで公表をしたと考えられますが、東京電力としては、これまでなぜそれを拒んでこられたのか、社会公益性よりも企業のプライバシーですとか、そういったことを重んじていられたのかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。それが 2 点松本さんにお伺

いしたいのと、あと保安院の森山さんにお伺いしたいんですけれども、保安院も改めて公表に至った理由というのを伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

A：（東電）まず東京電力からお答えさせていただきますけれども、手順書に関しましては、私どもの社内文書でございますので、これまでご説明させていただいたとおり原則非公開というふうに考えております。特に手順書に関しましては、私どもの知的財産もございますし、メーカーさん、他電力さんとも含めた共同研究の成果というのも一部ございますので、そういう意味ではチェック等をする必要があろうかと思っております。また原子炉の安全確保上重要な情報も入っております。特にテロリスト等がこういった情報入手した結果、こういった攻撃をした際には、事業者側がどういうふうな対応をするのかといったことが事前に分かりますので、そういう意味で私どもとしては事故時運転操作手順書に関しましては非公開ということにさせていただきました。今回、保安院さんの方が公開されたということでございますけれども、こちらに関しましては私どもがこういった考えであるということと、保安院さん側が国全体の公益性を判断した上でのご判断ではないかというふうに考えております。

Q：それについてちょっと、今、知的財産もあるしというふうにおっしゃっていただんですけれども、東電さんとしては、社会的な公益性よりも、そちらを重視されたということでしょうか。

A：（東電）はい、私どもといたしましては、そもそもの判断といたしましては、社内の文書でございますので、原則非公開という形でございますし、もちろんいろいろな知的財産、それから原子炉の安全確保上重要な情報が載っているということでございますので、非公開という立場には変わりはありませんが、今回保安院さんの方で、公益性の方をより重視されたという判断だと思っております。

A：（保安院）保安院でございますけれども、手順書につきましてはまた後ほどですね、今といたしますから時から衆議院の科学技術・イノベーション推進特別委員長の記者会見が行われる予定でございますので、その後終わりましたら、担当の者がこちらに来てまた詳しくご説明いたしますが、基本的には事故の原因究明というなかで、その公益性とそれから企業の知的財産との比較考慮のうえ、本件につきましてはやはりしっかりと公開すべきであるという判断

に至ったということでございます。また後ほど実際の手順書を用いてご説明したいと思っております。

Q：細かいところは、あとでお伺いしようと思っております。それで公益性と知的財産との比較の上でとおっしゃったんですが、公益性というのはやはり今回の事故の重大さですとか、そういうことを考えてということでしょうか。どういふところからそれを判断されたんでしょうか。

A：（保安院）はい、まさに今回の事故の重大性に鑑みて、それに比較すればですね、東京電力での知的財産ということもあるんでしょうけども、やはりこの事故の原因究明をしっかりと行っていくという観点から、これはしっかりと公開していくべきではないかというふうな判断に至ったということでございます。以上でございます。

ありがとうございました。

○司会

質問のある方、挙手をお願いいたします。質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。そちらの方、どうぞ。

○日本インターネット新聞社 田中

Q：日本インターネット新聞社の田中龍作と申します。今のNHKの方の質問に続けて、東電にお伺いしたいと思います。社内文書だから原則非公開と、ずっといつもこれで突っぱねてこられるんですが、これだけ公共性が強くて、なおかつ公共性が強いというか、地域独占で公共性が強くて、しかも今回の事故で何十万人も被ばくさせて、それどころか日本の農業全体がダメになっちゃいかねないような状況まで追い込んでいながら、原則非公開というのは通用しないんじゃないんですか。まずそれをお答えください。

A：（東電）はい、通用するかしないかにつきましては、いろいろな皆さんのご判断があらうかと思っておりますけど、私どもとしては社内の文書でございますので非公開という立場は変わりません。

Q：普通の営利企業というか普通の競争原理のある私企業でありましたらば、その今おっしゃった論理は通用すると思っておりますが、そうじゃないんですよ。利用者と国民の税金によって支えられているんですよ。それは通用しないん

じゃないですか。

A：（東電）はい。ですから私どもとしてはそういった文書でございます。文書の性格としては社内の文書でございますし、書いてある記載内容そのものに知的財産の問題もございまして、公開されますと、原子炉の安全確保上支障がある問題がございまして非公開とさせていただきます。

Q：そうじゃない部分もあるはずですよ。そうじゃない部分も。あれだけ98パーセントぐらい真っ黒というのはありうるんですか。全てテロに関わるんですか。

A：（東電）はい。一部報道で黒塗りの手順書が出ておりますけれども、私どもは今回のイノベーション特別委員会さんの求めに応じて必要な箇所を提出させていただいたものでございます。アイソレーションコンデンサが55度/hで制御するのかどうかという点ですとか、格納容器スプレイ系が手動起動なのか自動起動なのかというような点がご質問の趣旨だったので、そののところが分かるような形で提出させていただいたものでございます。

Q：国民が疑問に深く疑念を抱いているのは、秘密主義があまりにも東電は過ぎるわけですよ。つまり私、柏崎の訓練に取材に行きましたら、訓練施設のメーターつさえも写真に撮らせなかったんですよ。訓練センターのメーターがどれだけテロに関係があるんですか。不思議でなりませんでした。

A：（東電）はい。具体的にどういう写真をお撮りになろうとしたのかちょっと私存じ上げませんけれども、いわゆるメーター類ですとか計器類に関しましてはそういう意味では場所等があるいはどういう物が付いているということが分かるので写真撮影等のご遠慮いただきたいということを申し上げたのかもしれないけれども、建物の基本的には写真撮影等をいわゆるご遠慮いただいているのは、いわゆる核物質防護上の設備でございますので、ちょっとどういう物をメーターとして撮るなというふうに私どもが言ったのかはちょっと確認する必要がございまして、ちょっと普通では無いと思っておりますけれどもちょっと確認させてください。

Q：建物は分かりますよ。こっから侵入されるというのが特定されたらこれは危ないから、それは理解できます。訓練施設の中の計器の一つですよ。

A：（東電） そのおっしゃる訓練施設がどの訓練施設を使っているのかちょっと分かりませんが、当時柏崎で行った訓練は、保安院さんが求めている緊急安全対策の訓練だと思えますけれども、そちらでは建物の全景等はあるいは扉等が分かるような写真をご遠慮いただくというようなことでご案内はしているというふうに思います。

Q：分かりました。水掛け論になるから言いませんが、とにかく社内文書だから公開出来ない。それから原子炉の安全に関わるということでこれまで秘密主義が貫かれてその結果がこれまでの今回の大事故に繋がったと国民のほとんどは思っておるということをご理解ください。それだけです。

○司会

質問のある方、挙手お願いいたします。それでは、まず後ろの方その後そちらの方。

○フリー 木野

Q：すいません。フリーの木野ですけれども、東京電力の松本さんに。非公開の先ほどのその手順書なんですが、非公開の理由としていつもは安全上の理由というのをおっしゃいますが、今回保安院の方からそういったことも含めて公開されているんですけども、そういう意味では安全上の理由というのは外れると思うんですがそうすると残るは社内文書だからという理由だけになるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

A：（東電） はい。私どもとしては考え方は変えておりませんが、保安院さんの方で公開しても構わないというご判断ではないかと思っています。

Q：東京電力としてはまだ文書の中に安全上の問題があるというふうに考えているということですか。

A：（東電） ちょっと私も現在保安院さんが当該のイノベーション特別委員会でどういうものを公表あるいは今後公表されるのかについては見ておりませんが、私どもとしては提出した手順書の考え方に変更はございません。

Q：いやどこが公表というよりも、以前黒塗りで出された物よりも今回の物は明らかに数が多いわけで、そういう意味で安全上の理由というのが当然含まれるはずだと思うんですけども。

A：（東電）はい。それは私どもが考える安全確保上支障が出るということと、保安院さんが考える安全確保上支障が出るという見解の相違ではないかと思っています。

Q：分かりました。

○司会

はい。それでは次の方どうぞ。

○NPJ 日隅

Q：NPJの日隅ですけど、一つは東電のプラント状況のお知らせの2ページ目でご説明いただいた放射線管理員がきちんとチェックが出来なかったという部分なんですけども、これはその普通に考えるとパソコンにそういうデータが入っていてそのような計画を策定するときは、当然何がしかのチェックが出来るようになっていないかと思うんですが、そうなっているんでしょうか。もしそうなってないとするならば対策として書かれている事前測定データを用いて作業毎に測定を行うというのは具体的にはどのような改善が出来るんでしょうか。それは人的なチェックを多重的に行うとかそういうような趣旨なんですかというのがまず一問目です。それからもう一つは原子力安全委員会の方で低放射線についての説明について前もご検討、改善するところについてご検討をいただいているということなので、ちょっと私の方で確認したいんですが、説明には疫学的なアプローチについては書いてあるんですけども、動物実験に基づくアプローチとか細胞学的アプローチについてICRPが比例的に健康被害が生じるということの結論つけていると思うんですが、そこら辺について触れられてないので、そこら辺について触れた上で疫学的アプローチについては低線量なのでいろいろな背景に隠れることによってなかなかいろんな説がありうるんだというようなことであればいいんですが、そこら辺に触れられる予定はあるのかどうかということですね。これはICRPがパブリケーション99の総括のHで、全体としての事実はある普遍的なしきいの存在を指示しないんだというふうに結論付けているものですから、そこは明確に比例的に健康被害が生じるということもICRPも認めていると思うので、それはきちんと説明をされたほうがいいのではないのかなというのが一点。それともう一つは原子力安全委員会の専門委員である杉浦さんという方が22日のNHKのシリーズ日本新生「食の安心をどう取り戻すか」というとこの第二部で幼児の食品の放射線の規制値について「摂取量が少ない

から大人よりむしろ安全になるんですよ」とこの数値がですねというような説明をされたんですが、幼児は確かに大人に比べれば摂取量は少ないんですが、体重も少ないので一細胞当たりの摂取量ということになる、あるいは単位重量あたりの摂取量ということになると別に低いわけじゃない気がするんですが、これは安全委員会としてそういう見解を持たれているのかそれとも単に杉浦さんがそのような発言を NHK というような場でされたのかその辺はどちらなのかとの以上の3点です。

A：（東電）はい。まず東京電力からお答えさせていただきますが、第二原子力発電所の4号機の1mSv 越えの件につきましては問題といたしましては事前の作業エリアの線量測定は行っておりましたけれども当該のエリアが高い線量率であるということが十分に実際の作業に反映出来ていなかったということだというふうに思っております。したがって対策としては二点ございまして、一つは実際の事前測定データを用いて作業前の直前にもう一度確認をするということ。二点目は周辺の作業で高い放射線エリアで作業をする場合には作業方法を考慮した事前の計画を立ててそれを作業開始前に作業員に周知した上で作業するということとなります。したがって質問のお答えといたしましては人的な対応ということになるかと思えます。

Q：そのデータの共有方法について何か改善されるような予定はないのでしょうか。

A：（東電）はい。データに関しましては格納容器内のいわゆる線量マップエリアというのを作っております、それは放射線管理員それから作業員の方が見られるような仕組みにはなっております。

Q：今言っている共有というのは、例えば最初に質問の時に言いましたパソコン上にきちんとそういうデータを落としておいて、仮に人的に発見できなくてもきちんとパソコンの方のデータから自動的にそういう所がチェック出来るような形に出来ないのかなと思って。

A：（東電）はい。そういった機械的にチェック出来る仕組みは今のところございませんけれども、情報の共有が出来るような仕組みは既にございますし、改めていわゆる管理区域の入り口それから格納容器の入り口には線量マップを掲示してこのエリアが高いというようなことで注意喚起はしたいというふうに思っています。

Q：現状ではそういう事だと思いますけど、もし今後同じようなことがもし仮に起きたときにはそういうことも検討していただければと思います。

A：（東電）はい。分かりました。

A：（原安委）はい。安全委員会ですけれどもまず低線量放射線の健康影響の関係なんですけれども、私どもが5月からホームページにアップしております文章は、ICRPの2007年の基本勧告にかなり依拠をしたものでございます。それで御言及のあったICRPのPub. 99ですけれども、これは放射線関連がんリスクの低線量への外挿入ということでむしろ中身をよく読みますと、高線量域というか100mSv以上のオーダーでのリスク係数が低線量域でも当てはまるかといったようなところが中心に議論されているものと受け止めます。それで、2007年勧告ではこういった低線量のリスクとしての情報源としては、このICRPのPub. 99も当然用いておりますけれどもそのほかにも非常に多くの文献を用いて2007年の勧告が出されているということでございます。したがって我々としてはPub. 99にどう書いてあるから直ちにどうするというのではなくてそれも含めてもう一度よく見直してみたいと思います。おっしゃるとおり今の記述ですと疫学的手法による判断が中心だというような書き方になってる、そこはあんまり正しくないような印象も受けますのでちょっと広い目でもう一度見直してみたいと思います。ご指摘ありがとうございます。それから二点目の杉浦先生のご発言に関するものでありますけれども、原子力安全委員会の専門員というのは基本的に専門部会等で非定期的に集まる専門部会などのご参加いただくということで発令しているものでございますので、基本的には専門部会以外での場の発言というのはその先生ご自身のお考えを述べているものというふうに承知しております。それで今ご指摘のありました摂取量云々の関係なんですけれども、これは食物摂取の指標の計算の出し方のときにも触れたことがあるんでありますけれども、いくつかの年齢層に区切ってやったわけですが、それぞれの年齢層で食品の摂取量がどれぐらいか、それによってある濃度の放射線物質を含んでいるとすれば通常の食べ方をしていれば一日あたりとかどれぐらい、あるいは一年でどれぐらいの放射性物質を取り込むのかというのが出てきます。一方またそれをもとに一単位の放射性物質を体の中に取り込んだ場合の影響がどう出るかと。これも年齢によって違います。したがって一概に幼児だから摂取量が少ないからどうこうとは言えないわけですが、ただ摂取量とそれから単位摂取量当たりの影響の出方組み合わせて見た場合には幼児の方が影響の出方とし

ては小さくなるケースもあると。そこは事実であります。ただそれがユニバーサルにどっちかということではなくて、そこは年齢層ですとか問題になる放射性物質あるいはフードバスケットの中のグループによる話したというふうに考えております。

Q：ICRPの先ほどの話ですけれども、2007年勧告の64項にも科学的に100mSv以下でも比例すると考えるのが科学的もっともらしいとか、72項以下アメリカのBEIRの委員会ですかね。この委員会ではいわゆる低線量だから比例的な場合に考える場合でもいくつかの係数をかけることでリスクを少なめに見るとというのが、アメリカの方の委員会では1.5という数値でこのICRPは2ということにより危険性が少ない方向で考えているというようなことも書いてあって、それは前提として当然比例に考えるんだというのが前提としてあるんだと思うのでその辺もご確認をいただいた上でしていただければなど今の発言を聞いて思いました。それから杉浦さんの件については今言われたようなデータ、説明いただいたようなデータが我々どこ見るとアクセスできるのかちょっと後でもいいので教えていただければと思います。以上です。答えは一つ目の答えは結構です。二つ目の方の答えは今じゃなくても後でも結構です。

A：（原安委）最後の点ですけれども、以前飲食物の摂取制限の指標をどうやって決めているんだというお尋ねがあったときに説明ペーパーをお配りさせていただきます。ちょっと日にち忘れましたが、それがまさに年齢グループに分けて出させていただきますので、そういったものをご覧いただければと思います。

○司会

それではご質問のある方。後ろの席の一番後ろの席のそちらの方。それからそちらの一番端の列の男性の方。その後そちらの女性の方。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。森山さんに3点お願いします。よろしくお願ひします。冷温停止実現後三年間の安全対策を求めた東電の計画書につきまして22日いわき市で開かれた意見聴取会で様々な意見が出たわけですが、これをどう受け止めてどう整理して東電側に再提出を求めるのか。求めない場合もあると思いますがまずこの点について第一点お願いします。二点目としまして以前から東電にも保安院にも枝野大臣にも質問しておりましたが、1号機から3号機の炉心が再損傷する確率につきまして5000年に一回と試算

した件につきまして、当日参加された大阪大学の山口教授が実際の事故を起こした以上こうした確率論は意味がないと批判されましたがこれをどう受け止めていらっしゃるのか。これが2点目です。3点目としまして22日とあと23日現地調査もされたと思うんですけども両日含めて議事録は公開されるのかどうか。この3点につきましてお願いします。

A：(保安院) はい。まず意見聴取会22日にいわき市で開催いたしました。様々なご意見をいただきまして今お話しがありましたようなご指摘がありましたような確率論的な問題ですとか、あるいは監視系のより一層の充実が必要であるとか様々なご意見をいただいております。今後ですけども基本的には東京電力に設備運営計画を見直したものを提出していただくこととなりますが、具体的な対応についてはこれから検討をしたいと思っております。いずれにしても内容の修正をお願いすることとなります。その旨は意見聴取会でも保安院の方から申し上げたというふうに聞いております。それから確率論的安全評価の件でございますけれども、ご意見をいただいておりますので、いずれにしても今、専門家のご意見をいただきながら評価をしていくというプロセスでございますので、その専門家のご意見をいただいて更に見直していただいたものについても、再度その専門家のご確認をいただくということになると考えております。それから議事録についてはまだ出来ておりませんが、整理をしていきたいと思っておりますけれども、2日目は基本的には現場確認ですので、必ずしも議事録というものはございません。そこはまたご覧になった上でのですね、これからいろいろご指摘をいただけるであろうというふうに思います。以上でございます。

Q：まず第1点目なんですけれども、これは第2点目にもかかるんですけど、結局いろんな意見が出たと思うんですけども、専門委員の方々のどの意見を保安院の方が東電に対して具体的に求めるのかというところをお伺いしたいんですけれども。その取捨選択というのはどういう基準でどういうふうに求めるんですか、東電に対して。

A：(保安院) 具体的なところはですね、これから22日に意見聴取会があったばかりですので、保安院としてもよく整理をしたいと考えております。これまでも他の案件でもそうでございますけれども、東京電力からヒアリングをする中で指摘をして、最終的にはどういう形かまだ今決めておりませんが、いずれにしてもいただいたご意見につきましては、きちんとご説明をする必要がございます。東京電力の説明で十分なのかどうかということも含

めてですね、いずれにしてもご説明をする必要がございますし、中には当然東京電力の計画そのもの、あるいは評価そのものを修正していただく必要があるものもあると考えております。その点につきましてはこれから良くご意見を保安院としても整理をした上で、東京電力にどういう形か決めておりませんけれども必要な指示をしていきたいと考えております。以上でございます。

Q：貴重な意見だと思うんですけども、それをどういうふうに東電側に求めるか決めてないというのは理解に苦しむんですけども。それはきちんと例えばA先生からこういった意見が出た、Bさんからこういった意見が出たという形で、表とかそういった形できちんと整理して、それに対する保安院の見解も整理して、その上で我々の方に公表していただけたということはしていただけますか。じゃないとせっかくの意見聴取会といっても無意味だと思うんですけど。

A：（保安院）いずれにしてもですね、意見聴取会の議事録というものは整理する必要がございます。それで、安全審査のプロセスとして、近いプロセスを今とっておりますけれども、保安院として出された意見に対してこういうふうに考えたんだということはきちんとご説明する必要はあるというふうに考えておりますが、具体的な方法はですね、これにつきましてはもう少し整理をさせていただいた上でまたご説明させていただければと思います。以上でございます。

Q：あと2点目の大阪大学の山口教授がこうした確率論は意味がないという発言は、すみません私新聞で確認したんですけども、具体的に確率を出すのであればこういった形で出すべきだという意見は特には出なかったのでしょうか。あくまでも、東電が出した5000分の1という確率の試算計算方法について批判が出たとそこまででしょうか。

A：（保安院）私まだ参加した者から詳細な議事の内容を把握しているわけではございませんが、山口先生からはですね、いろんな状況を考えた上での確率論的な評価が大事だといったようなご指摘ではないかと、まだまだ確率論的评价の工夫の余地があるということではないかと思っておりますけれども。私まだ詳細なですね、議事録を見ておりませんので、そこはまたよく確認していきたいと思っておりますけれども、リスク、どういうふうな損傷と言いますか、今後事故と言いますか、そういうものが起こるかどうかということをもう少し幅広く良く見ていく必要があるといったご指摘であるというふうに理解してお

ります。

Q：すいません、所管のちょっと確認をしたいんですけども、この計画書というのはあくまでもこの責任所管というのは枝野大臣でよろしいのでしょうか。それとも原災本部が持つような内容になるのでしょうか。今回のこの件につきましては。すいません、確認です、これは。

A：（保安院）本件につきましては、保安院で見えておりますので基本的には枝野大臣の責任の下にやらせていただいているというふうに考えております。当然、細野大臣にもご報告していきながら、ご指導いただきながらということはございますけども。

Q：分かりました。すいません、最後に。保安院としての整理が出来るの、どれくらいをめぐりに整理されるお考えでしょうか。見通しで結構なんですけれども。要するに東電側に示す、こうした意見が出たのでこういう形で再提出を求める時期です。あとは我々に意見聴取結果を基に保安院としてはこう考えるという結果を我々に示してくださる時期について、見通しについて教えてください。

A：（保安院）そこはまだ意見聴取会、週末に終えたばかりでございますので、まだそこまで具体的なスケジュール的なとこまで至っておりませんので、またそこは決まりましたらご説明させていただきたいと思っております。

○司会

それでは次の方どうぞ。

○ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋ですが、文部科学省の伊藤さんにお伺いしたいんですが。21日にいわゆる福島県以外のホットスポット対応というのが決定されて、これ115ページでしょうか、この中の2ポツの①、地方公共団体が発見した場合と民間団体が発見した場合でふたくりになっていて、文部科学省へその旨の連絡を行うとともに可能な範囲で簡易な除染を行う事を要請する、これちょっと主語がどこにあるのか分らないんですけど、文部科学省が地方自治体に要請するという事でよろしいのか。つまり、一時的に福島県以外の地域でホットスポットを見つけた場合には、文科省に報告をしたら、誰が簡易な除染というのをやるというふうに理解をしてよいのかと。2番目

は3ボツ以降ですと、それでもなおかつ1 μ Sv より高い地域がある場合にはさらに文科省が再計測をしてその上で除染等の対応が4にあって、よく分らないんですけど最後に、速やかに市町村と連携して市町村の要望を踏まえ除染への支援を行うと、この段階で最後に環境省と内閣府が出てくるんですけど。非常に分かりにくいんですけども、要は柏でも佐倉でもホットスポットが見つかったらどういう形で国は地方公共団体を支援するんでしょうか。

A：(文科省) 文部科学省でございます。今ご質問の中で引用された箇所をですね、文部科学省の方で改めてまとめたものが資料の113ページ、114ページになります。こちらの方が時系列的と申しますか、もう少し簡便にまとめてございますので、ちょっと改めてポイントをお話ししたいと思っております。113ページの2にありますように、周辺より線量の高い箇所の報告のお願いとして、我々想定しておりますのは一つは地方公共団体が発見する場合、それから世田谷の件は結果的に違いましたけれどもそういう民間の団体、あるいは住民の方々の自発的な計測によってそういう箇所が見つかる場合がございます。そのいずれであっても、まず文部科学省にその旨のご連絡をいただければと思っております。あまり厳密に両者を区別して考えるつもりはございませんので、まずは連絡していただければということで窓口をそこにかかっています。それで、その次にありますように可能な範囲で簡単な除染を行っていただくようお願いいたしますということで。簡単な除染とは、例えば側溝の泥の除去ですとか落ち葉の回収ですとか、あるいは水による洗浄ということで、住民の方が直接そういうことをやっていただくことも可能ですし、あるいは自治体の方と相談してやっていただいてもよろしいかと思っております。まずそういった対応をしていただいておりますね、それでも引き続き高いというような場合につきましては114ページになりますけれども、ここから先は文部科学省と地方自治体のご相談になろうかと思っておりますけれども、改めてどういう計測で測ったのかとか、状況はどうかと確認させていただいて、専門家、原子力開発機構の方と一緒に再計測や実地検証を行うと、柏が、結果的にこの対応方式の適応第1号になったようなところがありますけれども、日曜日に文科省の職員と原研機構で出かけて行って、再計測などを行ったところでございます。今回の柏の例をとってみますと、今申し上げた、簡易な除染で、線量が下がることではございませんでしたので、ここでいうところの除染が容易ではない放射能汚染があると確認された場合には文科省は、環境省と内閣府の支援チームの方にその旨の連絡を行うようになってございますが、柏の件につきましても、環境省と支援チームの方に除染について、今後自治体とどういう形でやっていただくかについて、協議していただくよう、つないだ次

第でございます。したがいまして、そこから先の環境省なり支援チームの対応につきましては、私がこの場で申し上げる話ではないかもしれませんが、専門家の派遣ですとか、除染の方法についてのアドバイスを行うことになるのだらうと理解しています。

Q：要するに、福島県の場合は全面に内閣府や環境省が出っ張ってるという建前になっているということによろしいのですかね。

A：（文科省）あの、福島県につきましては除染の政府による支援チームというのを編成いたしまして、各市町村をまわってですね、除染計画の策定とか除染のアドバイスをしております。そういった対応が福島県以外ではできていないという状況でございますので、今回のような対応、福島県以外での対応方針というのを関係省庁で取りまとめたということでございますが、今後除染についての特別措置法ができて、環境省の方でいろいろな対応、地域指定の基準とか、その後の対応について検討されていると伺っておりますので、そういったルール・枠組みができるまでの、当面の暫定的な対応として今回のような考え方を関係省庁と一緒にまとめたものでございます。

Q：あの、地方公共団体の側からは9月段階で東電に除染に生じた様々な残土ですとか廃棄物についての始末をする場所、仮置き場を東電に出してほしいと、あるいは地方公共団体が出したお金については当然ながら原因者である東電に請求する枠組みを、早く作ってくれというのは、これは千葉の段階でも出ているわけですね。するとこの簡易的な除染というのは全て、当該地方公共団体あるいは、正確にはよく分かりませんが、報道によると幼稚園には幼稚園児の親御さんに請求する場合もあるように伺ってますけれど、その簡易な除染の費用負担はどのようになっているのでしょうか。

A：（文科省）はい、あのここで申し上げてる簡易な除染というのは、例を申し上げたような、水による洗い流すとか、落ち葉の処分とかということでございますので、個人あるいは自治体の方で、通常の道路内側溝の管理という範囲内で対応可能ではないかと考えておりますので、今回このような簡便な除染をしたことに伴う国の財政的支援は、現在のところは考えないということでございます。

Q：ということは、地方公共団体は、東京ではどこに請求すればよいことですか。

A：（文科省）あの、各自治体によっていろいろな考え方があろうかと思imasuので、そこについては私、文科省の方から申し上げる立場にないことを、ご理解頂ければと思います。

Q：その要請が地方公共団体から出ていることは、東京電力の側もご存知だと思uのですが。まだ決まっていらないのでしょうか、既にそういう請求はありますか。また、それについて、どういうふうに対応されますか。

A：（東電）はい、東京電力でございますが、まだ具体的な請求について、どう対応するかは決まっておりません。

Q：現実の請求はないのですか。地方公共団体とそういう所から、請求はないのですか。

A：（東電）ちょっと確認させてください。

○フリー 柳原

Q：フリーの柳原三佳と申します。2つお伺いします。1つは11日と13日の会見で、私、3人目の作業員の死因についてこだわって質問させていただいたのですが、その時、解剖の有無、それから死因はお答えできないということでした。解剖については承知していないということでした。ところが、先週、作業員の方の死因が、突然発表されたのですが、単独会見ということで発表されたということなのですが、差し支えなければ、この会見で私たちが何度も質問していましたので、どういう経緯で死因が発表されたのか、そのあたりをご説明していただければと思います。それからもう一つは、前回の会見なのですが、園田政務官が7時頃に到着されるということで、私たちの方にメールで連絡があったのですが、園田政務官が到着される前に会見が終了してしまいました。園田さんに質問がしたくて、その時に一生懸命この会場に向かってた方たちもいるわけなのですが、今後のルールとか、今日もそうですが、園田さんが6時頃いらっしゃるとか事前におっしゃってるわけですが、その到着を待たずに会見を終わらせてしまうということは、いかがなものかと思うので、そのあたりのご意見をお聞かせください。よろしくお願ひします。

A：（東電）はい、東京電力でございますが、亡くなられた方の病名の公表につきましては、10月20日の夜にご遺族の方のご了解が得られましたので、21日の私たちの午前の会見で公表させていただいたものです。

Q：その死因と病名と、そのあたりについて、もう少し詳しく教えていただけますか。

A：（東電）はい、亡くなった病名は後腹膜膿瘍による敗血症性ショックということでございます。

Q：その病名と、それから死因ですね、それから作業に関係ないという判断というのは、どのようにくだされたのでしょうか。

A：（東電）はい、こちらは、いわゆる作業に関しましては8月からこの方、働いてらっしゃいますけれども、1日3時間程度の46日間だったと思いますが、作業日数と作業時間でございます。被ばく線量に関しましては、3ヶ月間で2.02mSvでございますので、被ばくとの因果関係もないと私どもは判断しております。

Q：その、後腹膜膿瘍というのですか。それは、具体的にはどのような症状が現れるのでしょうか。

A：（東電）私も医療関係のホームページで見た限りでございますけれども、細菌ですとかウィルスによりまして腹膜に膿瘍ができるというふうなことでございます。

Q：それは突然起こる、つまり体調が悪くなってから作業にかかっているというようなことは考えられないのでしょうか。

A：（東電）この亡くなられた方がどういった前歴、病歴をお持ちだったのかについては私どもとしてはお答えすることはできません。

Q：司法解剖、もしくは行政解剖の有無について、それに関しては今回ご遺族はどのように発表してもいいかどうかも含めてどのようにおっしゃっていましたか。

A：（東電）私どもは病名の公表についてご了解が得られたということをお伺いしただけでございますので、そちらの方についてはお答えは控えさせていただければと思います。

Q：ということは、やはり公表は控えるということで、前回の質問の続きになりますけれども、死亡診断書は出ているけれども、解剖はしたかしなかったかはまだやっぱり答えられないというお立場ですか。

A：（東電）はい、そのとおりです。

Q：分かりました。ではその続きは園田さんが到着されてからお伺いしたいと思います。じゃあ、次の点についてお答えいただけますか。

○司会

前回の会見でございますけれども、事前には園田政務官、どうしても外せない公務のため19時からの予定でございます、その旨をお伝えしておりました。その当日の会見の状況でございますけれども、一とおりの場のご質問をお伺いしまして、ちょうど5時半過ぎくらいでしたか、質問が一とおりの場を過ぎてですね、そこから質問が長かったという状況で、その時点でまだ政務官が到着されるのがかなり先ということでございましたので、会場において今日はこれで終わりにさせていただくと。それからまた、政務官の質問ということにつきましては次回の場でご質問ということでその場での出席されている皆さん方のご了承をいただきまして、そこで終わりにしたということでございます。政務官の公務につきましてはいろいろとその時々でございます、今後そういうような状況がございます。それにつきましてはその会見の場の状況といえますか、そういったことなども踏まえましてその時々で運用させていただきたいというふうに思います。

Q：状況は私たち把握はしているんですが、6時に政務官がいらっしゃいます、7時に政務官がいらっしゃいます、という連絡を事前にいただいているわけなんですが、今後も同じようなことが起こるということでしょうか。

○司会

それも、場合によってはそういう状況によって、その場の状況で判断をされるというふうにご理解いただければと思います。

Q：分かりました。

○司会

それでは、次にご質問のある方。後ろのそちらの方。その次そちらの端の方の後ろの方。

○フリー 木野

Q：すみません、フリーの木野ですけれども。最初、東京電力松本さんに何点かあるのですが、一つが作業員の死亡と作業の因果関係なしのこの判断の件でちょっと確認したいことがあるんですが。日曜日に川俣さんが産業医の判断だということをおっしゃっていたようなのですが、これは以前松本さんに死亡を確認した医師の判断なのかどうかを確認したことがあったと思うんですが、これは確認なんですが、どなたの判断、死亡した医師の判断なのか、東京電力の産業医による判断なのか、どちらの判断で因果関係なしということになっているのでしょうか。それから、福島の実地で住民に説明会を東京電力の方でやられているようなのですが、これはこれまでの回数、それから場所、参加者数、内容等に関して何らかの形でお示しいただくこと、公開いただくことはできないでしょうか。それから、先ほどもう一点、建屋内の線量マップを貼りだしているという作業現場に、というお話があったのですが、これは同じものを我々に提示していただくことというのはできないでしょうか。以上、お願いします。

A：（東電）はい、まず因果関係の件でございますけれども、こちらは死亡診断書の病名を東京電力の産業医の先生にお伝えしたところ、線量からいって被ばく線量と今回の病名、病気に関しましては因果関係がないという見解をいただいたものでございます。したがって、この方の亡くなられたことと、いわゆる作業に起因するかどうか、いわゆる労働災害なのか、あるいは不審なものがあるかについては現場で、現場といいますか病院で診断をされた先生ということになります。それから、住民説明会の状況でございますけれども、こちらに関しましては、まず10月19日までの実績でございますが、個人の方々に向けて約80回、法人、それから個人事業主の方々に対して160回でございます。参加された人数に関しましては、個人の方が約2,800人、法人及び個人事業主さまの方が約1万2,300人という状況でございます。今後の予定でございますが、引き続き個人さま向けには約30回、法人及び個人事業主さま向けについては120回という状況でございます。それから、建屋に関する貼りだし等につきましては、これは基本的には作業員の方が被ばく線

量を低減させる、あるいは不用意に高線量の近くに近づかないようにする掲示板でございますので、今のところ一般に公開する予定はございませんけれども、準備をするかどうかについては検討させていただければと思っています。あとそれから、説明会の他にですね、個別訪問という形で個人の方には約 510 件、それから法人及び個人事業主さま関係には 350 件の訪問実績がございます。以上です。

Q：分かりました。確認なんですけど、そうすると最終的に今、東京電力さんがおっしゃっている死亡と作業の因果関係なしという判断というのは、死亡診断書だけを見た産業医の方の判断ということによろしいですか。

A：（東電）そうですね、私どもとしては元々この作業日数の関係と被ばく線量の観点から判断させていただいております。

Q：分かりました。あとですね、住民の説明会なんですけれども、回数は今、分かったんですが、ごめんなさい、ちょっと聞き逃してしまったんですが、引き続き 30 回、法人 120 回というのは、これは何の回数ですか。

A：（東電）今後の説明会の開催予定回数でございます。

Q：いつまでの。

A：（東電）今のところ、いつまでということは決めておりませんが、全体を行き渡らせる、あるいは必要があるということで今考えているのが 30 回と 120 回という状況です。必要に応じて説明会を増やすことは当然考えております。

Q：それぞれの説明会の中でどういった話があってどういった要望があって、東電としてそれにどう対応しているのか、というようなことというのはご説明いただけないでしょうか。

A：（東電）詳しい状況は、これは賠償に関する説明会でございますので、賠償の関係のご説明をさせていただいております。手続きが不明な箇所ですとか、あるいは賠償の対象になるのかといったようなことがご質問に対して丁寧に回答させていただいているという状況です。

Q：先方からのどういう、例えば質問が、こういったものは賠償にならないか

どうかですね、個別のその具体的な内容というのが開示されていると、他の場所での説明会にも非常に参考になると思うんですが、そういったことというのはされないのでしょうか。

A：(東電) はい、今のところ私どもとしては予定ございませんが、当然いろいろな方々のご意見を踏まえて統一的な回答、あるいは対応ができるようにしたいというふうに思っております。

Q：分かりました。それから線量マップの件なんですが、これは以前敷地内の線量サーベイマップの時も同じ回答をされていてですね、その後公表いただいているので、できるだけ速やかに、そういったものがあるのであればお願いしたいんですが。

A：(東電) はい。ただし、こちらは福島第二原子力発電所でございます、少しどういった形で提供できるかも含めて検討させていただければと思っております。

Q：分かりました。第一の方ではまとまったものというのは、これまで個別のものはいただいてるんですが。まとまったものというのは無いのでしょうかね。データとして。

A：(東電) 配布させていただいているのがまとまったものでございまして、もちろん第二で用意しているような格納容器の中等というのは、今1号機から3号機、4号機も含めて、3号機まで入れる状況ではございませんので、測定そのものができておりません。

Q：解りました。2Fだけでもお願いいたします。

○司会

はい。それでは、次指名されていた方。その奥の方どうぞ。

○回答する記者団 佐藤

Q：はい。ありがとうございます。回答する記者団の佐藤と申します。東京電力に質問2つ。保安院に質問1つ。よろしくお願いいたします。まず東京電力にですけれども。前々回の合同会見で、免震重要棟での集中監視システムで使われている、ウェブカメラ集中監視に関してなんですけれども。このウ

ウェブカメラ集中監視で、監視できているカメラの台数というのが何台か、確認をお願いしましたがけれども、確認できましたでしょうか。それと、所在不明の作業員に関してなんですけれども、現在までに確認されている、所在不明の作業員で最も古い人というのは、何月何日から作業に入った人が判れば教えて下さい。それと保安院に、前々回の合同会見でライブカメラの設置可能場所を、保安検査官が中で確認することができるか、その質問をさして頂きましたけれども、東京電力の要望があればっというお答えでした。東京電力の要望がないという一点だけが理由なのかどうか。それと、東京電力の要望が根拠になる法令上の理由というのが何かあるのか、。それを教えて下さい。よろしく申し上げます。

A：（東電）東京電力でございますが、ウェブカメラの監視台数は約 90 台がございます。それから、現在連絡が取れない方に関しましては、9月30日の時点で20名おりますけれども。一番古い者は、3月の新規入域者3名でございます。

Q：先に質疑申し上げます。3月の新規入域者3名で、その方達が3月の何日に最初に、入ったのかどうか解りますでしょうか。

A：（東電）ちょっと手元にデータがございませんので確認したいと思います。

Q：はい。よろしく願いいたします。それと90台ということですがけれども。この90台を集中監視ウェブカメラ1台で、監視しているということでしょう。

A：（東電）約90台ございまして、それぞれディスプレイに何台かに分けて、表示をさしてるという状況です。

Q：原発の方に設置されているカメラが約90台で、それを複数台のモニターで監視していると、そういうことでいいでしょうか。

A：（東電）はい。そのとおりです。

Q：はい。ありがとうございます。

A：（保安院）保安院でございますが、要望があった場合という様な、今お話がありましたけれども、より正確に申し上げれば、東京電力がこことここに設

置きたいというような話があれば、それはその核物質防護上の問題の有無については確認をするという意味でございます。それで、まずはこういった情報公開の問題はですね、保安院が云々というよりもむしろ、東京電力がしっかりと自ら検討すべき問題であるということをご先日は申し上げたつもりでございまして、その点については今も変わっておりません。やはり東京電力が情報公開という観点から十分検討して、対応するという事ではなないかと思っております。それから保安検査官は、あくまでも保安検査、いわゆる原子炉等規制法に基づく検査を実施するという役割でございまして、どこにそのライブカメラを設置するかというところまではですね、その任務としては無いというふうにご考えております。

Q：ありがとうございます。1つだけお聞かせ下さい。その東京電力が情報公開をしっかり対応すべきこととおっしゃいましたけれども。現状、保安院としてあるいは森山さんとして、東京電力の情報公開というのは十分だと思えますでしょうか。

A：(保安院) 保安院でござますけれども。先日、本件ではございませんけれども、保安院から情報公開、映像についての公開を引き続き行うようにという指導をしております。まだまだ足りないのではないかと認識で、そのような指導をしたところでございます。以上でございます。

Q：全体的な事については。

A：(保安院) ですから全体として、その努力が必ずしも十分じゃないというふうな判断に至ったので、映像についても公開をしていただきということで、確か10月の初旬だったと思っておりますけれども、指導をしたという経緯がございません。以上でございます。

Q：ありがとうございます。今のコメントを受けまして、東京電力から何かありましたらおっしゃって下さい。お願いします。

A：(東電) はい。私どもと致しましては、これまでも映像、その他写真等情報提供に努めてきたところでございますので引き続き、トラブルの他、資料映像等については提供させていただきたいと思っております。

Q：資料映像等という個別のことではなく、情報公開全般についてもっと裾野

を広げていく、進めて行くお考えはありますでしょうか。

A：(東電) はい。これまで同様、より広く情報公開に努めていきたいというふうに思っております。

Q：東京電力としては、現状で情報公開は十分だとお考えかどうかお願ひできますか。

A：(東電) はい。まだまだ至らない点は皆さまの観点から見るとあろうかも知れませんが、私どもとしても努力していきたいというふうに考えております。

Q：分かりました。1点だけ確認といひますか追加で確認の要望をお願いいたします。ウェブカメラの約90台ですけれども。これが1号機から4号機、5、6もあると思うんですけれども。どの号機に何台ついているか。それと、それがいつ設置されたものか。震災後に設置された物なのか、震災前からあった物なのか。その点あとで結構ですので、お答えいただけませんかでしょうか。

A：(東電) ちょっと確認いたしますけれども、全て震災後の設置になります。

Q：ありがとうございました。

○司会

質問のある方。挙手をお願いいたします。まだ、当たってない方。そちらの方どうぞ、お願いします。

○フジテレビ 生野

Q：フジテレビの生野と申しますが、ちょっと賠償の件で改めて伺いたいんですけれども。今日、東京電力から文科省の方に、原賠法に基づいて1,200億円の請求を出したと思うんですけれども。どうして今日のタイミングになったかっていうのを、その意味とです。もし1,200億支払われたら、被害者の賠償に当てるのか、もしくは設備の復旧等に当てるのか、使途も併せて教えて下さい。あと、文科省にです。この請求に対して満額というか1,200億、いつの期限に払われるかってのかっていうのをそれも教えて下さい。以上です。

A：（東電）はい。タイミングに付きましては今回の福島第一の事故に伴います損害への賠償金の支払い実績が 1,200 億円を超えましたので文科省さんの方に、手続きとして請求を行ったものでございます。したがって、用途に関しましても賠償金に当てられることとなります。

A：（文科省）文部科学省でございます。私、モニタリング等の担当ということで本日も会見の方に出ささせていただいてございまして。原賠の方につきまして、今日の動きについては承知してございませんので、文部科学省の方に直接聞いていただくか、あるいは必要があれば次回私の方から、調べて回答させていただければと思います。

Q：東京電力に改めて今の賠償支払額はいくらですかね。今日時点で、最新のものを教えて下さい。

A：（東電）最終的に現在、10月24日の時点で支払を行ったものでございますけれども。個人の方への賠償が約 8,200 万円。それから法人、それから個人の事業主の方々に対する賠償金額の支払額は約 181 億円という状況でございます。後、その他、避難費用の仮払い金ですとか、農林漁業者等がございまして、現在の仮払いの総額は 1,336 億円という状況になっています。

Q：あの、個人が 8,200 万っていうすごく少ない、まだ全然済んでいないように感じます。済んでいませんが実際に。これの受け止めを現時点でお願いしたいんですけれども。

A：（東電）はい。件数と致しまして約 100 件の支払いが、本賠償として終わっておりますけれども。引き続き、本賠償の手続きを進めていきたいというふうに考えております。

○司会

質問のある方、挙手をお願いいたします。そちらの方どうぞ。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有ですけれども、園田さんがお見えになられたのでちょっといくつか聞きますけど、まず前回の記者会見のことなんですけれども、こちらの柳原三佳さんも先ほど園田さんがいらっしゃらない時に質問しましたが、前回の記者会見は 19 時に園田さんがお見えになるということで、

私もそうなんですけれども、他にもその時間のちょっと前に来るような感じで合わせてこちらに向かった人も多かったと思うんですが、園田さんが実際にお見えにならないうちにわずか1時間ばかりで終了してしまったんですけれども、これに関しては園田さんは例えば今こういう状況だけれども、これどうしましょうかっていう指示を仰がれるようなことがあったと思うんですが、その時に休憩してくれとか若しくは最初からご自身19時からしか来られないということであれば、19時から今日は始めましょうとかっていうふうなことを言われなかったのかなと思うんですね。そうしないと例えば園田さんが遅刻をするということになると、これからその前に打ち切っちゃうと事実上この記者会見ボイコットできてしまうということで、情報公開とかっていうことからいくと非常によろしくないんじゃないかと。つまり前回の対応について園田さんはどういうふうにお考えかっていうことと、今後もこのような、本日もそうなんですけれども、遅刻するような場合は最初からその時間から始めるとか、分ってるんですから最初から。それとか園田さん到着前に早めに何か終わっちゃった場合は休憩にしてもう1回始める、再開するとか、そういうことをやってくれないと記者会見としての意味が無くなっちゃうので、それをどうされるかここで表明していただいということが一つ。それともう一つ園田さんには、この13日と17日の会見でこれは私は5号機6号機の低濃度とされる放射能汚染水を園田さんが安全性を実証するために飲まれるということで、私なんかネットでも記事を書きましたけど、他のメディアでも後追いかされて、昨日はこの会見からは排除されてますけど田中昭さんというジャーナリストの方が、東京電力の川俣晋立地本部長代理の方に質問したところ、川俣さんも園田さんがそういうふうにおっしゃって実際に飲まれるのであれば私もお付き合いするというような答弁がありましたので、これも今更お茶を濁してここで低濃度とされる汚染水を持ってきて2人で飲みますって話は進まなくなってるので、前回17日の会見で現地で飲むことも検討して、その際には私も行くというふうに表明してますけど、他にもフリーの方10人ぐらいは実際同行取材してちゃんと公正さを確かめると言ってるわけですから、実際同行取材をどうするのかということ、いつその飲水って園田さんおっしゃってましたけど、飲水をやられるのか、日時をちゃんと決めて同行する記者クラブの人たちでも行きたい人はいるでしょうから、実際どういうふうに行うのかという段取りを早く決めていただきたいと。そうじゃないと国民としておまえいつやるんだという話になってると思うので。3つ目は松本さんに聞きますけど、さっき3人目の作業員のこと出てましたが、産業医とおっしゃってますけど、松本さんがおっしゃってるこの産業医というのは現地の福島第一原発の方に派遣されてる産業医の方なのか

ということと、この産業医という方が何人いらっしゃるのかということと、それぞれ専門がどういう方が何人ずつ配置されてるのかとか、そこら辺を教えていただけますか。

A：（園田政務官）私のまず遅参をいたしまして大変失礼いたします。前回はひよっとしたらご案内かもしれませんけれども、私の担当の官邸で会議がございましたので、それが大体終わるのが6時45分というのは分っておりました。恐らくこの時間の記者会見というのは私の経験上大変遅くまで質疑も含めてやっているというのがありましたので、事務局には当初から到着は7時ぐらいになりますと。それから本日もちょっと官邸に入らなければならない用事がありましたので、この時間になりましたこと、まず遅参をいたしまして大変失礼をいたしました。しかしながら公務ということでその点はまずご容赦をいただきたいというふうに思います。したがってその時に私もずっと会議でございましたので、ここの事務局とのやり取りというのは、その途中段階ではありませんでした。6時45分に終わってさあこの会見場に向かおうという時に秘書官を通じて確認をさせていただきましたら、既にこの会見は終了しているということでございましたので、そういったやり取りは私も詳しくは存じ上げておりませんが、記者の皆さま方からのご質問がなくなったというふうに事務局からはそのように説明を受けておりました。したがって、何かそれに対する形というかの考えがあるかというふうに言われますと、ちょっと私としても工夫はいろんな形でしなければならないだろうというふうに思っておるところでございますけれども、通常でありますと記者会見においては私どもからの情報提供とそれに対する皆さま方からのご質問にお答えをさせていただいて、質問がなくなり次第この記者会見は終了するという、当初の皆さま方とのお約束でやってまいりましたので、その点について何か工夫があるかどうかということからすると、少しこういったことがありましたので今後少し考えさせていただきたいというふうに思っております。それから5、6号機の滞留水の件でございますけれども、まず汚染水ではございませんので、その点はしっかりと正確に皆さま方にも広く国民の皆さま方にお伝えをさせていただきたいというふうに思っております。さりとて、私も13日にご指摘をいただいてすぐ用意をするようにということで、ここに持ってくるようにということの指示をまずいたしました。ところがその次のご質問で現地に同行取材ということでありましたので、ご案内のとおり皆さん方が福島第一原子力発電所内に入るという状況はまだまだ作れていないので、であるならば私どもの今の検討状況からすると、ここに持ってきてそして皆さま方の前で飲水をするという状況を作れないだろうかということで、今事務

方とは話をさせていただいているところでございます。その際に、まず現地
でくんでその状況はきちっと取らせようと思っております。なかなか信じていた
だけないという状況もあるようでございますけれども、その状況はきちっと
取らせる、そこで封印をさせるというのがひとつあります。それからあとは
今確認をしているところは、飲料水ではありませんので、したがってその濃
度、飲料水としての濃度を今測らせていただいているということでございま
す。飲料水という状況を作るという形になりますと、今度逆にいうならば、
今の放射線の濃度で測らせていただいておりますけれども、それをこれ以上
落としたのでは皆さん方に対してお約束をしていることとは少し違うのでは
ないかというふうに私も考えておりますので、飲料水によるそういった今タ
ンクの中に入れておりますので、その雑菌等だけは取り除いて、
放射性物質の状況だけそのままの成分にしたままでここに持ってくるように
ということで今指示をさせていただいているところでございます。東京電力
の方が飲む飲まれないは別といたしまして、私は皆さん方にお約束をさせて
いただいたように、それが整い次第皆さま方の前で飲水をさせていただき
たいというふうに思っております。

Q：今ので1点確認ですけれども、私最初の13日の質問の時から言ってるかと思
うんですが、私が言ってるのは5、6号機の東京電力が10月7日から山林
に散水を始めた水のことについて言ってるんですよね。それは今汚染水じゃ
ないとおっしゃいましたけど、核種これ低濃度汚染水と報道してるかと思
うんですけど、汚染水ではないってのはどういうことなんですかね。

A：（園田政務官）失礼しました。低濃度ということで、その濃度で申し上げま
すと、トリチウムが 2.6×10^0 の0乗で、これだけは放射能濃度が出ているわ
けでございましてけれども、それ以外のヨウ素ですとかあるいはセシウムです
とか、全アルファ核種と全ベータ核種、ストロンチウムも含めて、これは全
部ND、つまり検出限界以下という状況が作れている濃度であるということ
でございまして。これは発表させていただいておりますけれども、水浴場の基準
あるいはWHOの基準、これは双方とも満たしているという状況でございま
すので、決して何か1号機から4号機の今循環注水冷却に使っている水の濃
度は全然性質が違うものであるということだけご理解をいただきたいと思
います。

Q：それは1号機から4号機と違うというのは東京電力がそういうふうに説明
してて私も聞いてるんですが、齟齬がないように確認しますと要は10月7日

に東京電力の方で低濃度汚染水を散水始めましたという、この違いはないということ。先ほど汚染水じゃないとおっしゃったから。

A：（園田政務官） すいません、私が申し上げたのはいわゆる世間の皆さま方がイメージされていらっしゃるような1号機から4号機の放射性物質に汚染された水とは違うという意味で、いわゆる汚染水ではないという言い方を申し上げたところでございます。補足があればお願いします。

A：（東電） 私どもは5、6号機の滞留水の処理水ということでご報告させていただいております。こちらは事故後建屋内に入ってきた地下水等を浄化した上で放射性物質を取り除いた処理水ということになります。さらに海水が含まれておりますので、塩分除去を行った上での水ということでございます。産業医に関しましては被ばく線量との因果関係をお聞きしたのは、東京電力の本店、ここの建物にいる産業医の先生でございます。それから第一原子力発電所それから第二、Jヴィレッジそれぞれ1名ずつの産業医の先生がいらっしゃいます。

Q： いる人の専門は何なのですか。同じように放射線の関係なんですか。

A：（東電） 専門に関しましては存じ上げませんが、一般の産業医として勤務されております。また放射線の管理区域にございますので、そういった健康診断等ができる先生でございます。

○司会

質問のある方挙手をお願いいたします。それではまずそちらの女性の方、その後前の男性の方。

○毎日新聞 斎藤

Q： 毎日新聞の斎藤と申します。こちらの会場での手順書の配布の時間と説明の時間は大体何時頃になるのか教えていただけますか。

A：（保安院） 保安院ですけども、今こちらの方に資料の方は届いたと聞いてますので、これからもう少ししたら配布させていただきます。それから説明の方は、イノベーション推進特別委員長のところの会見の状況は今把握できておりませんので、そちらが終わり次第担当の者がこちらにかけつけるという予定でございます。以上でございます。

Q：ありがとうございます。

○司会

それでは次の指名されてる方どうぞ。

○日本インターネット新聞社 田中

Q：日本インターネット新聞社の田中龍作と申します。私は3つほどお伺いいたします。まず東電に、本日御社の西澤社長が経産省の枝野大臣から被害者に誠実に対応するようにと指導されてました。これは8月9日にも枝野さん、当時官房長官の時に自主避難者にも誠意ある対応をと指導されたのをご記憶でしょうか。それが1つです。それを受けて、東電の対応についてどう受け止めてらっしゃるかというのを園田政務官にお伺いいたします。それが1つの質問です。もう1つが、やはりこの記者会見の進め方について、園田政務官が遅れる時の記者会見の対応についてご質問いたします。そして3つ目が森山対策監にお伺いいたします。先ほど映像公開の件を指導しているとおっしゃってましたが、普通の業界ですと指導に従わない場合は免許を次は与えないとか、厳しい措置を取るんです。なぜ東電だけが甘い指導なのかというのを伺いいたします。まず東電に自主避難者への対応のことで伺いいたします。

A：（東電）東京電力といたしましては、自主的に避難された方及び避難されなかった方を含めましての対応については、紛争審査会の審議結果を踏まえ対応させていただきたいというふうに考えております。

Q：では先週の木曜日、自主避難者がここに賠償を速やかにするように要望に来たのはご存知でしょうか。先週の木曜日、20日です。

A：（東電）賠償のご要望があったかどうかについては、ちょっと私存じ上げませんけれども、いずれにいたしましてもそういったご要望等があるのは存じておりますので、紛争審査会の審議結果等踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

Q：おかしいですね、20日で対応したのは原子力補償相談室の橋田 昌哉部長とおっしゃる方が対応してまして、速やかに経営陣にこのことを上げますと言っていました。おかしいですね、上がってないじゃないですか。これが要する

に東電の対応ということですね。

A：（東電）私が存じ上げなかったということでございますので、少し社内のど
ういう情報のルートになってるかについては確認したいと思っております。

Q：分かりました。園田政務官、この対応についていかが受け止めてらっしゃ
るでしょうか。

A：（園田政務官）ちょっと松本さんといいますか、東電の広報とそれから社内
の状況がどのようになっているのか私も分かりませんが、当然ながらそ
ういう皆さん方からいろいろな要望といいますか、そういったことがありま
すのでそれについてはしっかりと対応をするべきだろうというふうに思いま
す。

Q：違うんです。社内の意思の疎通とかそういうのじゃないんです。自主避難
者への損害賠償は全く進んでないにもかかわらず、東電は自分のところの政
府援助だけは速やかに要求して政府もそれをのむわけですよ。それは法律が
あるからしょうがないんですが、それは国民としては納得いかないじゃな
いんですか。考えてみてください、東電は加害企業ですよ。国民はとりわけ
福島の人たちは被害者でありながら、しかも税金を払って自分らは何も補償
を受けられなくて、東電だけが支援を受けれるっていうのはこれは国民感情と
してちょっとおかしいのではないですか。それはどう思うのでしょうか。

A：（園田政務官）東電がというよりも、ご指摘で政府がというふうに受け止め
ていただきます。当然ご承知のように災害対策法による自主避難の皆さん方
にも、今復興対策本部のところできっとそれぞれ地域、自治体と連携
をさせていただきながら、政府としてはできるだけのことを今やらせていた
だいているところでございます。その上で東電がそういった方々に対しても
何らかの対応というものは必要になってくるのではないかなというふうには
思います。

Q：いいですか。誠意ある政府がさせてるのかじゃなくて、東電は仮払いを断
ってるんですよ。今のところ考えてないでっぱり断ってるんですよ。仮払
い、自主避難者に対する仮払いを今のところ考えてないというふうに20日原
子力補償相談室の橋田 昌哉部長はきっぱりと断ってるんですよ。でありなが
ら、いいですか、被害者にはきっぱりと断るくせに、自分のところは加害企

業でありながら政府に対して支援してくれと、これは国民感情として納得いかないんじゃないですかって聞いてるんです。

A：（園田政務官）自主避難されていらっしゃる方々からすると大変辛い困難な状況の中でやってらっしゃると、生活をしてらっしゃるということに対しては、政府としてはしっかりと対応をしていく必要があるというふうに思っております。それで、自主避難に関しましては先ほど、松本さんが明確にお答えになったかどうかちょっと私もしっかりと伺っていたわけではありませんけれども、ご案内のとおり紛争審査会で自主避難に関しては、紛争審査会の中で明確に議論をしますというふうに今、預かっている状況でございますので。

Q：それは私も紛争審査会出てますから知ってます、それは。

A：（園田政務官）はい、そうですよね。したがって、恐らく東電としては今の現状において、何らかの対応というものは、それ以外のところで考えていただきたいなという、私も気持ちは持っておりますけれども。その賠償というスキームの中でいきますと、法律がありますので、それは今、紛争審査会の中で議論をしていますのでそれは出てから、それで私どもとしてはしっかりとそれに対する賠償を東電は法律にのっとってやるべきであろうというふうに思います。

Q：いいですか、自主避難者は家も、仕事も奪われてよそに行ってるんですよ。それで貯金を取り崩しながら暮らしているんですね。だから紛争審査会の結果など待てないわけですよ。だから仮払いと言ってるんです。それでも紛争審査会の結論が出て払い過ぎだったら戻せばいいんですよ、おかしいと思いませんか。いいですか、家が5軒長屋が火事にあっていると、火元は東電だと、隣屋の東電だと、3軒まで保証しますけど2軒目以降、4軒目、5軒目はこれは保証しないということになってるんです。でもこれはまず4軒目、5軒目の人は逃げますよ。だからその時は、まずとにかく逃げるための費用を出して、もし余ったら延焼を免れたりしたらちょっと返してくれと、そういうのが筋じゃないですか。

A：（園田政務官）ご懸念はよく私も承知をいたしているところでございますけれども、今、いずれにしても紛争審査会でそのことをやらせていただいているのと、それからそれ以前の問題で、ご案内かもしれませんがそれでも災害法

によってですね、その生活も含めて今、各自治体を通じて政府からは必要な援助と支援というものは行わせていただいております。だからこそ、それよりもそれ以上のことは今後の紛争審査会とその決定と、そしてさらに、それを受けた東京電力の対応という形はきっちりと、当然ながら法律にのっとって行われますので、それはやらせなければならないというふうに思います。

Q：いいですか、紛争審査会の結果を待っていたら、もしかして野たれ死んじゃうかもしれないんですよ、自主避難者の方々は。だからまずは仮払いをしてくれと言ってるんです、分かりますかそれは。紛争審査会の結果を待つというので逃げないでください。

A：（園田政務官）したがって先ほど申しあげたように、そういう厳しい生活を送られていらっしゃる方々に対しましては、政府として今、災害対策法に基づいて支援はさせていただいております。それが、今度はこの紛争審査会による賠償というスキームの中に、今、議論が移ってきているというふうに思っておりますので、それはその前段階において生活支援も含めて、今、自治体を通じて災対法によって復興本部による支援というものは、やらせていただいております。

Q：いや、待ってください。加害企業の方が庶民から見たら目もくらむような給料を貰って、しかも被害者の側が、つまり国民は世界最高水準の馬鹿高い電気量を払って、それでその加害企業が、仮払いさえも払わないというのは、いいですかさっきの火事の例でいうと、4軒目、5軒目の人には仮払いさえも払わないというのは要するに国民を代表している政府の一員の園田政務官としてはどう思われますかと聞いておるんです。だから紛争損害賠償のスキームはいいです、審査会のスキームはいいですから。それはどう思われますかと。

A：（園田政務官）政府としての対応としては、先ほど申しあげたように、そういう生活に大変厳しい困難を送られていらっしゃるということで、災害対策法による支援というものは最大限、政府としてやらせていただいておりますし、また、そこから今度、賠償というスキームになると、今度はそれは紛争審査会という状況をお待ちをいただければというふうに思っております。当然、今、文部科学省の中で、それは政務3役も含めて、早くその結果、結論というものをお出しをいただけるように努力はさせて

いただきたいというふうに思っております。

Q：最大限やってると、最大限なにをやっているんですか。最大限どんな援助をやってらっしゃるんですか、被災者に対して。

A：（園田政務官）はい、災害対策、今、ちょっと私の手元にありませんけれども、今度また復興本部に確認はさせていただきたいと思っております。当然、各自治体に福島からですね、自主避難をされていらっしゃる方が全国にいらっしゃいます。新潟とそれから北海道の事例を少し私もお伺いをしましたけれども、それぞれの自治体で、それぞれ少しずつ違うというような状況はあります。家の提供、そしてそこに対する生活支援、金額も含めてやっていらっしゃる所と、あるいは就学支援も含めて、それぞれの自治体でちょっとずつ違いますけれども、それをまとめた資料がございますので、今度復興本部から私も入手はしておきます。

Q：じゃあ、それください。司会者の方すみません、もう私の質問、長くなるのでもう止めますこれで、他の記者さん達が回った後にします。

A：（保安院）保安院でございますけれども、先ほどのご質問いただいておりましたので、行政指導のことで、回答だけさせていただきますけれども。先ほどの情報公開について、私は10月の頭と申し上げましたが、正確には9月30日でございます。そこで使っております言葉は要請という言葉を使っております。基本的には事案に応じて、その重要度に応じて指導しております、この情報公開につきましては、必ずしも法令上の問題があるというわけではないわけでございますけれども、やはり透明性の確保は大事だということで、要請という言葉で、情報公開の要請をしております。もちろん内容に応じて必要な行政上の、法令上の対応ということも必要になってくるかも分かりませんが、本件については、あくまでも透明性の確保を図っていただくということで要請をしておりますし、これからもしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○司会

先ほど、手順書関係の資料をお配りいたしました。今、担当者がこちらの方に向かっていくということでございますので、到着し次第説明をいたしたいと思っております。それでは質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは、まずそちらの方、その次そちらの後ろの方、そのあと前の方。

○NHK 石坂

Q：再び NHK の石坂です。説明の前でちょっと申し訳ないんですが、先ほど東電の松本さん、国としてこの手順書の公開はこういう判断に基づいてやったんだろうというようなお答えをいただきましたが、東電としては、その判断をどのように受け止めていらっしゃるのかというのが一問。それからお手元に、この手順書が公開されたものが有るのを見ていただくと、ほとんどが公開されているようですが、この公表された範囲についてどのように考えられるかをお願いします。

A：（東電）私どもといたしましては、保安院さん、国の判断でございますので、何かこの判断につきましてコメントするものではございません。公表の範囲につきましては、国、保安院さんの方が、公益性などの観点から公表されたものというふうに判断いたしております。

Q：コメントをする立場にございませんというふうにおっしゃいますけれども、これだけのものが公表されていて、これまで主張されていたことが保安院の判断によって、今回公表ということになりましたけれども、それに対してコメントがないというのは、どういうことでしょうか。

A：（東電）私どもといたしましては、マスキングさせていただいてる手順書等も保安院さんに提出させていただいております。したがって、このような公表になったということに関しましては保安院さんなりのご判断だろうというふうに思っております。

Q：森山さんにすみません、先ほどこの公表について企業のプライバシーですとか知財と、国の公共性を比較した上での公表という判断をお知らせいただきましたけれども、テロに対するところと比べても公益性をという判断だったのでしょうか。

A：（保安院）今、担当者がまいりましたので、内容はまたご説明いたしますが、基本的には核物質防護上の観点も含めて確認をした結果でございます。その上で東京電力の知的財産、それからこの事故の重大性、原因究明の重要性等を比較考慮して公開に至ったということでございます。基本的には核物質防護上の問題は、この範囲においては無いというふうに判断しております。

Q：ありがとうございます。

<手順書関係の説明について>

○司会

それでは、担当者が到着いたしましたので、一回ここで保安院の方から手順書関係の説明をさせていただきたいと思います。

○保安院

すいません遅れまして申し訳ありません。私、原子力安全・保安院の事故対策室長をしております古金谷と申します。お手元に本日ニュースリリースということで、後ほどホームページにもアップしますが、資料をお配りさせて頂いてるかと思っておりますのでその内容につきまして概略ご説明をさせて頂きたいと思っております。表紙がニュースリリースということでございますけれども本日こちらにも書いておりますように、衆議院の科学技術イノベーション推進特別委員会の委員長からご要請があった件について委員会の方に資料を提出したということでその提出資料について皆さまに配布させて頂いているというところでございます。要請の内容につきましてはそちらに添付しております9月12日付けの同委員会の委員長川内先生から当時の臨時代理でございますけれども、藤村臨時代理宛に頂いております資料提出要求の内容につきましてその未回答部分についてご回答したということでございます。その別紙1の要請書の方を一枚めくって頂きますと左上に別紙ということで書いてございますけれども、その1ページ目から2ページ目にかけて7項目の要請内容が、資料提出の要請がございます。今回回答いたしましたのはこのうちの1番、具体的には手順書そのものということでございます。それから4番これは手順書の改訂の履歴でございます。それから6番こちらの方は実際の操作と手順書のマニュアルの内容と比較できる資料というものと、ヒアリングを行ったのであればその結果ということでございます。これらにつきまして本日回答をいたしております。なおそのほかの部分につきましては例えば3番の手順書を改訂した1月の16日あるいは7月7日に1号機で行われてる作業内容、それから5番がシビアアクシデント発生時等に備えて実施していた訓練の実施日及び実施内容。それから7番、非常用復水器が圧力調整装置であることを証明するもの。これらにつきましてはこの資料が9月22日を締め切りにということで要求がありましたので、その22日にひとまず回答できるものを、ということでこれらについては回答いたしておりますのでホームページにも公表しておりますけれども、事前にご報告ご連絡をしておきます。具体的な今日の提出した内容につきましては、その別紙2ということで付けさせて頂いておりますけれどもまず表紙の経済産業

大臣からイノベーション推進特別委員会宛ての表紙がございます。この表紙の後に別紙ということで付けておりますのが今回皆さまにお配りしているものでございまして、別添の1、2、3、4という四つがございます。今回手順書をご用意いたしましたのはこの別添1と別添2というものが具体的内容でございますけれども、これらにつきましては1号機の手順書でございまして、実際の3月の事故時の操作手順に直接的に関係しているものということでピックアップをしてこの手順書の全体ではございませんが使われた部分というようなところと、関連する部分ということで公開をさせていただいております。残りの部分につきましても現在作業をしております、出来次第、速やかに提出、公開していきたいというふうに考えてございます。まず添付1でございしますが、こちらが事象ベースというものでございまして、目次を開けて頂きますとまずは改訂履歴がずらずらと一覧表で記載してございます。一枚目をめくって頂いて、その後一覧表になってございますけれどもこの中でずっと改訂年月日、実施施行年月日、改訂内容ということで一覧表になってございますけれども、これが過去昭和47年以降の改訂履歴が記載されているというものでございます。その後の内容はこれは改訂管理シートというものでございますけれども、各手順書の各ページにつきましての改訂回数というものが記載されているものでございます。それをめくって頂きますと次に表紙がございまして「1号機事故時運転操作手順書事象ベース1原子炉編」というものの表紙があるかと思っております、その後目次が記されております。今回公開いたしますのは、目次の中でいいますと序文、これについては全てでございまして。それから本編これは次のページをめくって頂きますと本編の目次が続いておりますけれども、その中の二箇所ございまして、一つ目が目次のページでいうと「目-2」というページがございまして、そちらの「第一章原子炉スクラム事故1-1原子炉スクラム、(B)主蒸気隔離弁閉の場合」ということでページ数でいうと1-1Bというページが振られている手順書の部分でございまして。こちらと後、目次の5ページ目でございますけれども「電気編」ということで上の方に書いてありますけれども、こちらの「第十二章外部系統事故」の「12-4全交流電源喪失」というふうに12-4というところございまして、この二箇所について今回提出し衆議院の方に提出し、公開をしたということでございまして。公開にあたりましては先ほど森山の方からも説明があったかと思っておりますけれども、マスキングしているところは、先ほど冒頭のところで改訂履歴があるというふうに申し上げましたけれども、その中に個人情報に記載されておりますので、そちらについてはマスキングをいたしておりますけれどもそれ以外のところについては全て公開するというしております。当然のことながら東京電力の方からも非開示すべき範囲については、意見聴取をいたしまして、我々の方で安全上核物質防

護の機密情報に当たるものは無いかどうかというところについては確認をいたしまして核物質防護の観点では特に秘密にすべき情報はないと確認をしたものでございます。企業情報につきましても確認をいたしましたけれども今回の事故の重大性を考えまして事故調査の透明性を高める、円滑な事故調査を進めるという観点で公益性を優先して公開するという判断をいたしましたというところでございます。それから別添2でございませうけれども、こちらの方が事故時運転操作手順書のシビアアクシデントの手順書でございませう。基本構成は同じになっておりまして表紙をめくって頂きますと改訂履歴がまずございませう。その中に個人情報が含まれておりますのでマスキングをさせて頂いております。その後管理シートがございまして目次というものがございまして序文それから本編という同じ構成になっております。今回ここで提出し公開しますのは序文全体と本編の中で申し上げますと、2-2というところで2-3、2-2の消火系FP目次本編右側の方の中ほどにございませうけれどもこちらの2-2の部分と、それから2-3の不活性ガス系（耐圧強化ベント）というところの二箇所について公開をしているというものでございませう。こちらについても先ほどの事象ベース同様、核物質防護の観点、安全セキュリティの観点でのチェックをいたしまして核物質防護上秘密にすべき情報は無いということを確認済みでございませう。それから別添3でございませうけれどもこちらの方は東京電力の方から先週の21日に提出頂いた1号機に関しての運転操作手順書の適応状況でございませう。これは実際に3月に1号機で事故時に行われた実際の操作と手順書の記載内容についてどういった手順書が適応されていたのかというのを比較できるものとして、東京電力の方に私どもの方から作成を指示いたしまして提出して頂いたというものでございませう。ページで申し上げました8ページ目をご覧いただければと思ひませうけれども、こちらの方に具体的な操作と手順書の比較がなされた表がございませう。左側の方に実際の操作がいつ行われたのかということが書かれておりまして、中ほどの欄のところを対象の手順書、どの手順書が使われてどの部分が使われたのかということが抜粋でコピーされております。左側の方に適用状況ということで、右上の方に注釈が書かれておりますけれども、丸、三角、四角、—ということで適用状況についての説明がなされているということでございまして、マルの部分については手順書とおりに実施したと、サンカクについては一部を実施した、シカクについては適用できる状況になかったというような形での記載になってございませう。見ていただきますと、地震発生後ですね、8ページ目から9ページ目の下から三つ目の欄がございませうけれども、そちらまでが地震発生後、津波到来前の手順でございませう。こちらの方は先ほどの別添1のですね、事象ベースの手順書が適用されていたというふうな説明になってございませう。具体的手順はそれぞれ抜粋がつけておりますの

で、説明は省略いたしたいと思います。その9ページ目の下から2段落目ですね、津波到達というところ以降は、こちらはシビアアクシデントの手順書が適用されているということでございます。10ページ目をご覧くださいと、17時30分にDD—FPを起動という操作がございませけれども、こちらについては先ほどの別添2の手順書の操作が適用されているということでございますが、適用状況については右の方を見ていただくと三角ということになっておりまして、その一部を実施したという説明でございませ。それから11ページ目をご覧くださいと、こちらもしビアアクシデントのベントに関する操作の内容について手順書の当該部分が付けられておりますけれども、このあたりにつきましても三角ということで一部を実施したという形での適用状況になっているということでございませ。以上が別添3のご説明でございませ。それから別添4でございませけれども、これは先ほどの要請書の中で操作員のヒアリングを行ったのであれば、その発言録の要請受けましたので、私どもの方で8月に東京電力の事故に関する方々にヒアリングを行って、その保安調査ということでヒアリングを行ったわけでございますけれども、その結果をまとめた資料でございませ。これは9月の16日に既にホームページに公表してございませけれども、改めて衆議院の方に今回ご提出をしたというものでございませ。中身については既に公表されているということもございませるので、説明は省略させていただきますというふうに思います。説明の方は以上でございませ。

<質疑応答継続>

○司会

それでは質疑を再開したいと思います。先ほど指名されていた方、2名いらっしゃったと思いますが、その方からどうぞ。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけど。今手順書来たので、先にそれ質疑したほうがいいと思うんでその関係だけちょっと一つだけ。東京電力の松本さんに、先ほど手順書の公開について考えは変えていないというお話ありましたけれども、ちょっと確認なんです。そうすると出てきたものに対しても特にコメントないということなんですが、これが出てきたということでも考えを変えていないというのは、東京電力としては安全上確保に関しては保安院の考え方よりも東京電力の考え方が優先するというふうに捉えられるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

A：（東電）優先するという考えではございませ。私どもが考える非公開の範

困と、保安院さんが考える非公開の範囲が相違しているものというふうに考えております。

Q：そうすると、今後例えば同じくイノベーション委員会等から要請があった場合というのは東京電力で判断するよりも、先に保安院にまず出すということが重要だと思うんですが、そうした対応というのは今後されるのでしょうか。

A：（東電）手順書に関しましてはもう既に1号機から3号機まで事故時運転操作手順書は全て保安院さんに提出しています。

Q：手順書だけでなく、いろいろな情報に関して東京電力で判断するのではなく保安院にまず出すということが重要ではないかと思うんですが。

A：（東電）いろんなケースがあろうかと思えます。今回の手順書に関しましては、私どもとしては非公開という形で考えておりました。

Q：今後、対応というのは変わりますか。変えるおつもりはあるのでしょうか。

A：（東電）手順書に関しましては同様でございますが、その他の文書類に関しましてはそのケースごとにいろいろな対応方法があろうかと思っております。

Q：いろいろな対応方法ではなくて、東京電力として判断するのではなく、まず保安院に判断を預けるということは考えられるのでしょうか。

A：（東電）はい。私どもが判断して公開する場合がありますし、私どもでは非公開という形で保安院さんに報告書を提出するケースはあろうかと思えます。

Q：ということは対応は変わらないということによろしいですかね。

A：（東電）基本的にはそのようになると思います。

Q：分かりました。

○司会

それでは質問のある方、挙手をお願いいたします。まずそちらの方。

○産経新聞 蕎麦谷

Q：産経新聞蕎麦谷と言います。すいません、ちょっと今資料をばあ一つと見て見つけれないんで教えて欲しいのですけど、ICの関係の手順というのは原本でいうとどこになるんでしょうか。

A：（保安院）お答えいたします。別添1をご覧いただければと思いますけれども、そちらの中で先ほど私がご紹介をいたしました原子炉編がございます。原子炉編を開けていただいてですね、そのあとにページ番号といたしましては1のBの1からですね、1のBのこれ19か20くらいまでございますけれども、その中に具体的ICの操作手順が書かれてあります。具体的に申し上げますと、1のBの6のページでございます。こちらのページの中にですね、左側に6番、原子炉圧力調整というところが左下の方でございますけれどもございます。その中に操作員Aの操作といたしまして、原子炉圧力上昇時はSRVを順次手動開又は非常用復水器使用により原子炉圧力をこの範囲内に維持、実施するという手順がございます。別添3の比較する資料の中にもですね、当該部分が適用されたということで記載がなされております。以上でございます。

Q：55℃の部分っていうのはどこになるんですか。

A：（保安院）55℃につきましてはそこには記載ございませんが、もう一つ別のところでですね、1のBの14というページをご覧いただければと思いますけれども。そちらに左側にですね、12、原子炉減圧という項目がございます。その中に操作員Aの操作として下記いずれかの方法により原子炉減圧実施報告というふうにございますけれども、その中の（3）として非常用復水器使用というのがございますが、この際の規定といたしまして、原子炉冷却材の温度変化率55℃/h以下というふうに記載がなされてございます。

Q：分かりました。ありがとうございます。あと確認なんですけど、その後操作員が弁を開にしたり閉にしたりというのを繰り返したと思うんですけれども、その辺で綺麗にマッチする手順というのがあるわけではないっていうふうな認識でよろしいんでしょうか。総合的に判断してっていうふうな、東電のこれまでの説明だと思うんですけれども。

A：（保安院）私どもも別添3の東京電力から報告をいただいた資料を見る範囲

での説明ということになりますけれども、この資料の 10 ページをご覧くださいければと思います。10 ページの中ほどの欄にですね、3月11日の18時18分、18時25分、21時30分、これが津波後のICの操作でございますけれども、こちらについては適用する手順書が無いということで東京電力から報告をいただいております。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

質問のある方、挙手をお願いします。それでは、この列の後ろの方の端の列の方。それから、前の方でそちらの方。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくをお願いします。回答する記者団の佐藤です。9月の12日に最初手順書かなり墨塗りがあって開示された分というのは、この中にどこか含まれておりますでしょうか。もし、このページということであれば教えてください。

A：（保安院）お答え申し上げます。9月12日に出ました黒塗りの部分は、先ほどもご説明をいたしました1-Bのページの、1-B-4から1-Bの恐らく19のページぐらいまでだったと思います。19か15か、そのぐらいのページについて衆議院の方で公開されたというふうに認識しております。

Q：確か、最初開示されたのが12ページでしたから、今のですと12ページ超えるので、東京電力の松本さん、お手元は資料同じのを見ておりましたら、正確に1-Bのどこからどこまでかお分かりでしょうか。

A：（東電）1-B-4から15になります。

Q：4から15。有難うございます。で、今ざっと見ますと墨塗りされている箇所が、ないんでしょうか、これは。1から15で墨塗り、4から15の間で墨塗りされている箇所が一箇所もないんですけれども。

A：（保安院）はい、墨塗りしてる箇所はございません。

Q：これ、東京電力が、これは一例ということですがけれども、これに限らず核

防護上の理由ですとか、知的財産といったような、本当に妥当な範囲でおっしゃってるんですかね。これ見るとまるで、隠したい、隠蔽するため、あるいは嘘を言っているんじゃないのかなというふうに思うんですけれども。解説といいますか、コメントをお願いできませんでしょうか。

A：(東電) はい。東京電力といたしましては、私どもといたしまして知的財産、それから原子炉の安全確保上、支障が生じるという判断でマスキングした上で、保安院さんの方に提出させていただいておりますし、黒塗りの手順書に関しましては、もう一度ご説明させていただきますけれども、当時のイノベーション特別委員会の方からのご要請は、アイソレーションコンデンサが55℃/hで制御するのかどうかというところと、格納容器の冷却系が手動起動なのか、自動起動なのかというところを知りたいということに対しまして、私どもとして回答したものでございます。

Q：分かりました。そうするとこの開示結果と、当時の結果は要望の仕方の問題ということですね。

A：(東電) はい。私どもはイノベーション特別委員会の方からご要望がありまして、先方と相談させていただきながら対応させていただいておりますし、今回の報告書の報告徴収に関しましては、保安院さんの方から再度知財、知的財産。それから核物質防護上問題がある箇所については、問い合わせがございましたので、マスキングした形で再度提出をしたということになります。

Q：分かりました。有難うございます。

A：(東電) それから、回答する記者団の方からございました、3名の方が3月19日の方は確認できておりますけれども、残りの二人の方については、連絡がとれないと言いますか、名簿上載ってますけれども、実際の存在がまだ確認できてないということで未定でございます。

Q：分かりました。そのこと、また一連の手順書関係が終わったら聞かせていただきます。ありがとうございます。

○司会

それでは、次の方どうぞ。

○読売新聞 中島

Q：読売新聞の中島です。東京電力と保安院に一つずつ。別添3というところに、東京電力の立場から説明をした適応状況というのがございまして、表になっていて、表の中に丸、三角、四角がついていて「手順とおりに実施した」「一部実施した」「適用できる状況になかった」ということですが、本来適用すべきなのにしなかったというのが、あるのかないのかを教えてくださいたいのと、あと保安院にはこれを、東京電力の分析を受けて、保安院としてはどのような評価をしていて、同じ質問になります、本来やるべき、手順書においてはやるべきだったのにやっていなかったこと、というのはあるのかないのか、それぞれ聞かせて下さい。

A：（東電）はい。東京電力といたしましては、事故時運転操作手順書の事象ベース、それから兆候ベース、シビアアクシデントとございますけれども、やるべきことをやらなかったということで事故が拡大したとか、復旧の支障になったということはないというふうに、今のところは判断しています。

A：（保安院）保安院でございます。私どもの方ではこれを受けて評価ができていくかという、まだ十分な評価ができておりません。私どもの中でも今、原因究明、事故の調査の関係で専門家の方に意見聴取をするような会を設けて、取り組んでおります。耐震の関係は9月から始めておりますし、技術的な知見に関する意見聴取会というのは今日から始めてございますので、これからそういった専門家の方々のご意見を聞きながら、こういった操作の点についても検討をしてみたいというふうに考えております。

Q：保安院さんに追加で、その時期的な目途はいつ頃までに評価というのは決まっているんですか。

A：（保安院）技術的な知見に関する意見聴取会につきましては、年明けを目途に中間とりまとめを行います。それからあと、年度内に最終的な取りまとめをしようというふうに思っております。これはかなり幅広く技術的な課題について、体系的に整理をして、その中で今後の安全対策でこういったところを強化していくべきかというような方向性を出していきたい、というふうに考えてございますので、その中でこういった冷却系の設備面、あるいは運用面の点についても検討していきたいというふうに考えてございます。

○司会

質問のある方、挙手をお願いします。それでは、この列の半分から後ろの、真ん中の方。それからその次、前の方で、そちらの方。どうぞ。

○レスポンス 中島

Q：レスポンスの中島です。松本さんに質問をします。以前手順書のことを伺った時に、企業の知財を侵すリスクがあるというようなことをおっしゃったんですけれども、現在もそのようにお考えでしょうか。また関連企業に関わる部分があると思いますが、それについての調整は東電さんとしては、もうできているのでしょうか。

A：（東電）はい。特に今回のシビアアクシデントの手順書に関しましては、私どもの他、他電力、それからプラントメーカーさんを含めた共同研究という形で手順書の開発を行っておりますが、こちらに関しましては、私どもの方から何か調整をしたということはありません。

Q：そうすると、今後ほぼ完全な形での開示を進めていく予定が、保安院の方であるようなんですけれども、そうなった場合に、他の関係企業の知的財産というようなところでの調整は、どこが責任を持って行うのでしょうか。あるいは訴訟リスクはあるというふうにお考えでしょうか。

A：（東電）はい。手順書の公開に関しましては、保安院さんの方から各電力の方にも要請という形で出ているというふう聞いておりますので、保安院さんの方でやられるのではないかというふうに思っております。また、今回の知財に関する訴訟リスクに関しましては、私どもではお答えかねますけれども、リスクとしてはあると思います。

○司会

よろしいでしょうか。はい、では次の方どうぞ。

○朝日新聞 佐々木

Q：朝日新聞の佐々木です。東電・松本さんにお尋ねしたいんですけれども、土曜日の段階で、取りあえず提出したという段階の説明では、結論だけですね、基本的に操作状況に問題はなかったと。あと、状況によってはそのまま手順書を使用できる状況ではなかったというような説明をされてますけれども、その具体的な根拠について、こういう形で資料が公開されてますので、別添3なんかを使ってもうちょっと具体的に根拠を説明していただければと

思います。特に三角とか四角になっている部分に関してですね。いかがでしょう。

A : (東電) はい、こちらは少し、別添3のページ数で言いますと8ページのところから、第6章、添付資料(1)手順書適応状況表という形でまとめています。左側に日時と操作、それからどこが対応するかという手順書、それから手順書の適応状況という比較表でございます。結論に関しましては、右から二番目の丸とかバーとか四角が書いてある所が私どもの判断が書いてある所でございますけれども、左側の、例えば3月11日の14時46分に原子炉がスクラム。それから全制御棒全挿入。MSIV閉といったようないわゆるプラントの動きがございまして、そこに関しましては事故時運転操作手順書の、ここはAOPって書いてございまして、これは事象ベースの略称でございます。そこのところで、操作項目がこういった所の記載がございまして。操作員Aが原子炉スクラムの確認・報告を行うということで、確認すべき警報名称ですとか、指示値の状況、それから弁の開け閉めの状態ですとか、そういった所を確認するって項目がございまして。右側に手順書の適応状況という形で、こちらに関しましては私どもの方で手順書とおりに実施したということを確認したということになります。基本的にはこの左側で書いてございます内容が、確認できたという様なことで記載しております。それから9ページの方で、下側の方に行きますけれども、15時37分に、DG全台トリップ全交流電源喪失という所になりますが、ここはご存知この時刻に、大きな津波がいわゆる入ってまいりまして、建屋の中のディーゼル発電機その他電源装置に冠水したということから、手順書その物はここには存在してませんが、全交流電源喪失の手順としてはAOPの中にあります。ただし、この手順書は直流電源の操作可能な設備ということで、アイソレーションコンデンサとHPCI等の記載がございまして、四角ということで手順書を適応できる状況になかったという様な判断をさせていただいております。続きまして10ページの方にまいりまして、17時30分にDDFPということで、これはディーゼル駆動の消火ポンプになります。注水手段がなくなっておりますので、対象操作手順書はSOP、シビアアクシデントの手順書に入っております、その中の消火系FPを使った操作ということになります。この中に一番上の所でございますけれども、MD消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプを起動するという状況でございます。こちらは、当然電源が全てない状況になっておりますので、使えるポンプとしてはディーゼル駆動消火ポンプ、DDFPという状況でございます。その他、CS系から注入ラインに注水可能である事を確認するっと言ったことが書いてございまして、全ての電源が落ちております

ので、この辺りは使えてないという状況でございます。その下、FP から MUWK への注水する為に以下の弁を、前開にするということになりますけれども、ここに関しましては、基本的に中央制御室からの操作でございますけれども、実際には現場からの操作ということになっております。そういった所を踏まえて、手順書の適応状況ということでは、三角ということで手順を一部実施したということで、評価さしていただきました。以上のような観点から、丸・三角・四角それからバーという様な形で、記載をしたものでございます。

Q：今の部分確認なんですけど、その三角にはその中操からやるべきものが別の手段でやったものなんかも含めて、その三角っていうことになる訳ですね。

A：（東電）はい。そうです。

Q：分かりました。すいません。後、この一番右側の欄のこの確認なんですけれども。これはその記録であるとか、当時の運転員の方の聞き取りとか、そういうことに基づいてこういう結論を出されているのかということとですね。後、東京電力の中の事故調査委員会の中で、これはどのような扱いになっているのかについて、お尋ねします。

A：（東電）はい。こちらに関しましては、いわゆるこの手順書に直接ですね、何時何分にチェックしたという様な記録は残っておりません。私どもの方で、これまでの運転員等の聞き取りを踏まえて、事故の記録それからプラントのパラメータを確認した上で、こういった操作が行われたというふうに私どもとしては、確認したということになります。それから、こういった内容につきましては、私どもの社内に設置しております社内の事故調査委員会でも、確認が終わったものが記載されています。

Q：全て事故調査委員会。

A：（東電）事故調査委員会の中でも、時系列としては確認しておりますけれども。以前からご質問にあったような、アイソレーションコンデンサをなぜその時点で開け閉めしたのかと、いう様な判断の理由だとか根拠についてはまだ、確認をしている最中でございます。

Q：要するに事実関係については、確認できていると。

A : (東電) はい。そうです。

Q : 解りました。

○司会

質問のある方、挙手をお願いします。それでは、そちらの方。その後、一番後ろのそちらの方。次にそのそこの方。

○共同通信 服部

Q : 共同通信の服部です。すいません。東電・保安院さん、双方のご意見を教えていただきたいんですけど。少し細かいんですが、事象ベースの手順書の12章の外部系統事故のところ、2の操作ポイントの1の(3)に、10時間以内という言葉で始まる後の方に、不用意な運転操作によってICの運転継続を損なわせてはならない、というふうに記載がありますが、これはICをできるだけ止めないというふうにも読めるんですけど、ここをどう捉えたらいいのか。その55℃ということと絡むと思うんですけど、解説をお願いできればと思います。後、手順書に沿った操作で問題ないというこれまでのお話でしたけれど、改めて手順書とおりの操作で問題ないというご意見なのかどうか、東電・保安院双方のご意見ををお願いします。

A : (東電) ちょっと、ページ数をもう一度おっしゃっていただけますか。

Q : 別添1の資料の下の数字でいうと、12の4の2というところなんですけれど。

A : (東電) はい。

Q : この12の4の2の操作ポイントの、2の1の(3)。10時間以内に外部電源又は、非常用という所で。後半に不用意な運転操作によってICの運転継続を損なわせてはならないとある所何ですが。

A : (東電) はい。こちらに関しましては、その字のとおりでございまして、私どもとしては外部電源の喪失又は、非常用ディーゼル発電機の復旧という様な事が前提で、なっております。今回は、直流電源がこの手順書上は、操作上生きてるということが前提で、組み立てられておりますので、外部電源もしくは、非常用ディーゼル発電機が10時間以内に復旧することで、電源の確

保。いわゆるバッテリーに関しましては、チャージャーが生きるって事になりますし、非常炉心冷却系統の電源も生きてくるといような状況になります。したがって、10時間以内に外部電源又は、非常用ディーゼル発電機の復旧という事が出来るということになります。その間不用意に、アイソレーションコンデンサの運転継続を損なわせてはならないというのは、冷却源といたしましては、直流負荷でございますアイソレーションコンデンサと、1号機でございますと HPCI、高圧炉心注水系が直流で動きますので、それを不用意に止めないように。いような記載でございます。よろしいでしょうか。

Q：確認ですが、この記載をもってその今回の IC の操作に、特に問題がないということでしょうか。

A：（東電）はい。当時、まず地震が発生してから、いわゆる津波が来て全交流電源喪失それから直流電源が喪失するまでの期間については、いわゆるその外部電源がなしで、ディーゼル発電機によります電源が供給できているという状況でございますので、いわゆる事故時運転操作手順書の事象ベース、それから兆候ベースで対応出来る範囲での対応ということになります。したがって、今回の11日の15時35分ないしは15時37分までは、この中での手順の操作ということで、アイソレーションコンデンサについて55°C/h 守りつつ、運用をしていたという状況でございます。

Q：分かりました。保安院さんの方も特に問題ないという認識でしょうか。

A：（保安院）私どもの方ではまだ、そうした最終的な評価が出せてる状況ではございません。私ども、先ほどどなたかの質問で申し上げましたけれども、今こういった手順、あるいは技術的な課題について専門家の意見を聞きながらですね、検討を進めているところでございますので、そうした専門家の意見も拝聴しながらですね、こういったところの操作についても設備面の安全対策についても、含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

Q：ありがとうございます。

○司会

次の方、どうぞ。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。保安院の古金谷さん、お願いします。ちょっと初めに確認なんです、このような原発の手順書は今回初めて皆さんじっくりご覧になったんですね、これは。

A：（保安院）これまで報告徴収ということで保安院として入手したことは過去なかったと思いますので、そういう意味では七尾さんのおっしゃるとおりでございます。

Q：そうしますとですね、これに対して何点かあるんですけども、今こうして公開しているわけなんですけれども、基本的な疑問としてなぜ保安院はこれまでこうした手順書を予めですね、入手するということをしてされてこなかったんでしょうか。これだって、原発の基本中の基本だと思うんですけども。

A：（保安院）私ども今の法体系です、いろいろな許認可をしておりますけれども、運転手順書自体が法規制の体系の中です、そうした許認可等の対象になっているものではございません。そういった観点です、体系的な網羅的なチェックというものがこれまでなされていなかったということでございます。今回、報告徴収をしたのは事故が起きた福島第一原子力発電所の事故調査の重要性、その進捗に合わせて我々は必要というふうに判断をしてこのタイミングで報告徴収を行ったということでございます。

Q：あと2点ほどお願いしたいんですけども、もしこれがですね、事故前から保安院の手元にあつたら今回の事故もう少し少なくとも最少化できたと思いませんかでしょうか。

A：（保安院）すみません、事故の何が。

Q：事故の影響をですね、最少化できたと思いませんかという質問です。

A：（保安院）そこはすみません、そういったところについて我々が持っていたらどうかというところ、仮定の質問についてはちょっとお答えしかねるところでございます。

Q：いや、というのは常識的にもですね、事故になりましたからですね、もう東電任せになったわけで、保安院からの的確に指導するっていうことはできな

かったと思うんですけど、そうしますとやはり手元に手順書があればそれなりの的確な指導とかですね、いろんなことができたと思うんですけど、この点についてはいかがでしょうか。

A：（保安院）当然私どもの中でも今後安全対策をですね、見直していくという議論が進められるかと思っておりますので、そういった中でご指摘のそういったソフト面ですね、確認というのをどこまで規制当局として確認していくかということは議論になり得るかもしれませんが、当然現行の法体系の下で私ども規制をしておりますので、そういった点につきましては今後の課題というふうに認識しております。

Q：お言葉ですけど、これ公開できたのも現行の法体系を適応してこれ公開できたんじゃないでしょうか。なので、ちょっとそのご説明だとよく分からないんですけど。

A：（保安院）事前に入手するという事は事故を発生する前ということだと思います。報告徴収、これ原子炉等規制法第 67 条に基づいて報告徴収をかけておりますが、この法律の実施に必要な範囲において報告徴収をかけるということでございます。事業者の権限をかなり我々の方で強制的に資料要求等、資料の提出を行わせるということでございますので、通常、日常的なですね、規制の中でこういった報告徴収というものは行っておりませんので、今回こういった事故が実際に起こりましたので、その事故調査の必要性から報告徴収という形で手順書を入手したということでございます。

Q：最後なんですけど、そうしますとですね、今現在ご承知のとおり原発立地自治体とですね、周辺住民の方々が再稼働においてですね、かなり不安に思っております、あと東電だけというのはこれもフェアじゃないと思うんですけども、こうした2点におきましてですね、原発立地自治体の全ての原発の手順書をですね、保安院が入手して、必要に応じてですね公開するべきだというふうにはお考えになりませんかでしょうか。少なくとも公表は別としてですね、保安院は入手すべきではないかと思うんですけど、この点はいかがでしょう。

A：（保安院）現在のところではですね、そこまでする必要があるかと。今回は福島第一原子力発電所でのこれだけの重大な事故が発生したということに鑑みまして、事故調査に必要なだという判断をもって報告徴収をいたしましたの

で、ご指摘の点につきましては現時点ですね、その必要性につきましては考えていないということが正直なところでございます。

Q：そうしますと、今の理屈だとですね、また事故が起こってから手順書を入力するということですね。じゃあ、これはでも大変なことだと思うんですけど。

A：（保安院）当然これから、法体系も含めた形だと思いますけれども、規制の全容の見直しということの検討を進めてまいりますので、そういった中でですね、ソフト面のチェックをどこまですればいいのかと、現在は保安規定の認可ということでその運転管理面のチェックもしているわけでございますけれども、ご指摘の手順書も含めた形ですね、我々がチェックすべきかどうかということは今後議論することになるのではないかとというふうに考えております。

○司会

質問のある方、挙手を。失礼しました、先ほど指名していた方、お願いします。

○毎日新聞 中西

Q：毎日新聞の中西といいます。比較表の9ページのところの一番下の、SOPになった15時37分からの一番下のところなんですけれども、ここからシビアアクシデントの手順書になると思うんですが、そのシビアアクシデントの手順書に切り替えることはこれは成功したって言えるんでしょうか。全交流電源喪失の手順書っていうのが多分シビアアクシデントのものではないと思うんですけど、その点についてちょっとコメントを松本さんにいただけますか。

A：（東電）はい、いわゆる全交流電源喪失の手順書で操作できないという判断の下にシビアアクシデントというふうに判断いたしまして、対応操作をするということになります。その辺りのいわゆる一般的な考え方はちょっと、別添2の方に戻りますけれども、シビアアクシデントの操作手順書がございまして、その目次といいますか、改訂履歴の直後に総則という欄がございまして、その後ろのページでいいますと序の6のページにですね、それぞれの手順書の使い方というのが書いてございまして、兆候ベース、それからの手順書の中で移行要件ができればもう既にSOP、シビアアクシデントの手順書の方に入るという状況でございます。

Q：その切り替えの要件というのが全電源交流喪失の手順書では通じないからという判断をもってシビアアクシデントの手順書に移るといふ。

A：（東電）はい、そうです。もう少し具体的に申しますと、プラントのパラメータですとか、使えるポンプの台数とかが、まあ今回の場合は全滅するわけでございますけれども、そういった条件が判断の理由になってSOPの方に移行するという形になります。

Q：ちょっと初歩的な質問で申し訳ないんですが、この所にICの弁開度表示が確認できない状態であるというところがあるんですけども、ちょっと素人目に考えると、開できない状況であるということについての手順がなかったのではないかというふうに思うんですが、いわゆる手順書について行き届いてなかったのではないかというような推測もできると思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

A：（東電）いわゆるAOP、事象ベースの手順書の中では全交流電源喪失の事故の際にはまだ直流電源は存在しているという、使用可能というような判断でございますので、AOPの範囲の中ではいわゆる確認ができるということになります。ただし、今回の場合は津波によりましてバッテリー、それから電源盤が冠水して使えない状態になっていきますので、そういったところでICは弁開度表示できない状態と、それからHPCIは制御盤の表示等が消灯していた状態ということから起動していないというふうに判断したものでございます。したがって、この先、要は原子炉を冷やす手段が何もなくなっているということで、SOPシビアアクシデントの方に移行するということになります。

Q：ちょっと繰り返し申し訳ないんですが、直流は存在しているというふうになっているのが事象ベースという。

A：（東電）事象ベースのいわゆる想定事項では全交流電源喪失と言えども、直流電源は存在しているという前提に立っております。

Q：結果的にではあるんですけども、直流も何もなくなっている状況の中で、この手順書に則ったということについてコメントいただけますでしょうか。

A：（東電）当時は全交流電源喪失の事態としては外部電源喪失と、いわゆる動

的機器でございますディーゼル発電機が対象というふうに考えておりました、バッテリーですとかそれを含む電源盤については静的機器でありますから、動的機器に比べて信頼性が高いというふうに判断しておりましたので、全交流電源喪失の中には直流電源の喪失までは含めていないというのが実態です。

Q：結果的には SB0 に対する当時の認識は甘かったということと言えるんですか。

A：（東電）甘かったかどうかについてはいろいろ議論があろうかと思えますけれども、3月11日以前の私どもの認識といたしましては、全交流電源喪失までは事象ベースの中で対応するように判断しておりましたし、それが使えないというような状況であれば SOP シビアアクシデントの中で対応するというような判断がございましたが、ご存知のとおり結果的には電源盤そのものが冠水して使えなくなったということから、電源の復旧が非常に困難を極めたというのが事実でございます。

○司会

質問のある方挙手をお願いします。こちらにまだ今日指されていない方がいらっしゃるの、こちらの方。それからその後そちらの方。

○テレビ朝日の石川

Q：テレビ朝日の石川と言いますが、ごめんなさいちょっと不勉強な面もあるかもしれませんが、先ほど交流電源喪失の後直流電源が確保されているという状態で事象ベースの手順書とおっしゃったんですが、そのシビアアクシデントの中でも含めてですけども、直流電源が喪失した場合のマニュアルとかいうか手順書というものは存在するんですか。

A：（東電）東電でいいですか。はい、存在しています。こちらは事象ベースの手順書の目次をご覧くださいなんですけれども、ページで言いますと目次の5になりますが、第13章に制御電源喪失事故ということで、直流125V主母線盤1A、それから同じく主母線盤の1B、少し下の方にまいりますと直流24Vの計測用電源盤等、電源盤そのものが単独で故障する、あるいは使えなくなったというような手順書は用意がございます。

○司会

よろしいですか。次の方どうぞ。

○月刊誌のファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋ですけど。保安院さんあるいは松本さんでも結構なんですけど、この全交流電源喪失にはその給水ですね、水を入れるというような、特に海水を入れるということが手引書の中にどこかに記されているのか、開示されてない中には全給水喪失という項もあるんですけど、海水について手引書というのは何かこの中では発見できないので、海水について書いてあるところがあったら教えていただきたいと。それから2点目は、12日の水素爆発が起こった後、即海水の注入を始めると、その指示が出たと。その前に海水を注入する準備を進めていたと書いてあるんですけど、これはその前の段階でもう海水を入れるような完了していたのか。海水を入れることが可能な完了状況になっていたけど、要するにそれをしなかったということなのか、準備当初だったのかと。その点につきましては、こっちの資料の中を見ましたら、別紙の1というところに、要するに水素爆発後しばらく対した後17時20分頃から被害状況調査を行い、電源ケーブルや海水注入のためのホースが破損、使用不可能であることが分ったところから海水注入ホースを再敷設し、19時頃に海水注入を開始したと。水素爆発が起こって大変な時にわずか1時間半後にホースだけやったらすぐ海水が入ったわけなんです。すると水素爆発が起こる前に既に海水を入れる状況というのは完了していて、しかしそれを海水を入れるということについて手引書に何がしかの指示がなかったというふうに私には見えるんですけど、海水を入れるかどうかというところの判断について、この手引書の中には何がしか記述があるのか、これは保安院さんでも東電も結構なんですけど教えていただきたいんですけど。

A：(東電) 海水を準備していたかどうかについては、事象事故が発生して以降、注水手段がなくなっておりますので、当然当時期待していました直流によります注水手段もない状況でございましたので、こちらに関しましては事故当初から海水を入れる準備をしておりました。当然順番としては淡水から優先順位は持っておりますけれども、消火栓あるいは消火槽から、防火タンクですね。入れる水も限界がありますので最終的には海の水を使うということで準備を進めておりましたけれども、15時頃建屋の爆発がございまして、一旦敷設したホース等もやり直しというような状況になったのは以前ご紹介させていただいたとおりです。したがって、私どもとしては海水も含めてどういった、とにかく水を入れる手段を確保してその準備をしたというところは事実でございますし、最終的に水を入れられるようになったというのが11日の19時頃にスタートしたというような状況でございます。それから手順書

に關しましては、ページを目次等をご覧になるといわゆる全給水喪失という
ようなことが、これは常用系のいわゆる給水ポンプ等が止まった時には非常
用炉心冷却系で注水しますというような、いわゆる想定している事故の範囲
内で対応ができるというようなものを記載したものでございます。

Q：もちろん私はそういった立場でもないからそんな無責任なことはしないで
すけど、これを見る限り、恐らく12日の早い段階で海水を入れる準備は完了
していたんじゃないかと。少なくともその後の水素爆発の中でわずかホース
だけ取り替えたなら海水は入れられたわけなんですよね。するとここには要す
るに準備をしているという記述がございます。要するに準備をしていたけれ
どもそこで水素爆発を指示したと書いてあるんですけど、これは準備をして
いたんじゃないかと、いつでも海水を入れられるような状況になっていたけど
海水を入れなかったというふうに私には読めるんですけど、保安院の方はそ
の辺はどういうふうにご認識なんでしょうか。

A：（保安院）私どもではこれまで東京電力の方から、今回ご提出して公開した
資料以外に、9月9日に東京電力の方から事故報告書というものを受領して
おります。その中で1号機の事象の進展等についても報告をいただいております
ので、基本的には先ほど松本さんが説明したようなことで進展している
のだろうと、報告書を見る限りはですね、そのように感じておりますけれど
も、ただ別添の4の方で保安調査結果ということで先ほど言及いただいた資
料でございますけれども、この中でも東京電力の職員の方にヒアリングした
内容といたしましても、現場の考え方としては2ページ目の下から消火器を
用いた代替注水というところでのいくつかの調査結果をまとめておりますけ
れども、その中の一番最後のところに海水注入についての現場の判断の様子
というのが記されておまして、特に海水注入については躊躇することはな
かったというようなことも現場でのヒアリングでは確認できております。

Q：躊躇したかどうかという評価ではなくて海水を入れる準備が何時完了して
いたのかという事が問われているのだと思います。要するに水が減っていく
パラメーターがいろいろ出ている訳ですからどの段階で水が入れたのか
という事実関係が僕は知りたいし、最終的な経営判断は東電はそれはそれな
りに責任を取って貰えば良いんですけど、やっぱりその海水を入れる段階に
何時なったのかという事についてはですね。それについては説明は無いし、
その部分が開示されてなかったり、その部分が手引書でどうなっているのか
という事が分からないとあまり事故の究明にならないんだと私は思うんです

けど、その分は保安院さんの方でしっかり調べていただくというような状況
なんですかね。保安院じゃなくて事故調の方ですか。

A：（保安院）私どもの方で先ほど申し上げました。事故報告、これちょっと今
手元にありませんので具体的にどこまでその海水注入の部分での記載がなさ
れているかというのは現時点で手元にありませんので分かりませんが、その
内容の範囲で理解しているという範囲でございます。手順、シビアアクシデ
ントのですね、注水の部分で、我々これまで見ている限りでは海水につい
てはですね、特段言及は無かったのではないかというふうに今は認識してお
ります。まだちょっと今読み込みが十分出来てないので、読み飛ばしてる部
分があるかも知れませんが、消火系の注水というものについては、ある
水槽を前提とした手順になって御座います。

Q：園田さんに、私は民主党政権になってからこれだけの情報公開をしたとい
うのは大変評価して良いんだと思いますし、その上で事実に基づく責任を追
求をする事がですね、償いだと思うんですよ。それと結局、本当に海水をで
すね、何時入れる事になっていたのかという事についてはですね、政府とし
てしっかり調べていただく事だと思うんですけど。その辺いかにお考えです
かね。

A：（園田政務官）今、保安院からもお話がありましたけれども、事故報告書と
いうのが先ず東京電力から出ております。それに基づいて保安院の権限にお
いてこれは出来る限りきちっとこの報告書に基づいて調査をするべきであろ
うというふうに思っておりますし、その状況がですね、分かり次第、この
場あるいは他の場においてもそれは報告をさせて頂きたいというふうに思
います。それと同時に、政府全体としては今事故調査委員会が発足をしてお
りますので、当然、そちらにおいても、第三者的にやって頂いているというふ
うに認識を致しております。また、この国会がスタート致しまして、今国会
においてもですね、事故調の調査委員会を設置をするという動きがあるよう
に私どもは承知を致しておりますので、当然、国会においてもこういった事
故の調査においてはしっかりと進められるものでありますし、それについ
ては当然ながら国民の皆さま方にオープンにしていくべきだろうというふう
に思います。

○司会

質問のある方、挙手をお願いします。その次、そちらの方、その後、その後

ろの方のそちらの方。

○東京新聞 加藤

Q：東京新聞加藤です。まず、松本さんに1点で、先ほど、直流電源喪失の時の手順があるというお話でしたけども、今回の事故ではその部分は使われたのか使われてないのか、使われたとしたらどの部分なのか、使われなかったとしたらなぜなのかをお願いします。後、もう1つが保安院にですね。保安調査結果、調査対象が同発電所所長他となっておりますけど、他というのはどういう様な立場の職員の方からどの位の人数聞いているんでしょうか。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが、制御電源喪失事故のいわゆる事象ベースの操作手順書でございますけど、これは使えない状況でございました。判断で言いますと、要はこちら13の1に直流125V主母線番1Aが喪失したという事を想定しておりますけれども、この場合には他の交流電源ですとか、1Bが生きているということが前提になりますので、今回の事故のケースでは1Aも使えませんし、1Bも使えない、それから、交流電源ももちろん使えないという状況、それで、なおかつ、いわゆる、電源盤の故障というよりも、電源盤が水が被ってしまって、そもそも復旧も出来ない状況だったということになります。

Q：じゃあ、全ての電源が使えないという手順は無い訳ですね。

A：（東電）事象ベースの中では無いということになります。

A：（保安院）保安院で御座いますけれども、保安調査の調査対象についてのご質問でございますが、これは発電所、あるいは東京電力の本店の管理職クラスの方に、所長も含めて9名の方にヒアリングを行った結果をまとめたものということでございます。

Q：運転にあたっての方からは聞いてない。

A：（保安院）運転の関係の管理職も含めてということでございます。

Q：現場で対応された方も含んでる訳ですよ。

A：（保安院）個人を特定出来るような役職名の公表を行うところでございませ

て、当然、事故に関係する運転管理、設備管理といったような関係の管理職クラスの方に話を伺ったということでご理解頂ければと思います。

○司会

はい、次の方どうぞ。

○朝日新聞 西川

Q：朝日新聞の西川です。東京電力の松本さんをお願いします。これまでの質問と重複してたらすいません。今回、保安院が公表した手順書ですね。核物質防護上非公表にすべきだというふうにして、東京電力から保安院に意見を出した部分というのは具体的に代表的な所としてはどういうところでありますでしょうか。後、今回の公表というのはあくまで保安院の判断で東京電力の判断とは違うということですが、今後、今回の事に対して不服申し立てなり、何らかの法的手段を取る可能性についてお願いします。

A：（東電）まず、1点目のご質問でございますが、こちらに関しましては基本的な操作内容、場所等が含まれている箇所が私どもとしては原子炉の安全確保上問題があるというふうに考えております。この操作スイッチがある場所のパネル名ですとか書いてございますし、後、どう言ったタイミング、パラメータの値がございますけれども、そう言った所は判断する根拠の数字でございますので、そう言った所は安全上問題があろうというふうに思っております。もちろん、知的財産という意味で重複している所は多分がございますけれども、そう言った考えでございます。それから、いわゆる、公表に関しましては、原子力安全・保安院さんの判断でございますので、私どもが何か既に公開されているものに対して何か訴訟とおっしゃいましたでしょうか。そう言ったことを起こす予定はございません。

Q：追加で保安院さんにお聞きしたいんですけども、今の東京電力さんの安全上問題があるということに関して、保安院さんとしては問題がないとして公表されたんだと思うんですけども、今の説明に対してはどういうふうにお考えいらっしゃいますでしょうか。

A：（保安院）当然、公開に当たって私の方でも特に秘密にするべき情報が無いかということについては確認を致しました。特に核物質防護上ですね、秘密にすべき情報というのは法律で定められております。これは原子炉等規制法の中で定められておまして、まずはそういった所が無いかどうかを確認し

まして、それは私どもの方の法律で御座いますので、その内容は無いというふうに確認してございます。後、その他の部分で安全上懸念されるような情報があるかどうかということについては我々の方でも検討いたしましたけれども、我々の方としてはそこは問題ないだろうと、最終的にはこの事故の重要性に鑑みまして、事故調査を透明性をもって行うという公益性の必要性というものを優先して、今回、東京電力の方から意見をいただいておりますけれども、その部分についても公開するという判断をしたということでございます。

○司会

はい、それでは次の方どうぞ。

○NHK 花田

Q : NHKの花田と申しますが、東京電力の松本さんに手順書の関係で3点伺わせて下さい。ちょっと重複している部分があったらご容赦下さい。まず1点目なんですけど、これまでも伺ってきた点で手順書の移行の関係なんですけど、地震後は事象ベースと兆候ベース使って、津波の後にシビアクシデントに移ったというご説明を今までいただいてたと思うんですが、この移行条件を見ると、津波後も事象と兆候ベースを使っていて、それでどこかのタイミングでシビアクシデントに切り替えたのかなというふうにも読めるんですが、その点どのような今のところ見解なのか、また検証はされてるのかというのを伺わせて下さい。これ1点目です。2点目なんですけど、これもこれまで聞いてた部分で、そのシビアクシデントの使う手順書の条件として、炉心損傷が起こる前にも使うというふうなご説明、何度かいただいてたと思うんですけど。これ見ると炉心損傷後となっていて、この辺りはどのように解釈すればいいのかというのを伺わせて下さい。最後に、これも今まで8時間以内に外部電源なくなったら復旧させるだったんですけど、この手順書見ると10時間という数字も出てくるので、この辺りをどのように精査すればいいのか伺わせて下さい。以上3点です。

A : (東電) まず手順書の使い分けでございますけれども、少し手順書の中身を見ていただくとまず全体といたしましては、事象ベースは発生した事故によって、こういうふうに対応するということが、いわゆるやる順番、基本的なやる順番にしたがって書いてございます。それからシビアクシデントの方も、パターンがございましてけれども、こういったFP代替注水を、FPを使った代替注水ですとか、核納容器のベントといったような形で、基本的にはもう注水

ができない状況、あるいは核納容器ベントが必要な状況を想定してでの手順書になりますので、その部分だけがのっかっているというようなことになります。当然、事故を並行して復旧している中で当然、炉心、緊急炉心冷却系とかが復旧してくれば、そちらを使って復旧するというのもございますので、そういったところが少し、ちりばめながら入っているというのがシビアクシデントというような状況でございます。したがって、シビアクシデントの中に手順書として使っておりますけれども、それぞれ事故時のところで必要なものは当然、使いますし、そういった使い分けと申しますか、使うところ使うところによって使用すべき手順書は何種類かございます。それからシビアクシデント手順書に関しましては、炉心損傷前と炉心損傷後という形で、基本的には分かれております。中身そのものは大きく変わりませんで、CAMSによります炉心損傷の判断が途中で入るだけでございまして、そここのところで判断した後も引き続き燃料損傷が発生いたしますとしても、代替注水を確保する、あるいは核納容器の圧力を監視しながらドライウェルベント、サブチャンベントをやってくというような状況でございます。それから、10時間の記載でございますが、1Fの1号機は直流の容量が10時間ございまして、その他一般的には8時間というのが私どもの設備になっております。

Q：分かりました。ちょっと1点だけ確認させていただきたいんですけど。その移行の条件、手順書どのように使い分けるかというご説明だったと思うんですけど、今回の事故に関して具体的に津波後、どの時点まで、すぐに要はシビアクシデントに移ったのか、それともしばらくは事象と兆候を使っていたのか、それともシビアクシデント待ちながらやっていたのか、それどれくらいの時期なのかというのをちょっと改めて確認させていただけますか。

A：（東電）はい、手順書の移行時期が何時何分だったのかというようなところは、こちらほとんど記録と申しますかそういったものは残っておりません。当然津波に襲われまして、順次ディーゼル発電機もいっぺんに無くなったわけではなくて、順次電源を失われたという状況でございますし、直流電源も1号機なんかはA系がフラフラついていたという状況でございますので、何時何分でSOPに移行したというよりも、注水手段がなくなったという状況からSOPの事態にはいってるといふふうに考えております。

Q：そうすると、暫くは津波のあとも事象と兆候も使いつつ、注入手段がなくなったという判断が下ったところでSOPも使ったということで宜しいでしょうか。

A：（東電）大体それで結構でございますけれども、注水手段がなくなるということは、もう津波で電源が順次なくなっていく段階で認識できたと思いますので、そんなに時間はかからなかったというふうに思っております。

Q：ありがとうございます。

○司会

質疑の途中ですが、本日の作業状況についてまとまってきたということですので、東京電力から説明いたします。

<東電からの本日の作業状況の説明>

○東電

それでは本日の作業実績についてご報告させていただきます。まず原子炉の注水でございますが、本日 17 時現在 1 号機は給水系で 3.6m³/h、2 号機は給水系で 3.1、炉心スプレイ系で 7.2 でございます。3 号機は給水系で 2.0、炉心スプレイ系が 8.0m³/h で注水中になります。格納容器への窒素ガスの封入ですが、17 時現在 1 号機の格納容器圧力は 120.0kPa、2 号機は 123kPa、3 号機 101.5kPa でございます。使用済み燃料プールの循環冷却の状況です。17 時現在プールの水温は 1 号機 25.0℃、2 号機 29℃、3 号機 27.4℃、4 号機 36℃でございます。それからタービン建屋の溜まり水の移送でございますが、現在 2 号機 3 号機からプロセス主建屋、それから雑固体廃棄物減容処理建屋の方に移送を行っております。6 号機のタービン建屋の溜まり水は、本日移送を行っておりません。代わりに仮設タンクからメガフロートへ 10 時から 11 時 30 分の間、移送を行っております。それから明日になりますけれども、1 号機のタービン建屋の地下の溜まり水を 2 号機のタービン建屋に移送を行います。建屋の水位の状況です。16 時現在、プロセス主建屋の水位は 4,681mm で、午前 7 時とくらべますと 38mm の上昇でございます。雑固体廃棄物減容処理建屋は 3,199mm、午前 7 時と比べますと 31mm の低下です。サイドバンカ建屋は OP で 4,400mm、午前 7 時と比べますと 5mm の上昇になります。トレンチの水位です。16 時現在 1 号機はダウンスケール中、2 号機は 2,874mm、3 号機は 3,202mm で、それぞれ午前 7 時と比べますと 1 号機は 7mm、2 号機は 4mm の低下です。タービン建屋の水位です。16 時現在 1 号機は 4,211mm、午前 7 時と比べますと 23mm の上昇、2 号機は 2,907mm、3 号機は 2,961mm、4 号機 3,002mm でございます。午前 7 時と比べますと、それぞれ 2 号機は 6mm、3 号機は 5mm、4 号機 3mm の低下です。原子炉建屋地下 1 階の水位です。16 時現在 1 号機は 4,387mm、2 号機 2,996mm、

3号機 3,129mm、4号機 3,027mmでございます。午前7時と比べますと1号機は19mm、2号機は13mm、3号機5mm、4号機4mmの低下です。それから作業の状況です。循環型海水浄化装置に関しましては、本日9時45分に運転を再開いたしております。それから1号機原子炉建屋のカバー設置工事でございますが、本日、明日ともに引き続きフィルターユニットの試運転を実施いたします。それから明日1号機と2号機の原子炉建屋開口部でのダストサンプリングを予定いたしております。水移送装置の運転の状況に関しましては、先ほど申し上げたとおりですが、14時30分に淡水化装置に関しましては2番の1を隔離いたしまして起動をいたしました。16時20分に淡水化装置としての、通常の運転状況に戻っております。続きまして作業の関係で一部ご連絡がございます。福島第一では明日10時から16時の間に電源強化工事を行いますので、1、2号機の原子炉監視計器がいったん停止する予定です。したがって、通常5時から11時のデータを採取いたしておりますけれども、9時のデータを掲載する予定でございます。それから第二原子力発電所になりますが、モニタリングポストのナンバー7の計装機器を収納していた建物につきまして、新設工事を行いますので周辺の環境が変化する関係で指示値が変動する可能性がありますので、あらかじめご連絡させていただきたく存じます。東京電力から以上です。

<質疑>

○司会

それでは、手順書以外も含めまして質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは、3列目真ん中の方、そちらの方、そのあとそちらの方、どうぞ。

○日本インターネット新聞社 田中

Q：日本インターネット新聞社の田中龍作と申します。園田政務官に二つ質問いたします。一つは記者会見の進め方なんです、園田政務官が遅れて来られる時は記者会見の開始も遅らすとかそういう事は考えられないんでしょうか。それを受けての次の問いかけになるんで、まずこれで。

A：（園田政務官）ちょっと今この場でですね、どういう形にするのかというのは考えはちょっとありませんので、一度引き取らせていただいて、改めてまた考え方を整理させていただいてお答えをしようと思っております。

Q：なぜこんな事、私が聞くかと申しますと。そもそも合同記者会見でやるようになったのは、細野豪志当時補佐官がですね、バラバラにしてるんだから効率が悪いからというのと、それと情報公開だったんです。ところがです

ね、ここに政治家が今一人の政治家園田政務官がいらっしゃらないとなると社会のシステムとして東電も霞が関の方もどんな嘘をつこうが隠し通そうが社会に対して責任取る必要ないんですよ。現にこれだけの大事故が起こっていながら誰も責任とって無いんですよ。ところが政治家は次の選挙に関わってくるんです。ですので政治家にいてもらわなきゃ国民も責任ある答えを聞けないんですよ。出ていただかなきゃ、これ政治家として責任逃れということになります。いかがでしょうか。

A：（園田政務官）おっしゃるとおりですね。細野大臣ともご相談をさせていただいております。先般もそうでありましたけれども、私が完全に出られないというような状況、政治家がですね、ここで政務三役も含めて出られないという状況になった場合はこの記者会見は延期をするという形でさせていただいておりますので、それと同じような形で運用はしてまいりたいというふうに思います。

Q：それともう一つ、なぜこういうことを言うかとですね、22日の先週の金曜日にとても大事な記者会見を東電が行いました。というのは、損害賠償請求1200億円の分の支払いの政府からの援助を求めるということを西澤社長が記者会見で言ったんですが。その記者会たるや、経団連の中にある電事連の記者クラブでやったんです。それはもう接待漬けになってる人たちの前でやったんです。お身内だけでやったんですよ。それで、公表しましたと言われても困るんです。ですんで、ここでお身内じゃない、それはネットの中継も入りません、つまり国民の知らない所で密室でやられたんですよ、だからちゃんと公開の場でそういう大事な記者会見はやっていただかなければ困るから、政務官ちゃんと出てくださいと申し上げてるんです。それについて、つまり西澤社長が非常に大事な国民の税金から出る1200億円をなぜ公開の場で記者会見しなかったのかということをやちゃんと政府として正すつもりはおありですか。

A：（園田政務官）ちょっとすいません。経緯は私存じておりませんが。この場でどういう形でというよりも、東京電力としてどういう形の記者会見をされるかというのは当然それは東京電力でやりますけれども、私どもこの政府と統合の記者会見の場において皆さん方にお伝えをしなければならぬものというのは当然ながら私、政務三役の事故収束に関する責任のある人間がいて、初めてここで発表されるものであるというふうに思っております。

Q：事故を起こす前の、普通のただ今後こういうサービスをやりますっていうような記者会見だったら、電事連でやろうがどこでやろうがこれいいですよ。事故に関する記者会見ですよ、事故の賠償に。つまり国民の税金からお金が出る大事な記者会見ですよ。それは東電のこの事故で国民は電気料金の値上げも負担しなければならなくなるだろうし、税金の負担もしなければならなりません。それをなぜお身内だけの場で記者会見してしまったのかということですよ。これはもう一度ここで、公開の場で、密室じゃない場所で、記者会見するよう指導していただけないでしょうか。

A：（園田政務官）大変恐縮でございますが、ここの政府と東京電力の統合対策室としての権限の外でございます、賠償においてはですね、ご案内のとおり経済産業大臣たる枝野大臣の下で行われているという形でございますので、ここの場とはちょっと性質が違うものであるということをご理解をいただければと思います。

Q：事故に関わる問題だからここですよ。

A：（園田政務官）すいません。管轄は枝野経産大臣の下で、細野大臣ではありません。枝野経産大臣の下で行わせていただいているということでございます。

Q：分かりました。西澤社長の件はともかくとして、今後園田政務官が遅れて来られる時は遅らすとか、いっそのこと1時間以上遅れるのであったらその日は取りやめにして次回にするとか、そうでないとなんら社会に対して責任取らなくてすむ、これまで散々嘘ついてきて隠しぬいてきた東電と霞ヶ関の人たちだけでやられちゃ困るんですよ。要するに責任取らなくていいんですよ。

A：（園田政務官）分かりました。私のスケジュールに合わせていただいてもよろしいということであるならば、そのようにさせていただきたいと思っております。この間の件はですね、この間も言われましたけれども、必ず私は記者会見はやるべきだという方針に立たせていただいておりますので、そういった面では極力私が細野大臣からも命を受けておりますので、この場に来て私の責任の中で広く国民の皆さま方にきちんと情報提供をするべきだというふうに言われております。そういった面では私が仮に時間が遅れると

いう状況があったとしても、まずは私の責任で記者会見はやっておいてもらいたいということでスタートをさせていただいていたんですが、そういうご指摘でございますので今後、大変恐縮でございますけれどもちょっと検討をさせていただいて、前向きに対応はしたいと思います。

Q：前回1時間ちょっとで終わったのはご存知ですね。

A：（園田政務官）あとで報告は受けました。

Q：なぜ、今日ここまでちゃんと政務官が来るまで記者会見持ちこたえられたかということ、恥ずかしい話だけどフリーで動員掛け合ったんですよ。そうじゃなければ、もう終わってましたよ。大事なもろもろの追求出来ずじまいでした。なので、もし遅れる時は、1時間以上遅くなるような時は、もうなしにさせていただきたいんです。延期していただきたいんです。

A：（園田政務官）ちょっとこの場ではあれですので、少し持ち帰らせていただいて、先ほど申し上げたように前向きに検討はしたいと思います。

Q：分かりました。

○司会
次の方。

○テレビ朝日 森嶋

Q：テレビ朝日の森嶋です。先ほどちょっと質問させていただきましたが、直流電流を喪失した時の手順書というのがあると、さっきお伺いしましたが。この手順書というのは交流が生きてることが前提に書かれていたということでもよろしいのでしょうか。もし、そうであった場合これも重なってしまうかも知れないですが、直流交流、AC/DC、両方電源が喪失した場合の手順書というのは存在しないということでもよろしいのでしょうか。また、その場合、両電源喪失した時の手順書というのは作られるのでしょうか。直流がなくなった場合の手順書というのは公開されることはあるのでしょうか。四つくらいですけれどもお願いできればと思います。

○司会
東京電力への質問ですか。

A : (東電) 直流電源の喪失事故に関しましては、繰り返しになりますが、事象ベースの手順書の中にそれぞれ単独で用意してございまして、こちらに関しましては交流電源が存在するということが前提となっております。したがいまして、例えば直流 125V 主母線盤 1 A が停電したということがどういう影響があるかというようなことが記載されていて、その後どういった対応をするかというようなことが載っているという状況でございます。したがいまして、全交流電源喪失と全直流電源が喪失したというような事態に関しましては、今事象ベースでは用意していないというのが実態です。ただ SOP いわゆる注水できない状況が発生して、何とかして注水自体を確保、復旧再開して原子炉の安定を図るという意味では、いわゆる兆候ベースの EOP、それからシビアアクシデントの中でやるべきことについては包絡されているというふうに考えています。当然今後の教訓として、事象ベースの中に全交流プラス全直流といった事象を含めて事象ベースの対応手順書を作るべきだというような評価があれば、こちらについて今のところ全く作らないという予定ではございませんが、今後こういったいわゆるその事故をどういうふうに想定して、どういうようなところまで対応するかについては検討していきたいというふうに思っています。

○司会

よろしいですか。それでは次の方どうぞ。

○NPJ 日隅

Q : NPJ の日隅ですけれども、保安院の方に手順書の関連なんです。事故直後に対応が十分かどうかということを検討するにあたっては手順書を手元において検討する必要があったと思うんですけれども、それを求めなかった理由というのは何なのでしょうかとというのがまずひとつと、それから七尾さんの方の質問で、他の原発の手順書について求めるつもりがあるかどうかという質問に対して、最初はないと言われた後で検討するという表現に変わったんですけれども、これは訂正後の見解でいいということですよ。これは原子力安全委員会が先日シビアアクシデント対策についてということで、レベル 4 まで検討できるような法的な整備をするべきだという意見を出されたことを踏まえてのことだと思っんですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。その関連なんですけれども、原子力安全委員会はレベル 4 までは今回意見を出されてるんですが、いわゆるレベル 5、サイト外緊急時対応についての法的整備を求められる予定はないのか、何か検討されているのかどうか、

これはいわゆる今回必ずしも避難が十分に行われなかったものと思うので、サイト外緊急時対応についてもやはり同様に平常時からそれで十分かどうかということを検討しておく必要があるのではないかなと思いますのでその点と、それから最後なんですが、東電から手順書について公表して欲しくないということの理由を受けてらっしゃると思うんですが、意見書そのものを配布していただきたいと思うんですね。これは恐らく情報公開請求した場合には何も情報公開できない理由はないと思いますので、今回これぐらい皆さんの意見、質問が集中してますので、東電からの意見書そのものを出していただいて、東電さんの方でご説明されてきたことについてきちんと国民の身にも判断できるような形にしていいただければと思います。以上です。

A：（保安院）保安院でございます。今ご質問いただいた件についてお答え申し上げます。これまで手順書を求めてこなかった理由ということでございます。これにつきましては私どもの方でも事故の調査というものを進めていく中で、例えば先ほどもどなたかの質問で申し上げましたけれども、9月9日には事故報告書というものを東京電力から受領しております。そういった一連の事故調査の流れの中でこのタイミングで必要というふうに判断をして、9月27日でございますけれども報告徴収の命令をかけたということでございます。それから先ほど他の発電所も含めて手順書を求めることを検討するというふうに答えたということで理解していかどうかというご質問でございますけれども、これは当然今後の法体系を含めた安全対策見直しの中で、ひとつの論点となり得るというふうに申し上げたことございまして、今すぐ現行の法体系の中で他の発電所について手順書を求めるということについては現時点ではそういった考えはないということでございます。その点については先ほどの安全委員会でのシビアアクシデントの法制化の議論の中でも当然一つの論点になってくる可能性はあるというふうに思いますけれども、その辺は今後の検討次第というふうに考えております。それから、東京電力の方から公表して欲しくない部分という意見を出してきたものについての公表ということにつきましては、検討させていただきたいというふうに考えております。今回お出ししたのはまだ一部でございますので、これから他の部分も公開の作業を進めてまいりますので、そういった中でご指摘の点も公開できないかどうか検討していきたいというふうに考えます。以上でございます。

A：（原安委）原子力安全委員会ですけども、先日のシビアアクシデントの文書ですけども、いわゆるディフェンスインデプスの第4層についてどういったところを法令上の規制要件にし、またあるいはどういった部分は自主に任せ

ておくのか、その検討は今後は保安院でやっていただくというのが安全委員会の立場であります。

それからご質問がございましたディフェンスインデプスの第5層ですけども、これはまさに原子力防災でありまして、これについては法令上の枠組みということでは原子力災害対策特別措置法があって、あと様々な国レベルの防災基本計画であるとか、あるいはその関係、自治体などの防災計画があるわけですけども、そういった場面での技術的専門的事項について防災指針ということでは原子力安全委員会の方でまとめてたわけですけども、今回の事故の教訓も踏まえて今その見直しを行ってございます。いろいろな防護措置の決め方の問題でありますとか、それからいわゆる EPZ と言われております防災対策を重点的に講ずべき地域についての考え方、こういったところを中心に今専門部会の下のワーキングで検討を進めているところであります。

Q：2つ目の質問の他の原発の手順書について要求するかどうかですけども、これは法的な手続きの中ではないんですが、安全委員会の方からもまさに指摘をされているような部分もありますので、任意にいわゆる行政指導という形で任意に出せないのかということと求めるということは可能だと思うんですけども、今後事故がいつ起こるかというのは分からないのですから、法的な整備を待つのではなく任意に求めるということは十分に検討する余地があると思うんですけども、それは検討されないんですか。もしされないとしたらそれでいいとお考えの理由は何でしょうか。

A：（保安院）まず私ども今現状を申し上げますと、福島を踏まえてまさに技術的な課題を体系的に整理して、その中で今後の安全対策の見直しの方向性をこれから半年程度かけて検討していこうという状況の中でございますので、そういった議論の中でいろいろな方向性が出てくると思っております。そういった中でほかの発電所にも水平展開するような対策がありましたら順次講じていきたいというふうに考えております。

Q：その任意に徴収するというか求めるということですけども、それをすると何か弊害があるのですか。何か弊害があるからしないんですか。そうでなければやはり安全委員会がまさに指摘されているとおりの問題は重要な問題なので任意に提出することを求めるということは可能なんじゃないかと思うんですけども。それを検討しないというふうにここでそれほど固執される理由が分からないのですが。

A：（保安院）いえ検討しないというわけではございませんけれども今安全対策全般についての検討が緒についたところでもございますので、そういった中で方向性を踏まえて我々様々な対策をしていきたいということでございます。

Q：今の話しだと半年は放置するということにしか聞こえないんですけども。半年間は放置してそれを踏まえてというふうにはしか聞こえないんですけど、そうではなく速やかに一応余地があるかどうかの検討はするということは出来そうに思うんですが、行政指導であればね。

A：（保安院）当然必要な対応については検討の中でも早急にというようなことがあれば、速やかにやっていきたいというふうには考えております。

○司会

それでは質問のある方挙手お願いします。それではそちらの方。後この列の真ん中の後ろの一番後ろの、真ん中の列の一番後ろの方、どうぞ。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有ですけども、さっき田中さんの方から言われたことで先週の記者会見のことでまた園田さんに一点と、後もう一つ後で聞きますけども先週の記者会見で1時間くらいで打ち切りになってしまったというのは、これは本当におかしい事だと思うんですね。園田さんが来る前に。それで私も園田さんが来る前には行こうと思ってこの会見に向かっていたんですけども先週20日の会見ですけど、それで実際私がその会見に来て園田さんも来ていて私は質問をしてれば当然そのときには東電の方では3人目の作業員の死因だって分かっているそれを発表することだって出来たわけですよ。しかしそれを早々に園田さん来る前に勝手に打ち切って翌日の東電単独の会見であんまり事情が分からない記者の前でいきなり死因を発表して、発表される方だって今死因が発表されたのかと思ってそのまま発表を報道するわけですよ。ですけど我々こちらの柳原さんとか私とかもそういったこれまでもずっとその問題を追及してきて検案のことだとか解剖のことだとかも専門的に取材してきた人間がいればかなり追及してたと思うんですよ、東電の方。それをやらせないで翌日こっそり事情をよく分からない記者の前で東電が勝手に発表しちゃうとかがって本当におかしいことだと思うんですよ。いんちきだと。それで4月25日の会見、この共同記者会見始まったとき私園田さんに最初に聞いてるんですけどまだ録音とか残っていると思いますけれど、この

会見の主催者共同会見でこれだけの人が出てきますけれどもどなたが主催者になるんですかって言ったら細野さん私ですと答えてるわけですよ。私が主催者なんですと。その結果フリーを誰入れるか入れないかを最終的に私が自分で判断するという話しになるわけですけど、だって園田さんさっきの話だと取材者が来ないうちに勝手に打ち切ってるんですよここの役人と東電で、これおかしいでしょ、おかしいと思わないですか。だって私が園田さんの立場だったら怒りますよ。だって主催者の自分が着きもしないし、連絡もこないで勝手に現場で役人と東電で今日会見終わりにしましうみたいなことになったら何で怒んなかったんですか、後でそういう報告を聞いて。

A：(園田政務官) はい。私が報告を受けたのは会議中だったということもあったので、恐らくそれが入れられなかったんだらうなというふうに思っております。私が伺った話しによるとそういう面ではさっき質問が無かったということがあったようでございますけれども、ずっとこの場で何も無い状況で待ちをするというよりは司会者からもうこれ以上なければ終了させて頂きますということでその日の記者会見は終了したというふうに伺っておりました。したがって、私ももっと早く行ければよかったんですけども大変公務として努めておりましたので、それが終わったのが6時45分。したがってちょっとどうしても駆けつけれたとしても7時くらいにはなるだらうというふうに思っていました。そういう面では大変遅参をいたしたことは申し訳ないなと思えます。

Q：とにかく今度からはいんちきだと思われるようなことはやらないように先ほど田中さんが言ったように、もし園田さんが遅れるんであればその遅れる時間に合わせて事前にメールしてるんですから、登録している人達には開始時間を遅らせるとかあるいは途中園田さんが来る前に終わっちゃった場合には少し休憩を取るとかそういう感じでちゃんとやってくださいね。

A：(園田政務官) 先ほどの田中さんからのご指摘も踏まえながら私どもとしては少し検討させて頂いて、次回にでもご回答はしたいと思えます。

Q：もう一点今度はちゃんと中身の話しですけど、先ほどの引水問題の話しなんですけどそれ園田さんが私現地に行って我々同行記者団もつれて現地に行ってその場で飲むということでしたから、これはかなり実証性があるのかなというふうに思っていたんですけども、そうではなくてまたお取り寄せだというふうに一步後退しているかと思うんですが、園田さんもいろいろご都合

というかお忙しいんでしょうからこれ散水しているところというのはこれ5号機6号機からその水取って山林に散水しているということですので、このところに実際記者が行って取水するところを確認するとこれは作業の邪魔にもならないですし核物質防護上なんの問題もないと思うんで、これ記者がせめて同行して実際取水する園田さんが飲むといわれている水を取水するところを取材するというような許可をしてもらわないと、全然客観性もないしまた東電だけにやらせたらまたいんちきしてこれですよって言うお取り寄せになっちゃうわけですから、そこちゃんと記者がいけるように行く問題ないんじゃないですか。だって作業の邪魔にもならない核物質防護の問題もなんもないと思うんですけど。

A：（園田政務官）まず記者の皆さま方が同行されるということに関しましては今この段階で何度もお答え申し上げてますけれども、発電所内に入られることというのは私どもとしては現段階によっては控えさせて頂いております。したがって、であるならばどういう形で皆さん方のお問い合わせに対してお答え出来るだろうかというふうに考えましたときに、それであれば現地でそれをくんで来て頂いてそして封印なり何なりをしてこの場にまずそれを持ち込むということ。今私が東京電力に対してそのことに関連して今要望をいたしておりますのは、これ可能かどうか分かりませんがその水を皆さん方に資料提供というような形で普段皆さん方に発電所の状況ということで毎日こういう状況で情報提供をさせて頂いておりますけれども、それと同様に水をご希望の方にはお渡しをさせて頂いて皆さま方できちっと確認をしていただくような形も取れはしないかなというふうに考えておるところでございまして、それを私の飲水する水と共に皆さま方にご希望の方がいらっしゃればお配り出来るような状況も併せて作れないだろうかということは今東京電力に対しましては要請をしているところでございます。したがってそれが出来れば恐らくいろんな皆さん方にご関心がお有りの方はそれを持って頂いてなんらかの形で確認をしていただくというのは出来るのではないかなと、濃度を測るなり何なりして頂けるのではないかなというふうに思っています。

Q：それ取水するところに東京電力以外の人は立ち会わないんですか。というのは東京電力の川俣晋さんだって昨日私も園田さんにお付き合いして飲むと言ってしまった以上は、多分東京電力の社員だけでやったら自分とこの幹部社員がかかわっていることだから間違いなくいんちきするんじゃないんですか。保安院の人が立ち会ったりすることはないんですか。

A：(園田政務官) いんちきはさせませんので、私の責任においてしっかりと持って来させたいというふうに思います。

Q：それすいません、いんちきさせないというのを、どういうことで担保するのかっていうのを事前に言ってくださいね。それじゃないとあとから「はい、これですよ、皆さんもどうぞ」なんて言われたって、それ全く信用できないし、なんのためにやるのかわけ分らないんで。それでその一つ事前の作業として、この実際、今、この5、6号機からの低濃度とされる汚染水を取ってそれで散水しているわけですけど、それまでの過程ってというかどういう段取りってというか、どうやってその散水しているのか、処理を行っているのかとかの、ちょっと図でそれ提出してもらえますか。図で、こういうふうに取り水して、こういうふうな段取りを経て散水していますっていう、図で分かるようなものをあらかじめ出してもらえますか。

A：(東電) 散水の手順につきましては、10月7日に公表させていただいた資料にしたがいまして、ご紹介はさせていただいています。ゼオライト等でろ過をした後、最終的にはRO膜で塩分を取った水を散水しているという状況でございます。

Q：じゃあちょっとその後でもらいます。それでいいです。

○司会

それでは次の方どうぞ。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q：NPJと吉本興業のおしどりで、よろしく願いいたします。3問ということで。その淡水化処理の関連なんですけれども、放射性廃棄物の工学を勉強し始めたばかりで、不勉強でちょっとお聞きしたいんですけれども、東京電力の松本さんをお願いいたします。ストロンチウムはどういう除去をされているのでしょうか。RO膜だけですか、凝集沈殿若しくはイオン交換等を通して除去はしているのでしょうか。続いて松本さんをお願いいたします。以前の質疑の中で、10月6日に亡くなられた方の記者さんとのやり取りの中で、今までに敷地内で働かれた、作業員の方で亡くなった方々は3人か、延べ人数に対して3人でいいかという質疑の時に、松本さんは作業されてる方が亡くなったのは3人で、転職されたあと亡くなった方は知らない、交通事故で亡くなったり、他亡くなった方は知らないとおっしゃられましたが、作業

された方々で、転職、退職された後、3月11日以降の緊急時作業に従事された方で何人の方々が亡くなったか、もちろんいろんな死因もあると思いますけれども、それは把握されているのでしょうか。10月6日に亡くなられた方が、いわき共立病院に運ばれたのは隣の労災病院ではなく、いわき共立病院に運ばれたのは、これはその救急車の判断ということによろしいでしょうか。あと下請け、元請け会社などの、各会社のそれぞれの線量限度を日立や東芝などの線量限度を教えていただけたらと思います、よろしくお願いします。

A：（東電）はい。ストロンチウムに関しましては、アレバの除染装置を通した分に関しましては一部、凝集沈殿していると思いますけれども、現在アレバを使っておりませんので処理水の中には一定程度入っているというふうに思っております。まだ水の分析結果出ておりませんが、RO膜では、基本的にはストロンチウムをとりませんので、含まれているというふうに考えております。それから3人の方以外で亡くなられた方の死、亡くなったことがあるか、あるいはその死因についてのご質問でございますが、こちらに関しましては私どもとしては承知しておりません。それから救急車はいわき共立病院へ救急車の判断で行っております。それからその他、各関連企業さんの自分自身の被ばく線量に関しましては、いわゆる250mSvを守る形で各企業さんの方で定められております。

Q：ありがとうございます。では1点目のストロンチウムは、一定程度処理水の中に含まれているということで、それ作業員の方にもベータ線の処理が、ストロンチウムが含まれているので大変だと言われているんですけれども、すいませんこの園田政務官が飲まれる水のことを詳しくは私はその質疑のやり取りを聞いてなかったもので、申し訳ないんですけれども、その水はストロンチウムが処理されていないというものでしょうか。

A：（東電）もともといわゆる地下水の流入水でございますので、私どももベータ核種については調べましたけれども、検出限界未満ということで確認が終わっております。

Q：分かりました。その園田政務官が飲まれる水というのは、その淡水化処理施設を通した水とはまた別ということでしょうか。

A：（東電）いわゆる発電所には、南側の1～4号機側で処理した高濃度汚染水を処理した水と、5、6号機側、北側で建物の中に入ってきた地下水を処理

した水の2種類の水がございしますが、今回、発電所の敷地内にまいている水は北側の水でございします。したがいまして、もともと発生源は地下水でございしますので、地下水中に含まれている、爆発の際に降り注いだセシウム等を除去した後で核種分析をした上でいわゆる水浴場の基準以下、それから全アルファ、全ベータが検出限界未満であるということを確認したものでございします。

Q：ありがとうございます、ご丁寧にありますありがとうございます。すみません不勉強で。では、その一定程度ストロンチウムが含まれている処理水というのは、サリーを通して循環されているもので、海にシルトフェンスを通して放棄されてるものですか。

A：(東電) いえ、建物に入っている高濃度汚染水に関しましては、現在サブドレン水、地下水の分析等を進めておりますけれども、建物から地下水側には漏出してないというふうに判断いたしておりますし、取水口付近での分析結果からみても、高濃度の汚染水が海洋中に出ていないというふうに判断しています。

Q：ありがとうございます。取水口付近の解析結果ですけれども、これはベータ核種は解析はされてるんでしょうか。

A：(東電) はい、月に1回程度測定しておりますが、こちらの方は適宜公表させていただきます。

Q：分かりました、ありがとうございます。転職後亡くなられた方は、把握されていないということで、3.11の緊急時作業に数カ月働いて、線量限度をパンクして、それで自宅待機となり亡くなった方を何人かお聞きしたんですけれども、では電離則・実用炉規制で、その方々が被ばくした線量は5年間保持するけれども、亡くなったかどうかはチェックする項目ではないという認識でよろしいでしょうか。

A：(東電) いわゆる100mSvを超えている高レベルの被ばくをされた方が、私どもの知る限り亡くなったというようなお話しは聞いておりません。

Q：分かりました。その関連で、その下請け、元請けの方々の線量限度を知りたかったんですけれども、幾つか会社にお聞きしたところ60mSvとか、いろ

いろ。100mSv ではないまま、1年に60mSv とかだと、各会社によって線量限度がありますので、それを教えていただければ、各会社の線量限度、東京電力に他の会社の線量限度を聞くというのは、おかしな話ですけれども、ご存知であればと思ったんですけれども。

A：（東電）私どもとしては250mSv であれ、まもなく厚労省の省令が改正されるというふうに聞いておりますけれども、所定の法令等を守っていただければ、各企業さんが自社の中でどういうふうに管理されるかは、いわゆる自由に管理していただいて結構だとうふうに思っております。

Q：分かりました、では線量は教えていただけないということですね。線量限度です。

A：（東電）私どもとしては、各社がどういった管理をしているかについては、契約上お話しできるかどうかも含めて、確認出来ればというふうに思っております。

Q：分かりました。では救急車がいわき共立病院、救急車の指示でいわき共立病院に行かれたということなんですけれども、いわき共立病院は震災前から放射線技師の方が常駐しておらず、線量計などを元々扱う方が常に常駐しておられないのですが、では亡くなられた方の因果関係、その線量などは東京電力の産業医の方の自己申告のみという認識でよろしいでしょうか。

A：（東電）自己申告といいますか、その方の線量計に関しましては、一元管理が出来ておりますので2.02mSv というふうに把握しております。

Q：分かりました、具合が悪くなられてから、サーベイ、等価線量、いろんな部所の、いろんな身体のポイントのサーベイなどはされたんでしょうか。

A：（東電）全身の被ばく線量で把握しておりまして、そちらの方で皮膚、目等に関しましても適用するというふうに、以前お答えしたとおりでございます。

Q：ありがとうございます。それはホールボディとか受けたわけではなく、通常皆さんが持ってます銀行通帳みたいな被ばく線量通帳の数字のみという認識でしょうか。

A：（東電）ホールボディに関しましては、この方は9月9日にホールボディを受けておまして、記録レベル未満という状況でございます。

Q：分かりました、9月9日から10月6日までに何日作業に従事されて、大体何mSv被ばくされたんでしょうか。

A：（東電）9月9日かどうかは一概に言えませんが、8月の被ばく線量は0.91、9月が1.02、10月は0.09という状況でございます。

Q：分かりました。ありがとうございます。すみません、ごめんなさい、関連で、保安院にお聞きします。各下請け、元請けの線量限度を日立、東芝、若しくは2次、3次、4次、5次、6次までの下請け会社の線量限度、各会社の線量限度を保安院は把握しておられるんでしょうか。

A：（保安院）保安院はそれぞれの企業がどういう運用をされているとかまでは承知しておりません。基本的にはその線量限度を守られているということは保安検査等で必要に応じて確認をいたしますし、そのような制度になっておりますが、それぞれの下請け、元請けの方含めてですね、どういう運用であるかということまでは承知しておりません。

Q：ありがとうございます。それは把握していなくても大丈夫という認識でやっておられるんでしょうか。

A：（保安院）はい、その線量限度をきちっと守っていただくかどうかという被ばく管理がなされているかどうかということでございまして、それぞれの会社の中で実質的な運用レベルがどうであるかということまでは必ずしも把握する必要はないと考えております。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

質問のある方。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ちょっと私が前に先にした質問ですけど、先ほど園田さんが飲まれるって言っていた低濃度とされる汚染水ですが、これトリチウムが含まれるってこ

とですよ。

A：(園田政務官) はい、これはいつのデータでしょうか。以前測った時には2.6の10乗という濃度が検出はされております。

○司会

質問のある方、挙手をお願いします。それでは、前の方その後、そちらの方。先ほど、この列の後ろの方です。そちらの方、それから端の方のその後、一番後ろの方、どうぞ。

○フリー 柳原

Q：すみません、フリーの柳原三佳と申します。まず作業員の就労許可というのはどなたが出すのでしょうか。東京電力さんにお伺いします。

A：(東電) はい、電離健康診断を受けたお医者様が就労の許可を出します。

Q：それは産業医、先ほどからおっしゃっている産業医ということですか。

A：(東電) 違います。これは雇用主が電離健康診断を受ける義務がございますので、雇用主が依頼したお医者様ということになります。

Q：雇用主が依頼したお医者さんが就労許可を出すと。3人目の作業員に関しては、その死因から見てある程度持病があり、通院していた可能性があるのではないかというふうに考えられるんですが、その方に対して就労許可が出ていたということに対しては問題意識は特に感じられませんか。

A：(東電) お医者様の判断がございますので、私どもとしてはそれ以上のことは何も申し上げることはないと思います。

Q：分かりました。この3人目の作業員の方の死について、厚労省の基準監督署ですね、こちらも即日労災ではないというふうに判断したと聞いていますけれども、これは園田さん若しくは保安院さんの方ではこういう作業員の死というものに関しても何か安全を管理するとか、把握するとかっていうことはされるんですか。

A：(保安院) 保安院からでございますけれども、保安院はこちらでも申し上げ

ておりますが、原子炉等規制法の下で規制をしておりますので、例えば被ばく管理上何か著しく問題が無いかどうかといった観点からは見てまいりますが、亡くなられたからといってですね、その部分については、例えば労災であるかどうかということについて判断する立場ではないと思っております。

Q：そうですね、今日ここに厚労省の方がいらっしゃったらいろいろ聞きたいこともあるんですが、園田さん、こういうふうに非常に疑わしいというか、危険な場所で働いている作業員に対して労働基準監督署がですね、即日労災ではないと判断する、これは過去の裁判を見ましても労災をめぐってかなり訴訟が行われたりしていると思うんですね。先ほどおしどりさんの質問にもありましたけれども、作業の場を離れてからの作業員の方の動向を把握していないということでしたが、例えばその線量だけの問題ではなくて、例えばその後に自殺をしたりとか、それからストレスでね、身体を壊してしまったりとか、いろいろな経緯が考えられると思うんですけども、そういうことも含めて即日、その日の内に労災ではないと判断する、こういうことに対して、非常に私は個人的に危険だと思うんですけども、国としてはどのようにこういうことを管理していかれるのかなというの、国というか、東京電力さんにお任せしているっていう言葉を前々回の対応、それを連発されていたんですけども、それではね、非常に危険じゃないかというのを感じているわけです。

A：（園田政務官）あのちょっと、私の言葉が誤解を招いて伝わったということであるならば、ちょっと私の本意ではございませんでしたので訂正をさせていただきたいと思っておりますけれども。対応を任せるというふうに申し上げたのは、既に確認が取れましたからよろしいですけれども、もう私もここで申し上げても、おっしゃるようなあの当時は作業員の方がお亡くなりになられたばかりでございました。恐らく、ご遺族の方も含めてですね、大変急なご病気でということでありましたので、そういった面では大変悲痛の中でお迎えになっていらっしゃるのではないかとこのように思っております。したがいましてその死因も含めてその私どもで記者会見を行うということに対してどのような確認がとれるかということを私は東京電力にお任せをしていたというふうに申し上げていたわけでございます。対応そのものを、例えば作業員の方がですね、何か事故であるとか、あるいは事件というのは考えにくいわけでございますけれども、何か事件に巻き込まれたであるとか、そういったところにおける対応まで東京電力にお任せをしていたということではありませんので、その点は誤解のなきようお願いを申し上げたいというふ

うに思っております。

Q：事件は考えにくいとかおっしゃったんですけど、そういう先入観が非常に危険なわけです。大体ご遺族が突然のことで動転しておられるみたいな意味をおっしゃいましたけれども、今回発表された死因でそれは本当に急死に当たるんでしょうか。その前からある程度病院にかかっているような内容の死因、敗血症は最終的には死因ですよ。心臓が止まるとか心筋梗塞とかと同じ。でもその原因を作った死因っていうのは元々お医者さんにかかっているような病歴ではないでしょうか。

A：（園田政務官）そのことに関しましては、個人のプライバシーがございますので、私の立場でこの場でお答えをするのは差し控えたいと思います。それで先ほど事件ということでは、先入観というふうにおっしゃいましたけれども、じゃあ、逆にお伺いをいたしますけれども、今回のこういう場で皆が見ている前でお倒れになられた。そして救急車で運ばれた。お医者さんがそこで判断をされた。ここで事件性というのはどういう状況で考えられるのか、逆にいうならばちょっと教えていただければというふうに思います。

Q：はい、これはもう完全に一般論として、今回の方ということではなく私は話しますけれども、では例えば朝礼の直前に誰かに回し蹴りされていたらどうしますか。お家で何か暴力的な行為があったかもしれないし、そういうことは調べてみないと分らないんじゃないでしょうか。ですから私が言っているのは、人の死因っていうのはそんなに簡単に外からただけで判断出来るものではないということを繰り返し言ってるわけです。ですから、この間も言ったようにそういうことを問題視して、既に警察庁では昨年からそういう死因究明に関する検討会も一生懸命やってるわけですね。ですから、こういう議論が高まっているときに、このように一つの作業所で3人も連続して亡くなっているようなケースで、司法解剖もせずに、行政解剖もせずに、病理解剖もせずに、もし死因を即日判断して労災じゃないというふうに言い切っているとしたら、これは作業員の人権とか家族の将来とかどうなるのかと。今後同じようなことが起こったら、同じようなことが繰り返されないために私は今、一生懸命質問をしています。

A：（園田政務官）ありがとうございます。そういう意味で申し上げれば、じゃあ回し蹴りがあったのであれば、どこにどういった形の打撲があったのか、それをお伝えしていただければと思います。

Q：それはどういうことでしょうか。回し蹴りがあった死因ですか。回し蹴りがあったかも知れないって、これは全く私一般論でいいと言いました。これはきっちりと警察が検死をして体に残っている傷とかそういうものをちゃんと検死をしないといけないんじゃないんですか。それもせずに事件性がないということをおっしゃるから、だからそういう先入観では、もし薬毒物で何かがあったとかだったら、これは私前も言いましたけれど、必ず尿や血液を検査しないと本当の死因は分かりません。

A：（園田政務官）大変恐縮でございますけれども、結果としてその事件性がなかったわけでございますので何か先入観で申し上げたわけではありません。したがって私がこの死因という形で特定が出来たと、そのことをご遺族の方にも確認をさせていただいて、それは公表しても差し支えないということでございましたので、公表をさせていただいたわけでございます。したがって、その中で事件性というものがどういう形であったのかというのを逆にいうならば、教えていただきたいと思っております。

Q：事件性がなかったと判断したというふうにおっしゃるのが、だから何を根拠にそういうふうにおっしゃられるのでしょうか。要するに司法の手は全く入っていないわけですね。

A：（園田政務官）先ほども申し上げたとおり、結果としてその死因というものが特定されたわけでございますので、その中において事件性はなかったということをおっしゃるわけでございます。

Q：だから、その死因が決定したっておっしゃいますけれども、それがその決定するっていうのが誰が決定したんですか。きっちり法医学者が検討したんでしょうか、第三者が検討したんでしょうか。今のお話だと、本当に労災ではないという判断があまりにも性急過ぎるのではないかと、そこを言っているわけですが。

A：（園田政務官）だんだん議論が外れて来たように思うんですけれども。最初に戻りまして、ご案内のとおり労働基準監督署が労災ではなかったというふうにご判断をされたわけでございますけれども。それについてはですね、その時点での判断というものはあったというふうに私は受け止めさせていただいております。柳原さんもお承知かも知れませんが、後々ですね、後々

労災日程も含めて請求がご家族の方も含めて出るというのが一般論としてはあるわけでございますので、そういう面ではその時点での即日での労働基準監督署の判断と、それからご遺族の方も含めてですね、あとで申請が出たときまた確認をした時の判断と、それから訴訟における判断というものはまた別途その時の判断が行われるというふうに、適切な判断というものが行われるものではないかというふうに思います。

○司会

質問が繰り返しになっているようですので、まだ他に質問の方もいらっしゃるの次に行ってよろしいでしょうか。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

それでは、次に指名をしていた方。そちらの方。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけど。東京電力の松本さんに先ほど手順書でシビアアクシデントのものが使えなかったというお話があったのですが、あとでですね、その炉心の損傷後のものと損傷前のものがあるというお話でしたが、これは使えなかったのはどちらのものになるのでしょうか。今、保安院に提出したものはどちらのものになるのでしょうか。それから同じく東京電力松本さんに手順書、一般的には8時間で福島では10時間というんですが、これは何に由来する違いになるのでしょうか。それから保安院にですね、何度か質問が出ていたんですが手元に手順書を置かないことで、これ早急に置く必要あるんじゃないかと思うんですが、手元に手順書があることで事故後の対応だけでなく設備面の不備も確認できるのではないかと思うんですが、逆に手元にないとですね、今後いろいろ整備をしている間に万一事故が発生した際に、今回と同じことが多分起きると思うのですが、保安院としてはそれは現時点では法令上は致し方ないというふうに認識されているのでしょうか。以上お願いします。

A：（東電）今回お示しているのは各手順書の表紙で炉心損傷後というふうに書いてありますとおり、損傷後の手順書でございます。それから、8時間10時間の記載でございますが、第一の1号機に関しましては直流の容量が10時間で設計をしております、残りの号機は8時間という設計でございます。こ

れは設計の当時、第一の1号機は10時間ということで設備を形成したということになります。

A：(保安院) 保安院でございます。ご質問の点でございます手順書が手元にあることでの我々の安全対策上の利点があるのではないかとございませうけれども、やはり現在の法体系ではですね、原子炉等規制法あるいは電気事業法もございませうが、設置許可それから工事計画の認可といったようなところでの申請書での審査というところもございませうし、あとは保安規定というものについて認可を行うという規制体系の下でございませうので、そういったものについては当然我々の方でチェックをして許認可等を付与するという行為を行っておりますので、手順書については現行の法体系ではそういったことになっていないということが現状ということでご理解をいただければと思います。

Q：分かりました。先に保安院にそうすると現行の法体系の上ではもうこれ以上事前に提出してもらおうということは、今回も半ば強引な部分があったと思うんですが、同じような方法で事故を防ぐという形で出してもらおうというのは、これは不可能なんではなかろうか。

A：(保安院) 今回、報告徴収をかけたのはやはり今回これだけの事故が起きたという現実がございませうので、今後の事故調査の点でですね、必要と判断して東京電力から手順書の報告徴収ということで提出を求めたということございませうので。他の今運転を通常に行っているプラントにつきましても同様の事で、手順書を取るかどうかということになりますと、現行の法体系では難しいかというふうに考えております。

Q：事故の調査ということではなくて、これから今回の事を今後の安全政策に活かして行くという目的もあると思うんですが、これだけでは手順書を取り寄せるというのは根拠としては弱いんでしょうか。

A：(保安院) 今後の対策を考えていく中でですね、やはり必要だということになれば取る可能性はゼロではないと思いますけれども。そうした場合であってもですね、報告徴収という形でやるのか、あるいは任意での提出を求めるのか、そういった事はいろいろなやり方があるかと考えられます。ただ現時点では今これまでもご説明しておりますけれども、事故原因の調査に関して意見聴取会というような形で今検討を進めておりますので、その中での議論

の中で必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

Q：取りあえず最後にしますが、それが出来ない以上は例えばその手順書が手元に来る前に事故が起こった場合は、また今回と同じような事が起こるといふふうに思えるんですが、そういう認識でいてよろしいでしょうかね。

A：（保安院）事故のですね、原因というのは様々な原因があるかと思えます。ご指摘のようなですね、運転操作に関するヒューマンエラーのような原因もあるかも知れませんが、設備が故障して事故に至るようなこともあるかと思えますので、そういった安全対策を強化していく中でその検討に必要なものについては情報収集してまいりたいというふうに考えております。

Q：分かりました。あと保安院にもう1点、先ほど今これ提出されたのが炉心損傷後ということなんですが、イノベーション委員会から出てきているのはシビアアクシデントの手順書ということであって、前と後を区別していませんが、これは片方しかまだ出てないということになるのでしょうか。これは保安院の方に確認したいんですが。

A：（保安院）私どもの認識といたしましては、今回報告徴収で入手したものがシビアアクシデントそれから事象ベース、兆候ベースがございます。これで全てだというふうに認識しております。

Q：すいません、損傷前のものはどうなるのでしょうか。それは存在しないのでしょうか、保安院の認識では。

A：（保安院）すいません、ちょっとまだシビアアクシデントというものについての手順書は今回お出ししているのが一部、それから兆候ベースというものが別途ございます。そういった中で場合によっては炉心損傷前の対応なども記載されているかもしれませんが、今手元にありませんのでまだ十分な答えは現時点ではお答えできませんので、調べましてまたご回答したいと思います。

○司会

東電から。

Q：松本さんにお問い合わせできますか。

A : (東電) 少し補足させていただきますと、いわゆる注水手段がなくなったというような状況に関しましては、EOP 兆候ベースの中でまだ操作が行われていきます。少し私損傷前と後というふうに別の手順書があるような SOP のお話をさせていただきましたけれども、兆候ベースは基本的にプラントのパラメータ、いわゆる水位ですとか圧力を監視しながら使える手段がどのようなものがあるかというようなことが記載されております。その中で例えば原子炉の水位が回復しないというような状況で、使う手順書が EOP 兆候ベースの中にごさしまして、その中でシビアアクシデントの導入条件が成立いたしますと、シビアアクシデントの手順書を SOP の方に移行するというような状況でございます。したがって、シビアアクシデントの手順書に関しましては、炉心損傷後がメインで記載されておまして、その前には序文等のほか、必要な情報等が AMG というアクシデントマネジメントの手引書というようなところで入ってくるというような状況でございます。

Q : 分かりました。そうすると今回津波の後にシビアアクシデントの手順書を一部使おうとされてたということは、その時点で炉心損傷があったという認識でよろしいでしょうか。

A : (東電) 炉心損傷があったというよりも、使える手順書が代替注水の手順書あるいは格納容器のベントの手順書が SOP の方にありますので、炉心損傷があったかどうかというよりも、この手順の準備を始めたということでございます。

Q : 分かりました。そうすると説明していただければと思うんですが、その SOP のフローチャートのところに大きく黒塗りで炉心損傷後のものとして使うというようなことが書いてあるんですが、これはどういうことを意味するのでしょうか。

A : (東電) どういうことを意味すると言いますか、基本的には炉心損傷はいわゆる注水手段がない状況で発生いたしますので、注水手段がない状況では炉心損傷が発生し、その際には代替注水といったこと、それからページをめくっていただきますとペDESTALの注水ですとか、そういった記載がございますが、これは圧力容器が損傷したことを想定してペDESTAL側、いわゆる圧力容器の下への注水するというような手段の記載がございます。

Q : 長くなると申し訳ないんですが、ここにある序の6のところにあるその AMG、

SOPの対象範囲にある炉心損傷後というのは、実際に炉心損傷が発生しているという認識を持った後という意味とはまたちょっと違うものなんですかね。

A：(東電) 当然炉心損傷後というふうな状況を想定した手順書ではございますけれども、当然代替注水をするような手順は必要なものは全部利用した上で操作を行うということが前提になります。

Q：当然代替注水は炉心損傷前でも後でもしていく必要があるとは思いますが、この手順書を実際に使うということは、ある程度そういった炉心損傷があったという認識がその時点で持っていたということもあると思うんですが、そうではないんですか。

A：(東電) いえ、当然原子炉の注水がなくなったという状況でございますので、これが継続すれば炉心損傷するというのが判断としては持っております。ただ、現在その当時使えた手順書がいわゆる兆候ベースのEOPと、直接適用できるかどうかというところでシビアアクシデントの代替注水、それから格納容器ベントというようなところに対応の準備を進めていったということになります。

Q：ちょっと有無で、炉心損傷があったという認識だったのか、その時点ではまだしてないという認識だったのか、どちらになりますか。

A：(東電) いつの時点のお話かによろしいと思いますけれども、当然原子炉の注水がなくなったという時点で私どもとしてはこの事態が継続すると炉心損傷が起こりうるということは認識しておりますので、どうやって原子炉への注水を確保するかが最大のいわゆるミッションになります。

Q：どの時点というのではなくて、この手順書を、SOPを使い始めた時点でそういった認識があったかどうかということなんですが。

A：(東電) そういう意味では、今のところはっきりとしたことは分かりませんが、当然代替注水の手順書が載っているSOPを利用したということは間違いのないと思います。

Q：分かりました。あと1点だけ、ペDESTALの注水という話が今ありましたが、これは今回はされてますでしょうか。

A : (東電) 今回はしておりません。

Q : 分かりました。

○司会

それでは次の指名されてる方。

○回答する記者団 佐藤

Q : 回答する記者団の佐藤です。よろしく申し上げます。園田さんにひとつ、東京電力に一つあります。まず園田さんに、放射性物質の測定機材の数についてお聞きしたいんですけども、ゲルマニウム検査器の数ですとか、ストロンチウム、ベータ線を計測できる検査器の数というもので、政府が協力をお願いできる、あるいは現に協力関係にある自治体ですとか、研究機関等で保有しているこれらの数というのは把握されておりますでしょうか。もし把握してるようでしたら教えて欲しいのですけれども。先に東京電力に申し上げちゃったほうがいいですか、どうしましょう。

A : (園田政務官) すいません、ちょっと私どもの今手元にございませんので。

Q : 食品関係も入ってくるので、文科省とはちょっと違うのかなと思いましたもので。

A : (園田政務官) 食品関係のということですね。

Q : それと文科省がやっているモニタリングも含めてということですね。

A : (園田政務官) 全般的にですか。

Q : そうです。機械の数をどれだけ把握していて、協力関係にあるところにどれだけあるのか、政府側として把握しているのかということ。把握しているようでしたらそのリストが欲しいなど。

A : (園田政務官) 把握してるかどうかまず確認をさせていただきたいと思いません。

Q：分かりました。東京電力にお願いします。先ほど少しお答えいただきましたけれども、3月に現場にいた人のうち所在不明が3人いて、1人は3月19日までさかのぼれた。残り2人がまだ所在不明ということでしたけれども、もう一度ご説明していただけないでしょうか。ちょっとバタバタしていた状況でしたので。

A：（東電）ご質問は連絡が取れない方が何人いらっしゃるかというところと、古い方というようなお話でしたけれども、現時点と言いますか9月30日の時点で連絡が取れない方が20名いらっしゃいまして、うち3月に新規入域をした方が3名という状況でございます。その中で連絡が取れない方で日付がはっきりしてるのが3月19日に入った方ございまして、残りの2名の方に関しましてはまだ実際にいつ入れたかというようなところについては確認ができていない状況でございます。

Q：分かりました。確認ですけれども、3月に新規に入った人が3人いて、所在不明者が3人いて、19日というのは確認できた1人、残り2人についていつ入れたかが確認できていないということでしょうか。日付が分らない。

A：（東電）日付と言いますか、本人がいわゆる氏名でいらっしゃるのかも含めて今確認をしているところになります。

Q：そうしますと、いた場合、確認できた場合の日付というのは分かるんですかね。仮に確認できた場合この人は何日からいたとか。

A：（東電）仮に確認できた場合には、日付としては特定できると思いますけれども、今のところその人物そのものの特定ができていないということになります。

Q：仮に確認できた場合ということでいいので、いつから、日付の方というのは分かるのでしょうか。

A：（東電）分かると思いますが、ちょっと確認する必要があるかと思います。

Q：日付の方を知りたいというのがメインなのでよろしく願いいたします。

A：（東電）ちなみに日付を確認されるとどういふ理由があるんでしょうか。

Q：所在確認が終わっている人が一番古くて何月何日の入域分まで人を確認できているかということになるので。

A：（東電）日付単位と言いますか、私どもの管理は3月に入域された場合のいわゆる作業員の名簿上を今まで連絡が取れたか取れなかったかというような確認をしておりますので、その方がいつから入ったかについては調べる必要がございますけれども、それがどういふ理由になるんでしょうか。

Q：その後、別の質問で考えていたんですけど、申し上げますと先ほどの死亡された方3名ということで、転職をした人の死亡数については承知していないということでしたけれども、そちらの方の確認に使いたいということです。転職済みの人の死亡数を確認したい。そうするとどうしても所在不明か所在確認できているかというところが分かりますので、3月の特に一番厳しかった震災発生当初から1週間とか、そういった時期の作業員の全員が所在確認できているかどうかを確認したい、そのための質問が今の質問です。所在確認全員できているということでしたらば、現在生きているか死亡しているか、あるいは健康状態がどうかということをお東京電力、政府に確認をお願いしたいと思っております。

A：（東電）そういうことですか。分かりました。確認したいと思しますので少し時間をいただければと思います。

Q：よろしくお願ひします。今申し上げたついでで申し訳ないんですけども、園田さんにお聞きします。松本さんのお答で転職した人の死亡数については承知していないということですけども、政府として本当にこれでいいんでしょうか。

A：（園田政務官）私どもとしては当初入域された方々の確認には努めてもらいたいということで、それは健康上の理由もございませうけれども、当然ながら核物質防護上の観点からも所在不明というのは少し疑義あるという点で、私どもは所在不明者がいなくなるようにその確認には努めるということで、要請を保安院からさせていただいていたという実態はございませう。

Q：すいません、所在不明者の数ではなくて、転職した後に死亡した人の数を

把握していなくていいのかということですがけれども。

A：（園田政務官）その死亡者というよりも、その当時私ども政府としてもこの統合対策室としては保安院の権限によって、その入域された方々がどういう形で入られたのか、そしてまたどういう方が入られていたのかということと、それから言わば労働環境の中においていわゆる放射線管理を私どもは行う必要があるという観点からそういった方々に対してきちっと報告を求めるという観点で要請をしていたものでございます。

Q：すいません、どういった人が入っているかというのは関係なくて、被ばく線量も関係ありません。生存しているのか死亡しているのか、死亡しているのであればその人数すら把握しなくていいのかということです。

A：（園田政務官）ちょっと堂々巡りになって申し訳ないんですけども。

Q：死亡している人の人数を把握しなくていいと思っているのかどうか、イエスかノーかで答えてもらえばいいんですけど。

A：（園田政務官）国会答弁のようになってまいりましたけれども。

Q：正確なお答えをいただきたいなど。

A：（園田政務官）私どもとしてはその不明者の方々の状況をきちっと求めなければならないということがございましたので、その把握に努めるようにということで東京電力には求めてまいりました。

Q：死亡した数の把握は求めなくていいんですか。

A：（園田政務官）そういった点では私どもの管轄の中においてはそのことは入っておりません。

Q：私どもというのは政府全体のことですか。そうすると要望する場所はどこもなくなります。

A：（園田政務官）統合対策室として保安院も含め、今私どもが事故収束に向けての観点で当たらせていただいているこの範囲で申し上げているわけござ

います。

Q：それ以外、政府としてはないんですか、そういうのは。このままで本当にいいんですかね。退職後に何人死亡したか分からないままずっといくわけですよ。

A：（園田政務官）大変恐縮ではございますけれども、私どものこの管轄で今最大限努めさせていただいてるところでございます。

Q：東京電力としてはどうなんでしょうか。

A：（東電）私どもといたしましては、基本的に交通事故とかあるいはプライベートなご病気で亡くなるケースはあろうかと思っておりますけれども、その際にその都度何か報告を求めますとか、あるいは調査をするという形につきましては、プライバシーの観点もございまして少し良く考えて行う必要があるだろうというふうには思っております。当然業務上の影響でお亡くなりになったということであれば、そういった雇用主あるいは元請け企業から連絡が受けられるというふうには思っております。

Q：実際に元請け企業からあるかどうかというのが分からない以上は東京電力側で何らかの確認作業、調査をやるべきではないでしょうか。例えば今7ヶ月経っていますけれども、1年後2年後で症状が発症して死亡した場合であっても何も知らされないわけですよ。発表してくれないと。国民の側は。

A：（東電）いわゆる放射線防護の被ばく線量の管理につきましては、一義的に雇用主それから元請け企業が負う仕組みになっております。私どもは発注者としての責任はまっとうしていきたいというふうに思っておりますけれども、どこまでそれのできるかどうかについてはよく考えていきたいというふうに思っております。

Q：分かりました。一つだけ申し上げておきますと、プライバシーの問題ですとかどういった原因で死亡したかというところがまずあるわけではなくて、作業経験者が何人死亡したのか、まずそれすら分からないという状況を何とかしたい。まず数だけでいいから出して欲しいと、そのお願いだけです。それと司会の人にお願ひがあります。先ほどの死因確認の手続きについて柳原さんと園田さんとのやり取り、途中で停止されましたけれども、あれは園田さ

んに対して質問に対応した回答をするように注意すべき場面だったと思います。今後そういったこともあるかと思うので、こちら側記者側だけでなく会見する側にも手短かに答える、あるいはちゃんと質問に対応した回答をする、そういったことを求めていると思います。以上です。ありがとうございます。

○司会

次の方どうぞ。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。よろしくお願いします。古金谷さんに2問、流れの中でもししたら園田政務官に1問お願いします。まず古金谷さんにお伺いしたいのは2点でして、今回のような手順書は欧米の政府は持っていないのでしょうか、持っているのでしょうか、持っていないのは日本だけなんのでしょうか。これがまず第1点です。欧米の事例を教えて欲しいということです。2問目としましては、先ほどから法律をもとにご解説いただいておりますのでお伺いしますけれども、基本中の基本を教えていただきたいのですが、なぜ一番重要な一連の手順書が提出されない法体系になってるのでしょうか。取りあえず2問お願いします。

A：（保安院）お答えいたします。こうした手順書について欧米各国等々でどういう取り扱いかということでございます。私が知る限りアメリカのケースで申し上げますと、やはり基本的には規制当局では持っていないということでございます。それから法律上の基本ということで、操作手順書が重要なものであるにもかかわらず持っていないと、政府の方で管理していないということの基本的な考え方ということでございますけれども、基本的に原子炉等規制法で安全上重要なところについては、行政庁の方で原子炉の設置許可だとか、あるいは工事計画の認可、それから定期的な検査というような形で、あと保安規定の認可ということで、重要な部分についてチェックをしているというのが基本的な法律の立て付けというふうに私は認識しております。

Q：すいません、1問目なんですけど、アメリカでは政府は持っていないと、フランスとか欧米の事例についてご存知はないんですか。フランスはどうでしょうか。

A：（保安院）すいません、ちょっと今、私自身、存じあげている範囲で申しあ

げましたので、ちょっとヨーロッパのケースがどうかということについては後日、お答えさせていただくということをお願いできませんでしょうか。

Q：分かりました。原発を進めている国での事例を後日教えて下さい、お願いします。あと2点目なんですけど、ちょっとごめんなさい、質問の趣旨が私のいい方が悪かった。つまりその手順書が提出されない法体系に結果的にはなってるわけなんですけど、その理由についてはご見解ございますか。つまりこれ、現行の法体系では手順書はいらないというような捉え方もあるし、あるいは手順書をあえて求めない、つまりいろんな電力会社側の理由もあると思うんですけど、この点については、どうして手順書が一番重要な手順書が政府の方にいかない法体系になってるんでしょうか。

A：（保安院）私どもの方で、そういった運転管理面、特にハードの許可だとか、工事計画認可というハード面のチェックとあとソフト面のチェックということでは、今、保安規定の認可という行為がございます。その中で、発電所の中での運転管理の基礎的な事項、それから設備管理といったようなところ、そういった部分につきましては規定がございます、そこに基本的な事項が記載されているということがございます。保安規定を実施するために必要な手順書、あるいはマニュアル類というものが各事業者の方で準備されているというふうに理解しておりますので、私どもの方では、そういった上位の規定に該当する保安規定というものについてのチェックを行っているというのが現行の法律の体系というふうに理解しております。

Q：質問の角度を変えますけども、つまり今のいい方でいうと、原発の手順書を持っていない現状で規制官庁として任務上、支障がないというそういう理解でよろしいですか。手順書を持ってないことによる規制官庁としての任務上、支障はないと。

A：（保安院）現行の規制体系のもとで、我々行政を行っておりますので、そういった法体系のもとで現在、保安規定の認可等を行っているということがございます。

Q：園田政務官にお伺いしたいんですが、保安院の原子力安全庁への移行作業の中で、環境省が所管になるわけなんですけれども、現行法の改正というのは当然、出てくる可能性があると思うんですね。この時に、手順書安全規制の中で当然政府が持っていないといけない基本中の基本で、細野大臣以下

で当然、政務官も含めまして準備室かなんかでこうした手順書は政府として持っていないといけないよねというような議論というような現状あるんでしょうか。

A：（園田政務官）はい、ご指摘のように、今、準備室、来年の4月の発足に向けて今、準備室の中で、炉規制法も含めて検討しております。そういった面では、その中でこの手順書というものがというよりも、どちらかという規制をどういう形で第三者的に行うことができるだろうかという観点、そしてまた人材育成も含めてアメリカの事例であるとか、あるいはヨーロッパ諸国の事例も含めて今、検討をさせていただいているところでございます。

Q：EPZの拡大論がある中で、例えば大間原発となると青森だけでなく北海道の函館も入ってきます。3つの県にまたがる原発もいくつか出てきます。首長や住民からすれば、例えばそのシビアアクシデントの手順書を電力会社しか持っていないくて、政府が持っていないくて、安全性において納得できないと思うんですね、これ常識的に考えると。原発の手順書を政府が持っていないというのは、実は国民の多くの方は知らないと思うんですけども、手順書に関して政府が持っていないかどうかっていうのは、政務官としてはどう思われますでしょうか、これ最後です。

A：（園田政務官）はい、私の立場で事故検証という観点においては、その過程の中においてこの手順書、あるいは実際にどういう東京電力が現場で行ったのかということところは、きちっと今後も明らかにしていかなければならないというふうに考えております。その上でありますけれども、手順書を政府が持つというか、どういう形のものであれば、その安全性というものが確保でき、そしてまたそれがEPZの問題はまた別途、これから今、安全委員会の方で議論をさせていただいておりますので、それはそれでやっていただくという形になるわけですが、手順書そのものを私どもで保有するかしないかは、今後の規制の在り方も含めての、議論の中で検討がなされるものではないかというふうに思ってます。

○司会

質問のある方。今、3人挙がってます。この3人の方で最後にさせていただきますが、他にいらっしゃいますか。じゃあ今、手が挙がってる4人の方で、それでは前からこちらの方、その後そちらの方、それから後ろのまん中の列の方、それから端の方。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有です。先ほど園田さんちょっと熱くなって、柳原さんの質問途中でなんか答えがなかったような感じなんですけど。問題はですね、回し蹴りの話しなんですけれどもね、今回、回し蹴りっていい例だと思うんですが、今回3人目の作業員の方が朝礼の途中で倒れて亡くなったということなんですよね。仮にそれがどういう原因でなったのかっていうところで、仮の例としてその前に別の人から暴行を受けて回し蹴りを受けて、それで倒れたのは朝礼の間だったという可能性もあるんじゃないかって話したと思うんですが。これはやっぱり実際亡くなった方をお医者さんが検案して、身体を検案してですね、それで必要があれば解剖して、そうしないとやはり、皮下出血があるだとか、そういったことって分からないんですよ。だからこの場合、検案して解剖すれば当然死体検案書というのが出てくるんですけど、今回は死亡診断書で処理してるということは、これは入院してる、がんだったらがんで入院して人ががんで亡くなったというような手続きの処理をしちゃってるんですよ。だからこれは我々は医師法違反にもなるような死因隠しではないかと、何十回も追及してるわけですから。今後仮にですよまた不幸なことに、そういう現地でお亡くなりになるような方がいた場合は、ちゃんと医者が検案して死体検案書を作る、必要があれば解剖もするというような手順を政府の方で決めないと、また園田さんが東電任せにしてるとか、そういった批判を浴びるわけですから取りあえず少なくともお医者さんが検案をして、そういった暴行の痕がないかとか、そんなの調べるの当然だと我々は思ってたけど、いきなりあの松本さんは死亡診断書でやってるなんて話しになったので、それで警察の方に24時間以内に届け出て検死するするというようなことを、ちゃんとやんなさいよということをやったらどうかと思うんですけど、どうなんでしょうか。

A：（園田政務官）今回はですね、お医者さんの判断によって、その処置がとられたということでございますので、私どもとしては、そこに対してなんら違和感も持っておりませんでしたし、医療機関としては適切な対応をしてもらったのではないかとというふうに考えております。その上でありますけれども、死因については、そういった何か虐待めいた打撲であったとか、そういったところは認められていないわけでございますので、そういった点で私どもとしては、そういった事件性はないということを上申したまででございます。

Q：すみません、虐待めいたことはないというのは、検案しなきゃ分からない

んですけど、検案しないで、要するに死体検案書を発行しないでですよ、検案してないんですから、これ死亡診断書で病死扱いしちゃってるんですから、それはおかしいと言ってるんで、これちゃんとやって欲しいんです。後もう一つ、さっきトリチウムが含まれてるという話の中、成分の表かなんかを見てらっしゃいましたけど、それって資料配布されたことあるんですかね。そのトリチウムが含まれてるという資料見た記憶がないんですけど。そのトリチウムが含まれてるやつの資料をいただけますか。他のが含まれていないというのは見てるんですけどその資料多分配られてないと思うんで。

A：（園田政務官）じゃあ確認をさせて頂いて差し支えないということでありましたら当然ながらお出しをする。

Q：そうですよね。そのトリチウム含まれているという資料見た記憶なかったんでそれください。

A：（園田政務官）分かりました。

○司会

では次の方どうぞ。

○東京新聞 加藤

Q：東京新聞加藤です。先ほど七尾さんとの質疑に関連して保安院に。その炉規法とか規則の改正の話があつてその中で手順書をどう位置付けるかという話しが安全委員会や保安院で、保安院は経産省なんですかね、検討されているような話を今まで聞いてたような私気がしていたんですけども、そういう議論があるのかないのか。その方向で改正があれば当然ながら保安院が手順書を持ちかつチェックすることになるんだろうと思うんですけども、それはそういう改正があればそういう認識でいいのかということをお願いします。

A：（保安院）保安院でございますけれども、必ずしも具体的に手順書を規制対象にするかどうかという議論ではございませんけれども、当然シビアアクシデントを対象とするということでは今後規制の中にどこまで含めるかということではそれは議論一つの課題だと思います。今七尾さんから手順書の重要性のご指摘がございますけれども、これは規制としてどういう規制がより効果的であるかということを考える必要があつて、最近の傾向からいたしますとむ

しろ品質保証体制をしっかりと構築していくと。その中で事業者がきちっとした例えば今回は運転手順書ですけれども通常の工事なども手順書がありまして、それでもそういったものにミスがあったりしますけれどもその手順書をいかに品質保証体制をしっかりと組んでやっていくかということで、どちらかというと体制を見るという方向にこれまでは規制は変わってきていったということでございます。したがって今後規制の中で何をどういうふうに見ればより効果的であって厳格な規制が出来るかということは当然検討対象でございますし、このシビアアクシデントを規制要求していく際にどこまで見るのかということの中にその手順書ということも検討の課題としてはあると思いますけれども、それがもっともいい方法かどうかというのはこれからの議論でございます。以上でございます。

○司会

それでは次の方。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q : NPJ と吉本興業のおしどりで。よろしく願いいたします。まず東京電力の松本さんに。先ほど私が質問しましたときの松本さんのご回答の中で、高レベル被ばくされた方々で転職後亡くなった方は把握していないとお答え頂いたんですけども、では低レベル被ばくされた方は把握されているんでしょうか。それとも高レベルも低レベルも関わらず転職後亡くなった方は把握していないということでしょうか。後園田政務官にお願いいたします。10月22日にいわき市で保安院と東京電力と専門家による意見聴取会が行われましたが、そのお昼休みに抜き打ちみたいな形で細野大臣のいわき市の住民の方々との意見交換会が行われました。これは以前から細野大臣が自治体の長だけではなく住民の方々の本当の生の声を吸い上げたいということでその会が行われたんですけども、その傍聴に私が急遽いわき市の方々を電話でお呼びしたんですけども皆さんご存知なくその意見交換会に呼ばれていた方々はあらかじめいわき市が選んだ方々で、それぞれの商工会議所の議長、区長、会長、PTA 会長などの方々が細野大臣との意見交換会として呼ばれておりました。歩いて5分程のところそこに住民が100人くらい集まって住民達のシンポジウムをやったんですけども、その直後にそこに伺いましたところ歩いて5分のところに細野大臣が来られて住民達の声を吸い上げるべく意見交換会が行われていたことを誰一人知りませんでした。ですのでこの実際自治体の長の声ではない声を聞きたいという会でしたのに、自治会の長がそのメンバーを選定してそして住民の方々が知らないところで行われている意見交

換会というのははたして本当に意味があるのでしょうか。園田政務官にお答え頂けたらと思います。そしてこれからもこのような会は各地で企画されているのでしょうか、お願いいたします。後文科省によろしく願います。以前私がプルトニウム 241 の汚染地図が出なかった件について渡辺次長の方からご回答を頂きまして、それがスピードと緊急性とバランスを考えてプルトニウム 241 は測定が難しいので時間をかけるより測定場所を増やすという選択をしたとお答えを頂きました。しかしチェルノブイリの事故後の土壌の解析、公式の解析を見ますと直後一年後などでもプルトニウム 241 は 239 足す 240 の量より 110 倍の量をきちんと解析しています。そして 14 年後に改めてアメリカニウム 241 を解析しているんですけども、検出のスピード性とバランス性を考えてということですが、ではこの日本は福島事故はプルトニウム 241 を検出する機械若しくは人員マンパワーが足りないという認識なんのでしょうか。ご回答よろしく願います。

A : (東電) はい。まず東京電力からお答えさせていただきますけれども、いわゆる発電所の内部あるいは元請け企業さんから連絡を受けているのは 3 件でございますけれどもそれ以外に関しましては基本的に連絡はございませんので交通事故ないしはプライベートのご病気等で亡くなるというケースはあろうかと思っております。ただ高レベルの 100mSv を超えた方に関しましては健康診断を受けることになっておりますので、その際に受けたか受けなかったかというところは確認は出来ておりますので私はそのように申し上げたところで

Q : ありがとうございます。関連で園田政務官よろしく願います。現在各会社の線量限度は 100mm までいかず、60mm80mm 各会社によってそれぞれという状況でして 100mm 超えることが滅多にない状況で把握されることもないと聞いております。例えば実際にある話なんですけども、3 月以降緊急時作業に加わりまして 3 月から 8 月まで働いてそこでその社の線量限度 60mm を超えパンクしたということで 9 月から自宅待機、そして 10 月に心筋梗塞で亡くなるという若者もおられるんですけども、これは線量限度以下ですので合法的で把握しなくても構わないという認識で政府としてもそういう認識でということよろしいでしょうか。

A : (園田政務官) 私どもとしては電離規則の関係の中で被ばく線量というものを考え、今回は緊急時ということでそれを引き上げをさせて頂いているわけでございますけれども、その範囲内で各事業者である東京電力並びに協力頂

いている協力会社も含めてその形においては、しっかりと守ってもらいたいというのが私どもの基本的な考え方でございます。その範囲内でしっかりと線量を管理していただくということは、またそのチェックを保安院が中心となって現地で行わせて頂いているということでございます。

Q：すいません。質問の趣旨が伝わってなかったかと思いますが、範囲内で線量管理されているので、例えば年 60mm 被ばくした後に心筋梗塞で亡くなってもしその亡くなった方は把握しなくてもよいという政府の基本的な考え方ということではよろしいでしょうか。

A：（園田政務官）当然この作業の中においてそういったことがあれば、きちっと対応をしなければならぬと私どもも当然考えているところでございます。したがって線量の管理というのは厳格にやらせて頂いているつもりでございますので、その範囲内できちっと対応はするようにそれは東京電力に対しても再三再四要請をさせて頂いてるところでございます。

Q：すいません。理解出来なかったんですけども作業の中でこういったことがあればとおっしゃられましたが、それは作業時に亡くなられた場合は把握するという認識でしょうか。

A：（園田政務官）当然作業に入るというところにおいてこの発電所の中に入るわけでございますので、その敷地内における様々な労務管理というものは当然ながら東京電力そしてまたその下請け孫請けのそれぞれの事業者関連企業がきちっと行うべきではないかというふうに思っております。

Q：分かりました。すいません質問の趣旨が伝わっておりませんようで同じ質問を改めていたしますが、ぶら下がりで聞いた方がいいですか。すいませんぶら下がりで聞いて欲しいというあれば分かりました。それ受けたまわりますので所属記者名と媒体名をおっしゃっていただけませんか。すいませんではぶら下がりで聞きますので所属媒体名と記者名を承りたいのですが。産経新聞の大竹さま、分かりました。ではそれはぶら下がりで聞きますので、では意見聴取会についてよろしく願いいたします。

A：（園田政務官）10月22日に細野大臣がいわき市において住民の皆さん方との意見交換をさせて頂きました。細野大臣からは当然ながらその首長の方、自治体にお願いをさせて頂いたわけではございますが、何かこちら側

からその対象者を区切らせていただいたわけではございませんので、住民の皆さん方との意見交換をさせていただきたい、については設置も含めてお願いをしたいということで投げさせていただいて、当日そういう方々が自治体を通じてお声がかげられたというふうに承知をいたしております。その際に私どもの形で、以前にもご案内かもしれませんが、細野大臣、地域住民の皆さん方との意見交換という形で行った経緯もございまして、時間が許す限りにおいては細野大臣もなるべくそういった方々と意見交換したいという気持ちは今でも持っておりますので、今回で最初で最後ということではありません。

Q：分かりました。その住民のその方々ですけれども、自治体のいわき市の長が全てあらかじめ選んで、そして住民の方々はご存知ないという形で別に構わないということでしょうか。そしてそれはこれからもそのような形で各地で行われるということでしょうか。

A：（園田政務官）自治体の長の方が選んだかどうかはちょっと。

Q：今回はいわき市の方が全て20名選ばれました。いわき市長です。すいません。

A：（園田政務官）市長がってことですか、首長が選ばれたんですかね。

Q：そうです、市長があらかじめ20名選ばれて。

A：（園田政務官）そういうことですか。言わば首長も当然ながらいわき市を代表される方でございますので、そういった方に言わば住民の皆さん方を代表する方々と意見交換をしたいというふうに申し上げて、そしてセッティングをしていただいたというふうに思っております。

Q：分かりました。ありがとうございます。産経新聞の大竹さんすいません、関連でひとつだけよろしくお願いたします。保安院にお聞きします。実用炉規制で線量限度は事故前は通常時50mmですが、その通常時50mmの線量限度60mmを被ばくして、それで自宅待機で心筋梗塞で亡くなったという方もやはり事故後では合法的などで把握しなくていいという考え方でよろしいでしょうか。

A : (保安院) 今の基準のもとで管理をされていることについては、保安院としては特に法令上の問題はないと考えます。ただ、お亡くなりになられた場合にはそれは別途いろんな対応、それが労働災害かどうかというのはまた別の観点からの対応があると思いますけども、原子炉等規制法の規則を守っておられるかどうかという観点からすれば、そこは今の緊急時の被ばく管理としては問題はないというふうに考えております。

Q : 分かりました。ありがとうございます。

A : (文科省) 文部科学省でございます。土壌中のプルトニウム 241 の測定についてのご質問でございます。前回渡辺が答えてございますけれども、今回の調査の目的というのが発電所由来のアルファ核種であるプルトニウムがどの程度飛散していたのかということに限られたサンプル数、時間の中で把握するというのが目的でございましたので、プルトニウムに関しては 238 と 239 プラス 240 を測ったわけでございます。241 につきましてはいわゆるベータ線を出しているということと、計測に他の核種の倍近く時間がかかるということで今回はその測定はしなかったということでございます。ただご指摘のようにプルトニウム 241 は娘核種であるアメリカシウム 241、これは内部被ばくにかなり他のプルトニウム 238 などと同様に重要な核種でございますので、ご指摘の点は重要な観点であるというふうに思っております。今後計測のスピード性あるいは放射性物質、プルトニウム等の拡散の広がり、つまりどれだけサンプルを取るかということ全体を勘案する中で、また専門家の意見も聞きながらその計測をするかどうかについて検討していきたいというふうに考えてございます。

Q : 分かりました。プルトニウム 241 はいわゆるベータ波で検出しにくいということは存じてるんですけども、これから検討するというので、チェルノブイリは直後に広範囲に解析しておりましたので、なぜ日本で解析ができないかというのがとても謎でしたので、機械が足りないのか、マンパワーが足りないのか、他に何らかの理由があるんでしょうか。その検出方法が難しいから解析できないという、根底として。

A : (文科省) チェルノブイリの地図がいつできたのか私も承知してございませんけれども、今回の土壌の調査の目的というのが、その福島第一原子力発電所からのプルトニウムの拡散の広がり、濃度を調べるということがまず第一の目的でございました。同じプルトニウム同位体ですので、同じよ

うな挙動をして出て行ったということは想像できます。それからもうひとつ線量の評価という意味では、いわゆるベータ線ということで、241の内部被ばくの傾向を撮取した時の線量への寄与の割合は、逆に他のプルトニウムなどに比べて少のうございます。したがって、先日の保安院の6月の試算では他のプルトニウムの同位体に比べてたくさん出ているというような結果もございますけれども、他方線量への寄与は少ないというような状況もございますので、全体のバランスを考えながら対応していきたいと、無限に測定機器とかあるいはサンプルについても取れるというような状況ではございませんので、その時々が一番効率的な、かつ効果的な測定をしていきたいというふうに考えてございます。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

それでは、質問、はいそちらの方どうぞ。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしく申し上げます。回答する記者団の佐藤です。まず1点補足を先にお願ひします。園田さんに、先ほどゲルマニウム検査器とストロンチウムの検査可能な数ということで要望をお願いしましたけれども、これは現時点であるものに加えて、今後購入する予定が立っているものというのも別に加えていただけませんかでしょうか。

A：（園田政務官）今後購入予定、それはいつの段階でしょうか。

Q：そこまでは特に限定していませんので、今後購入する予定があるというものと、現在稼働している、設置されている計測器の数ということで政府がどれだけ把握しているか分ればと思っております。

A：（園田政務官）分かりました。まず把握してるかどうかを確認をさせていただいた上で、どこまで調査ができるかちょっと受け取らせていただきたいと思ひます。

Q：はい、よろしくお願ひします。質問です、東京電力、関連してこれは園田さんにも。福島第二の方なんですけれども、こちらは現場取材させてもらえませんかでしょうか。福島第一の方が現状要望がとおひりませんので、第二の方

を先に見ることができればと思います。それと東京電力に別の質問です。園田さんが飲むと言っている水についてなんですけれども、これは水を汲む人というのが多分いるかと思うので、この水を汲む人、フリーの記者、ごめんなさいフリーではなくても結構です。記者の側から人を出させてもらえないでしょうか。それともう一つ園田さんに。統合対策室の議事録の有無との関連があるんですけれども、こういった事務的な有無を確認するんですとか、統合対策室内で確認して回答する必要があるような事柄に対して、政府側で誰がというんでしょうか、どの省庁、部門の人が対応されているのかそういった事を分ければ教えてください。それから、園田さんがいらっしゃらない時の会見の実施どうするのかということも関係があるんですけれども、そういった例えば園田さんのスケジュールを見た上で何時にするとかそういった進捗管理、あるいは状況の把握というのを誰が責任を持ってやっているのか、そういった事を知りたいです。それから対策室、室長という人はいるのでしょうか。先ず、質問は以上です。それと、以前質問させて頂いたことの回収をお願いします。先ず、園田さんに統合対策室の議事録の有無の関係です。これはどうなりましたでしょうか。まだでしたらなぜまだなのかということが分ければと思います。あわせて園田さんにライブカメラを設置可能な場所について政府職員で敷地内を探索して貰えないかということをお前々回の会見でお願いしましたところ、一応政府側でそれを決定できる、又は、そういったことを出来る権限のある人が確認出来ないということで、誰がそういったことを指示できるということだと思っておりますけれども、権限を持っているか確認をお願いしておりますけれども、これは出来ましたでしょうか。それと最後、東京電力に今日の会見でも1度質問させて頂きました、集中監視用のウェブカメラ、全部で90台あるということでしたけれども、何号機にそれぞれ幾つ付いてるか分かりましたでしょうか。分かりましたらお答えいただければと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

A : (東電) はい、東京電力からお答えさせて頂きますが、福島第二原子力発電所についても現在警戒区域の中でございますので、ご見学と言いますか、現場公開に付きましては1Fと同様、今の所は出来ないという状況でございます。それから、水で5、6号機の北側の水でございますが、こちらは既に採取は終わっております、現在、分析機関で雑菌等、いわゆる大腸菌等飲める水であるかどうか確認しております。それから、集中カメラでございますが、台数は1号機で12台、2号機14台、3号機で10台、4号機9台、5号機1台、6号機が7台、その他共通で34台ということで正確に申しますと87台が今付いております。

Q：ありがとうございます。園田さんお答え頂く前に今のやり取り済ませてまいります。先ず、福島第二原子力発電所内に取材出来ないということですが、これは取材可能になるのは何時位なのでしょう。福島第一とセットで考えて良いのでしょうか。

A：（東電）今のところまだ未定でございます。第二発電所の現場公開も含めて現在検討させて頂ければと思います。

Q：分かりました。それと、飲む水に関してなんですけれども、採取済みというのは園田さんが飲む予定になっている水に関してが採取済みということなんでしょうか。

A：（東電）はい、今採取が終わっておりまして分析機関で雑菌、大腸菌の有無を確認しているところでございます。

Q：分かりました。これ、今多分寺澤さんからコメントがあるかと思うので私の質疑が終わった後でマイクを回して頂ければと思います。ありがとうございます。園田さんよろしくお願いします。

A：（園田政務官）はい、先ず対策室の室長はということでございますけど、以前、皆さま方に御配りさせて頂いた政府組織の全体像があるかと存じますが、それで責任者でございますけれども、連絡担当責任者というのは現、経済産業大臣である枝野大臣でございます。連絡担当者が細野原発担当大臣という形になっておりまして、事実上対策室の政府の責任者という形でこの様に記載させて頂いておるものでございます。議事録についてはまだ確認が最終的に出来てないということでございまして、私の所にその確認結果があがってきてないというのが現状です。遅くなって申し訳ございませんが、もう暫くお待ちを頂きたいと思っております。それから、ライブカメラの決定の権限でございますけれども、これについてもまだ確認が済んでないということでございますので、もう暫くお待ちを頂ければと思います。

Q：ありがとうございます。2点、細かな所確認させて下さい。室長というポストは政府側には無いということでもいいのでしょうか。統合対策室として東京電力側にもそういった室長という様なポストはあるのでしょうか。

A：(園田政務官) 取り立てて対策室の室長という取り決めをしたのでは無いと承知を致しております。

Q：分かりました。ありがとうございます。対策室内の進捗管理、園田さんが秘書的な役割をするという考えで良いのかと思うんですけども、誰が、あるいは、どの部門がというのが

A：(園田政務官) そういう面では、対策室というかですね、例えばこの統合対策室の共同記者会見、これの事務局をやって頂いているのが保安院がやって頂いているところでございまして、この議事録の共同記者会見のですね、議事録を確認をしてホームページにアップするということも含めて保安院で事務担当はして頂いております。

Q：そうしますと、統合対策としての議事録、まだ報告は来ていないというのも、これ探しているのは保安院の職員の方ということで。

A：(園田政務官) はい、そうです。

Q：それから室長との関係なんですけども、統合本部の時に事務局長の細野補佐官がいらっしまったと思うんですけども、現在、事務局長というポジションってあるんですか。

A：(園田政務官) そういう面では今はございません。

Q：分かりました。了解です。ありがとうございます。

○司会

質問まだ、そちらの方いらっしますね。他に今そちらの方追加で質問ありますが、他にいらっしませんね。いらっしますか。その、後ろの方、その後、一番前の方

○フリー 木野

Q：度々、すいません。フリーの木野ですけど、保安院さんに先ほど、手順書アメリカのNRCの方でチェックしていないという話があったんですが、これはアメリカの情報を調べた報告書のような物がもしあれば見せて頂ければなというふうに思います。これ、お願いできますでしょうか。それから、も

う1点、文科学省、伊藤さんにですね、紛争審査会の議事録なんですけども、最後に公開されているのが8月5日の中間取りまとめの物で、これも2ヶ月以上の前なので、こういった物は関心の高い物なので、出来れば審査会の後一両日中位には公開お願い出来ないかと思うんですが、これは如何でしょうか。検討頂ければと思うんですが。以上、お願いします。ごめんなさい、もう1点だけ東京電力の松本さんに、先ほど8時間はDGの時間という話だったかと思うんですが、非常用DGの燃料の持続時間は1Fではどの位を見てらっしゃるんでしょうか。以上、お願いします。

A：（保安院）保安院でございますけど、NRCでの手順書の取り扱いについてのレポートがあればというご指摘でございますが、そういった物はございません。我々ホームページをチェックしたりとか、今こちらの方に常駐しているNRCの方がいらっしゃいますので、そういう方にお会いする際にお聞きしたということでございます。

Q：ちょっと確認頂ければと思いますが、今、NRCのインスペクションマニュアルというのがテンポラリーインストラクションの2515184というもんなんですけれども、これで、SAMG、シビアアクシデントのマネジメントガイドラインをチェックするという様な事が書かれているので、ちょっと内容を保安院の方で実際にそのNRCがやっていないのかどうかもう1度確認頂ければと思います。出来ますでしょうか。

A：（保安院）はい、分かりました、確認いたします。

A：（文科省）はい、文部科学省でございます。原子力紛争審査会の早期公開をということでございますけれども、関係の部署に適切に対応出来る様にしたいと思います。

Q：お願いいたします。その時にですね。なぜ2ヶ月も掛かっているのかも教えて頂けますか。

A：（文科省）先日、放射線審議会の時も同じ様な質問御座いましたけれども、一般的に外部に発注した議事録、速記録を起こしまして関係の委員に確認を得るというのが通常の手続きでございます。そのような関係で遅れているのは無いかと推測所でございます。

Q：関係の方に確認いただくのは結構なんですけども、事態が事態なので通常のようにやって頂いては困るので早めに公開するのをお願い出来ますでしょうか。

A：（文科省）早めるように伝えたいと思います。

A：（東電）東京電力でございますが、DGの燃料油は約1週間分がございます。

Q：これは今回使える状態にあったんですかね。

A：（東電）はい。そうです。

Q：津波後も。

A：（東電）津波後は外部電源がありませんし、DGそのものが止まっておりまして、燃料の補給そのものも出来ておりません。

Q：燃料はどちらに確保されているんでしょうか。

A：（東電）屋外の軽油タンクに確保しております。

Q：それは津波で今回流れた。

A：（東電）いえ、違います。軽油タンクそのものは、いわゆる岩盤にくっついておりますので、軽油タンクそのものは健全でございますけれども、軽油を動かすポンプ、電源がないという状況でございます。

Q：軽油タンクの場所は地図でどっか示されていましたっけ。

A：（東電）海側に円い印があるかと思いますがけれども、基本的には個々の設備の場所については明示は避けているものでございます。

Q：タービン建屋と海の間と考えればよろしいでしょうか。

A：（東電）はい、そうです。

Q：分かりました。

○司会

それでは最後の方どうぞ。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有ですけど、最後にお一つ園田さんに聞きますけど、さっき私の途中の質問で園田さんはこの飲む水のきちんとそこから取水したとかいうこととかのちゃんと公正さを保つために、これ手順これからどうするか段取りとか決まったら明らかにするって言ったのに、既にそれに水くんであって、それ検査してこれからそれ飲みますってちょっと違うんじゃないんですか、それさっき言ったことと。

A：（園田政務官）その状況を逐一記録に残しておくという点ではやってもらってると思います。

Q：そうなっちゃうと、それを全部やっているのは東電の社員しか立ち会っていないわけですよね。撮影してるにしても、ですよね。

A：（園田政務官）はい、そうだと思います。

Q：それはかなりいんちき臭い話だと思いますけど、何でそういうふうになっちゃったんですか。だって、我々記者が立ち会うか、あるいは最低でも政府の方から保安院の誰か立ち会うかしなかったら、意味ないって分かるじゃないですか、それ。

A：（園田政務官）でも、ちゃんとテレビカメラも含めてですね、撮っていれば何か手品でもあるまいし、そのような不正が行われるとは私は認識はいたしておりません。

Q：それ飲むときに、その今テレビカメラって言ってますけど、当然全部公表するんですよね。一部編集したりとかしないで全部を。

A：（園田政務官）はい。当然それはさせたいと思います。

Q：じゃあ、いつやるんですか。今検査してるとか言ってますけど。

A：（園田政務官） ちょっと検査の結果がいつ出るのかちょっと私もまだ報告を受けておりませんが、出来るだけ早くというふうには私からは要請させていただいてます。

Q：それ、とにかく飲まれる時に全部無編集のものを取りあえず全部素材出すということは約束していただけるんですよね。少なくとも。

A：（園田政務官） もちろん、そのつもりです。

○司会

よろしいでしょうか。最後にそちらの後ろの方どうぞ。

○回答する記者団 佐藤

Q：回答する記者団の佐藤です。東京電力よろしくお願ひします。今の園田さんが飲む事になっている水の件ですけれども、いつくんだのか、誰がどこからくんだのか。それからそういった状況は映像で残っているのかどうか、その点をお答えいただけませんかでしょうか。よろしくお願ひします。

A：（東電）10月22日に採取しておりますけれども、映像等については飲む日に皆さまにご紹介をさせていただければと思っております。

Q：映像撮っているということでもいいんですね。ということはその採取するところから。

A：（東電）そうですね。私も見たわけではございませんので、ちょっと確認しますけれども、政務官のご指示もございまして、採った証拠となるようなものは残しております。

Q：分かりました。取りあえず了解しました。ありがとうございます。

○司会

よろしいでしょうか。それでは以上で本日の会見を終わります。次回は27日木曜日、16時半からを予定しております。詳しくはまた改めてメールでお伝えいたします。本日はどうもありがとうございました。